

聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1 号委員	学校法人 新潟総合学園 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科	教 授	丸 田 秋 男	R4. 12. 1～
2 号委員	聖籠中学校	校 長	丸 田 磨 里	R4. 12. 1～
	亀代小学校	校 長	伊 藤 健 文	R4. 12. 1～
	せいらう幼稚園	園 長	西 村 美 紀	R4. 12. 1～
	ハーモニーこども園	園 長	高 橋 智 恵 子	R4. 12. 1～
	聖籠はじめこども園	園 長	三 國 薫	R4. 12. 1～
	聖籠町民生委員児童委員協議会	会 長	田 村 八 四 男	R5. 4. 1～
	聖籠町社会福祉協議会	障がい支援センター長	本 田 恵	R4. 12. 1～
3 号委員	せいらう幼稚園愛児会	副 会 長	高 澤 茜	R5. 4. 1～
	聖籠町PTA連絡協議会	代 表	佐 藤 史 淑	R5. 4. 1～
	子育てサークル	代 表	苗 木 百 合 子	R5. 4. 1～
4 号委員	一般町民		伊 藤 め ぐ み	R4. 12. 1～
	一般町民		藤 間 殖	R4. 12. 1～
事 務 局	聖籠町教育委員会 子ども教育課	教 育 長	近 藤 朗	R4. 4. 1～
		課 長	佐 藤 寿	R4. 4. 1～
		課長補佐	天 野 秀 一	R4. 4. 1～
		主 任	宮 下 勝 敏	R5. 4. 1～
		主 事	三 浦 昂 平	R4. 4. 1～

- 1 号委員 ： 学識経験者
- 2 号委員 ： 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者等
- 3 号委員 ： 子育て支援団体の代表者等
- 4 号委員 ： 一般町民

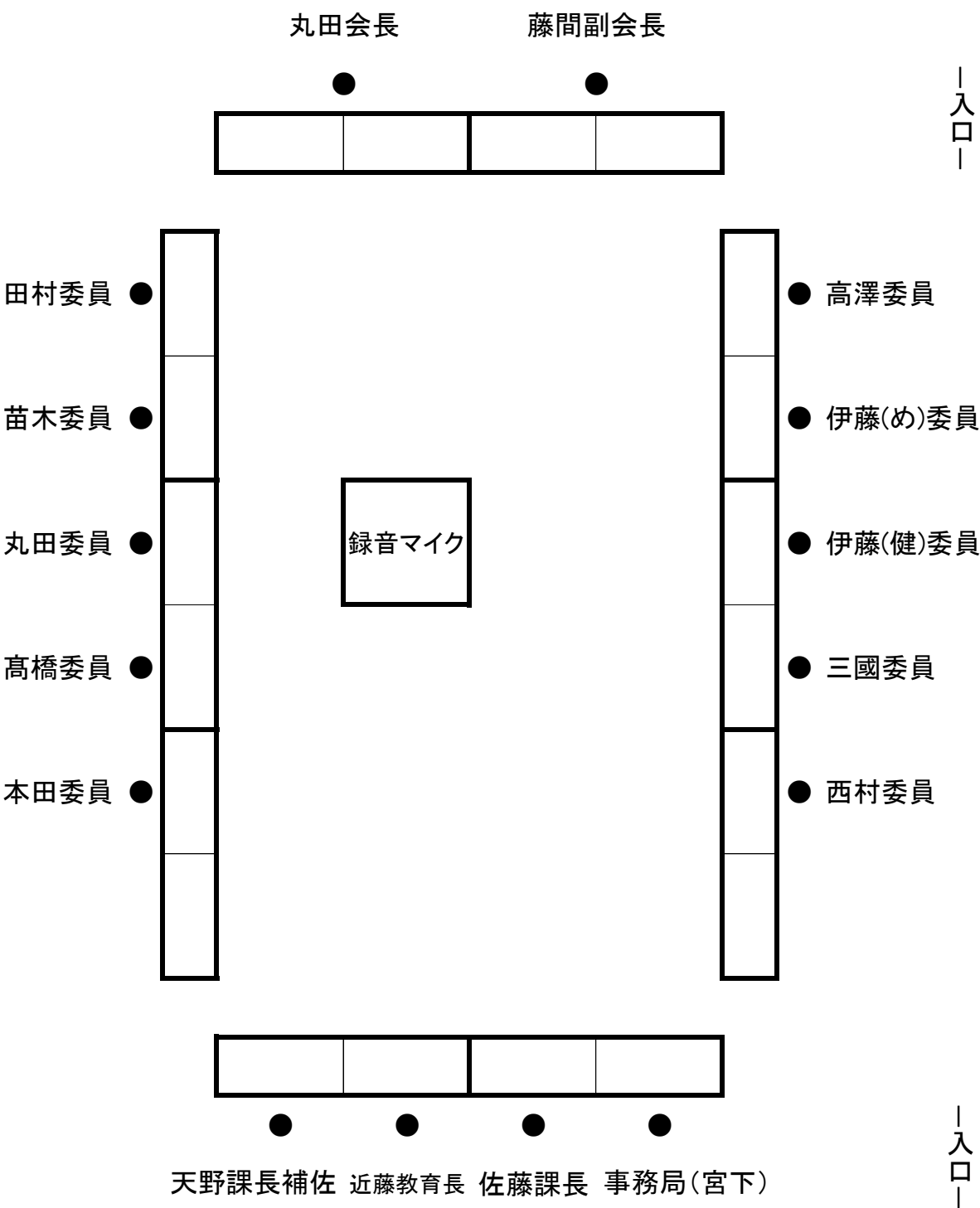
任 期 ： 令和4年12月1日～令和6年11月30日

第1回 聖籠町子ども・子育て会議 席次表

日時: 令和5年10月17日(火)

午後1時30分～

場所: 聖籠町役場 3階 第2会議室



第二期
聖籠町子ども・子育て支援事業計画
【令和2年度～令和6年度】

令和2年3月
令和5年3月一部改訂

新潟県 聖籠町

は じ め に



本町では、子どもを安心して産み育てることができるまちを目指して、これまで幼稚園の基本保育料を無料にして、子育て家庭を支援してきました。また、子育て支援や子どもの健全育成のためのさまざまな取り組みを進めてきました。

現在、全国的には、少子化の進行が深刻化する中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化といった家族構成の変化などにより、子育てへの不安感や孤立感が益々高まっています。また、女性の社会参画の促進やライフスタイルの変化から、共働き家庭も増加傾向にあり、本町においても、多様化する保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国では、社会全体で子ども・子育てを支援し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成 24 年 8 月に、「子ども・子育て関連 3 法」が公布され、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。新制度においては、この制度の目的である幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援のサービス量の確保と質の向上を図るため、各市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられ、本町においても、この制度の実施主体として、平成 27 年には「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このたび、「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、同計画を見直し、「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

最後に、本計画の策定にあたり、聖籠町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

聖籠町長 西脇 道夫

目 次

第1章 支援事業計画の策定にあたって.....	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	2
3 計画の策定体制	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状.....	3
1 人口・世帯の動向	3
(1) 人口・世帯数	3
(2) 出生数・出生率	6
(3) 転入・転出	7
(4) 婚姻・離婚	8
(5) 未婚者数	9
2 産業構造の動向	10
(1) 就業者数	10
3 家族の動向	12
(1) 世帯構成	12
(2) 就業状況	15
4 保育サービス等の提供状況	19
(1) 就学前児童での子育てシステム	19
(1) ー 1 保育園の状況	19
(1) ー 2 幼稚園の状況	23
(2) 特別保育の状況（保育園）	26
(3) 母子保健の現状	27
(4) 小学校・中学校の状況	31
(5) 地域における子育て支援事業利用状況	31
(6) 地域における健全育成の推進	32
(7) 放課後児童対策事業（学童保育）の状況	33
(8) 子ども家庭相談センター事業の状況	33
(9) 支援を必要とする子どもや家庭への助成等状況	34
5 ニーズ調査結果の概要	35
(1) 調査結果	36
(2) 子育ての環境や支援に関する意見・要望等	50
6 聖籠町における主な子育て支援の取り組み（前計画の評価と進捗について）	52
(1) 教育・保育給付事業	52

(2) 地域こども・子育て支援事業	52
7 国の幼児教育・保育の無償化.....	55
8 聖籠町の子ども・子育て支援における課題のまとめ.....	56
第3章 計画の基本的な考え方	58
1 基本理念	58
2 基本目標	59
3 計画の基本体系	61
4 子ども・子育て支援事業計画の概要	66
(1) 子どものための教育・保育給付	66
(2) 子育てのための施設等利用給付	67
(3) 教育・保育提供区域の設定	68
第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画.....	69
1 教育・保育の量の見込み	69
(1) 量の見込みの考え方	69
(2) 算出方法	72
(3) 基礎データ	72
(4) 量の見込み（算出プロセス）	74
2 提供体制の確保策及び実施時期	75
(1) 幼児期の教育・保育	75
(2) 地域子ども・子育て支援事業	77
3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	85
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方（認定こども園を普及させる背景や 必要性）	85
第5章 施策の現状と目標	86
1 具体的な推進施策の内容	86
(1) 子育て家庭をサポート	86
(2) 仕事と子育ての両立をサポート	96
(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる	100
(4) 豊かな人間性と社会性を育む	103
(5) 子育て活動への支援体制の充実	115
(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動	116
第6章 計画の推進.....	118
1 計画の推進体制等	118

資料編	119
1 聖籠町子ども・子育て会議 審議経過	119
2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿	120
3 聖籠町子ども条例	121

第1章 支援事業計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

■ 法的位置づけ

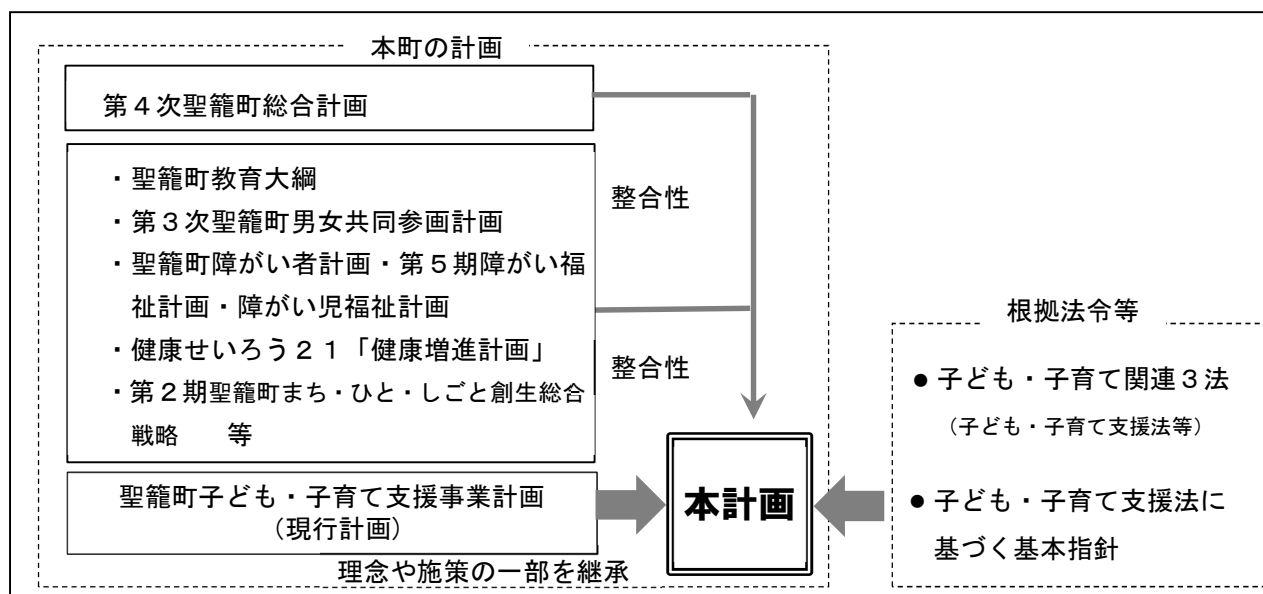
第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。本町においては、より実効的な事業計画とするため、「聖籠町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～31年度）」を策定しましたが、令和元年度（平成31年度）末をもって終了することから、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第二期聖籠町子ども・子育て支援事業計画」により今後の子ども・子育て支援に関する個別計画として、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。

■ 関連計画との整合性

本計画は、子ども・子育て支援施策に関わる総合的な指針となるとともに第4次聖籠町総合計画を最上位計画とし、聖籠町教育大綱、第3次聖籠町男女共同参画計画、聖籠町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康せいらう21「健康増進計画」及び第2期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合性を図りつつ目的の達成を目指します。

なお、本町の最上位計画となる聖籠町総合計画は、第5次計画の策定を令和2年度に控えており、それにより必要に応じて本計画を見直すこととします。

【本計画の位置付け】

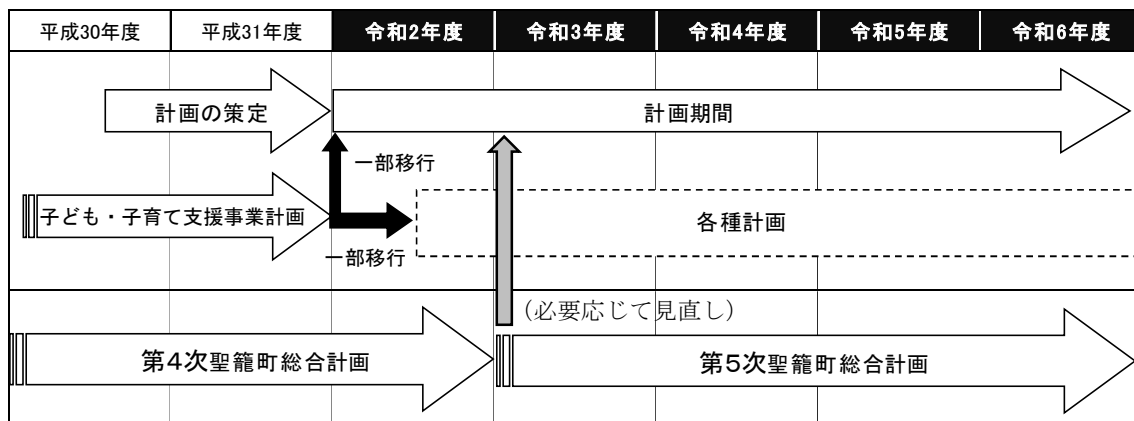


■ 計画の対象

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（子ども）すべてとその家庭を対象とします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。



3 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

本町では、各施策を総合的かつ計画的に推進するため「聖籠町子ども・子育て会議」を設置し計画の審議を行いました。

(2) 町民意見の反映

① 町民ニーズ調査の実施

町民ニーズを把握するため、以下の二種類のアンケートを実施しました。

(結果の概要は第 2 章をご参照ください。)

ア) 聖籠町内在住の就学前（0 歳～5 歳）児童の世帯を対象としたアンケート

イ) 聖籠町内在住の小学生（1 年生～4 年生）児童の世帯を対象としたアンケート

② パブリックコメントの実施

本計画の内容について、町民等からの意見公募を行いました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口・世帯の動向

(1) 人口・世帯数

① 総人口

総人口は、平成27年からみると減少・増加を繰り返し、令和元年は14,081人となっています。また、年少人口(0～14歳)は、微増で推移しており、令和元年は2,165人、15.4%を占めています。

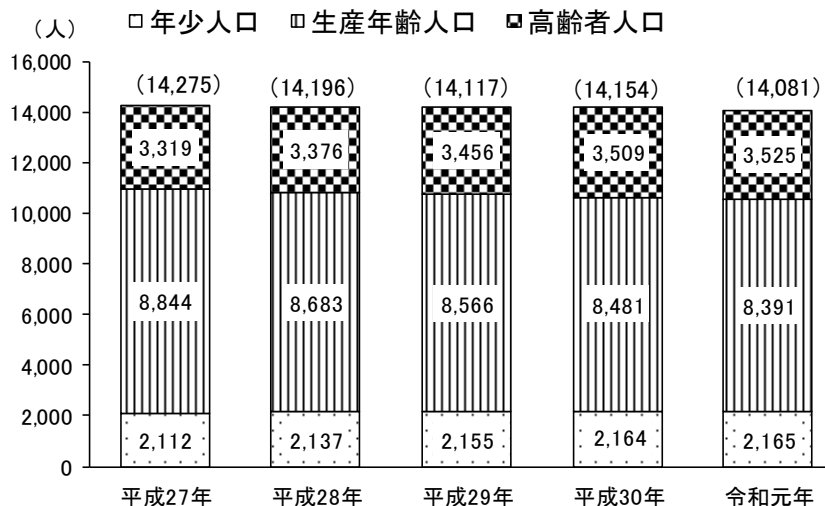
[総人口の推移]

(単位:人、%)

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	14,275	14,196	14,117	14,154	14,081
年少人口 (0～14歳)	2,112 (14.8%)	2,137 (15.1%)	2,155 (15.3%)	2,164 (15.3%)	2,165 (15.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	8,844 (62.0%)	8,683 (61.2%)	8,566 (60.7%)	8,481 (59.9%)	8,391 (59.6%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,319 (23.3%)	3,376 (23.8%)	3,456 (24.5%)	3,509 (24.8%)	3,525 (25.0%)

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(令和元年は7月1日現在)



② 児童人口

児童人口は、0～5歳を平成28年からみると、横ばい傾向となっており、令和元年は894人となっております。

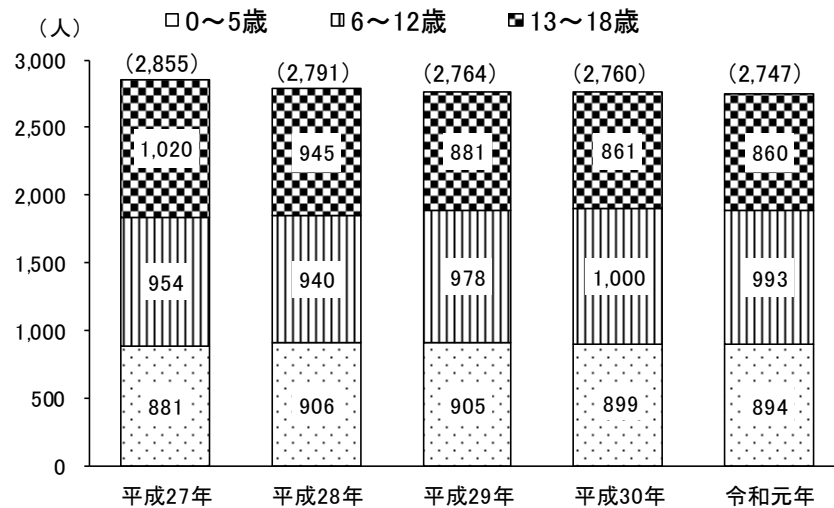
[児童人口の推移]

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0～5 歳	881	906	905	899	894
6～12 歳	954	940	978	1,000	993
13～18 歳	1,020	945	881	861	860
合 計	2,855	2,791	2,764	2,760	2,747

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(令和元年は7月1日現在)



③ 世帯数

世帯数は、平成7年から増加傾向にあります。人口の増加に比べてその増加の伸びが大きいことから、1世帯あたりの人員数は減少しています。この要因としては、核家族化の進行などが背景にあると考えられます。

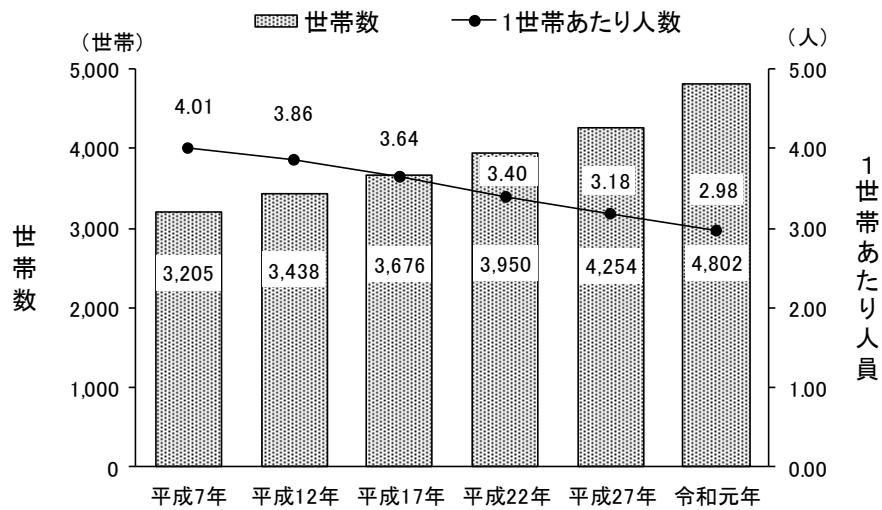
[世帯数の推移]

(単位：世帯、人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
世帯数	3,205	3,438	3,676	3,950	4,254	4,802
1世帯あたり人数	4.01	3.86	3.64	3.40	3.18	2.98

資料：平成7年～27年は国勢調査

令和元年は聖籠町民課(7月1日現在)



(2) 出生数・出生率

出生数は、平成 25 年以降減少・増加を繰り返し、平成 29 年には 133 人、合計特殊出生率は 1.84 となっています。

一般的に、※合計特殊出生率が 2.08 以下になると現在の人口を維持できないと言われています。本町の合計特殊出生率は一時的な増加は見られますが、全体としては減少傾向にあり、また人口を維持できると言われている 2.08 をも下回っています。このことから、本町でも少子化は進んでいることが伺えます。

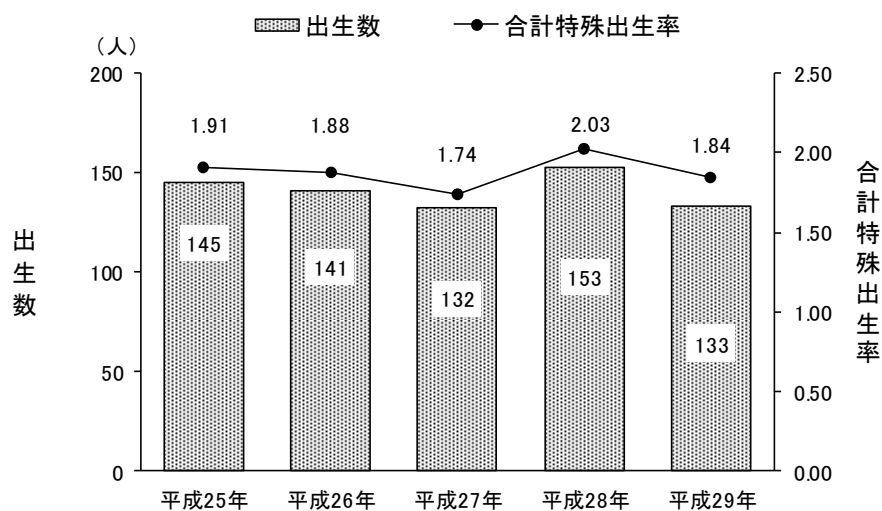
[出生数・合計特殊出生率の推移]

(単位：人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	145	141	132	153	133
合計特殊出生率	1.91	1.88	1.74	2.03	1.84

資料：福祉保健年報(新潟県)

(参考)平成 29 年 合計特殊出生率	
国	1.43
新潟県	1.41



※合計特殊出生率：各年の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(3) 転入・転出

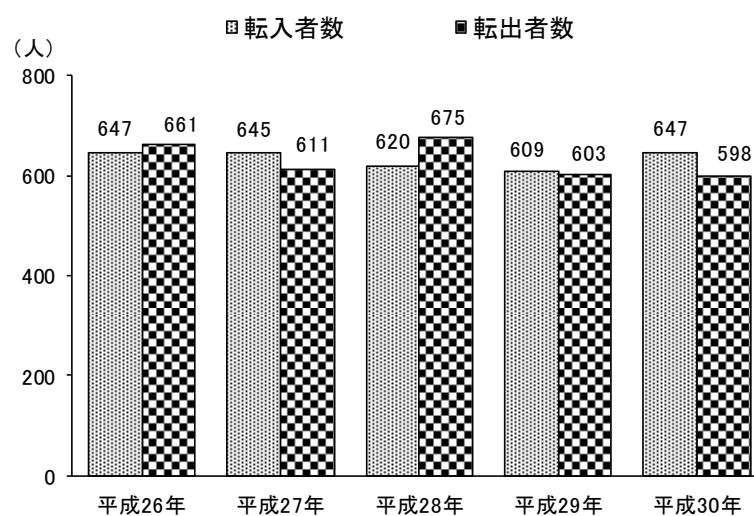
転入者数・転出者数とも、平成 26 年から減少・増加を繰り返し、転入者数は平成 30 年で 647 人、転出者数は 598 人となっており転入者数が転出者数を上回っています。

[転入者数・転出者数の推移]

(単位：人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転入者数	647	645	620	609	647
転出者数	661	611	675	603	598

資料：新潟県人口移動調査結果報告書(各年 10 月 1 日現在)



(4) 婚姻・離婚

婚姻件数は、平成 25 年から平成 29 年まで減少傾向となっています。一方、離婚件数は、平成 25 年から増加・減少を繰り返し、平成 29 年は 25 件となっています。

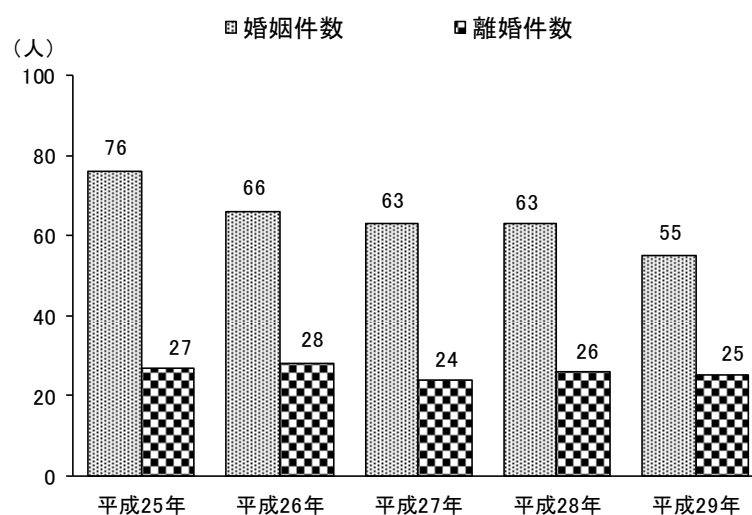
この背景には、若い人の結婚や子どもを持つことに対する価値観の変化、並びに就労状況の変化などが要因になっているものと考えられます。

[婚姻・離婚の推移]

(単位：人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻件数	76	66	63	63	55
離婚件数	27	28	24	26	25

資料：新潟県福祉健康年報



(5) 未婚者数

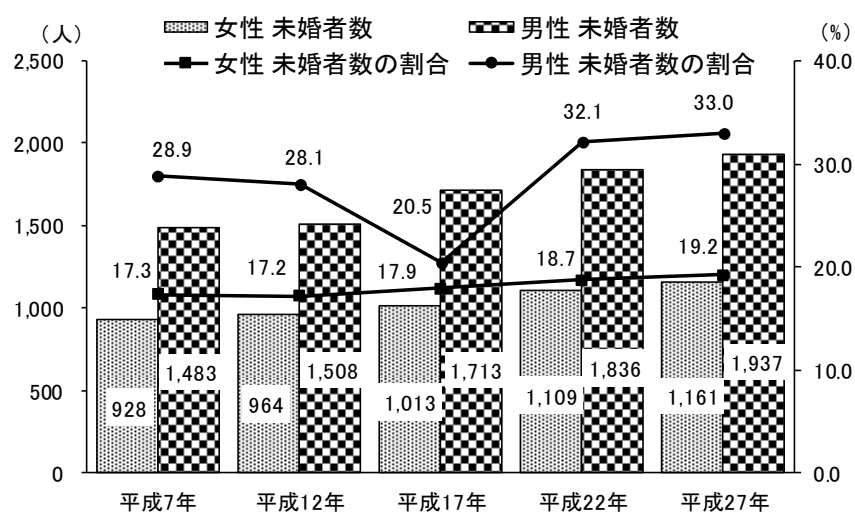
15歳以上の未婚者数は、男女とも増加傾向にあり、平成27年では女性が1,161人(19.2%)、男性が1,937人(33.0%)となっています。

[15歳以上の未婚者数の推移]

(単位：人、%)

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
女性	未婚者数	928	964	1,013	1,109	1,161
	未婚者数の割合	17.3	17.2	17.9	18.7	19.2
男性	未婚者数	1,483	1,508	1,713	1,836	1,937
	未婚者数の割合	28.9	28.1	20.5	32.1	33.0

資料：国勢調査



2 産業構造の動向

(1) 就業者数

就業者総数は、平成7年以降は増加・減少を繰り返し、平成27年の就業者数は男女合わせて7,056人となっています。うち、女性就業者総数の割合は4割強を占め、平成27年の女性就業者総数は3,092人となっています。

産業別の就業者数の変化をみると、第三次産業の就業者数が増加していますが、特に、女性就業者数の増加が著しくなっています。

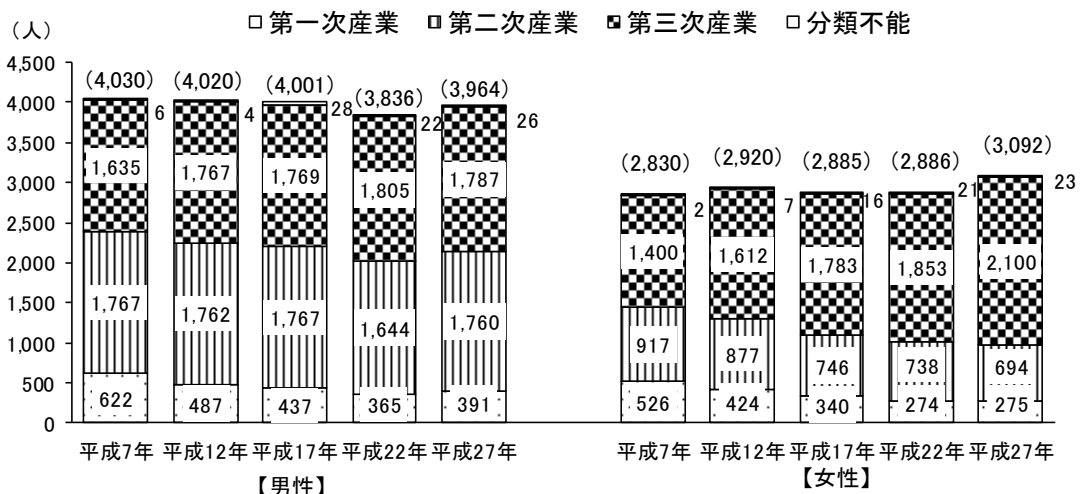
今後も、就業形態の多様化による、女性の就業状況の変化が予想されます。そのため、仕事と子育てを両立に向けた保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭に配慮した職場環境の整備、さらには、男女が協力して家事・育児を行うこと、男性の家事・育児への参加を促進することなどが必要となります。

[産業別就業者数の推移]

(単位:人)

区 分	平成7年			平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
第一次産業	1,148	622	526	911	487	424	777	437	340	639	365	274	666	391	275
第二次産業	2,684	1,767	917	2,644	1,762	877	2,513	1,767	746	2,382	1,644	738	2,454	1,760	694
第三次産業	3,035	1,635	1,400	3,374	1,767	1,612	3,552	1,769	1,783	3,658	1,805	1,853	3,887	1,787	2,100
分類不能	8	6	2	11	4	7	44	28	16	43	22	21	49	26	23
合計	6,875	4,030	2,830	6,940	4,020	2,920	6,886	4,001	2,885	6,722	3,836	2,886	7,056	3,964	3,092

資料:国勢調査

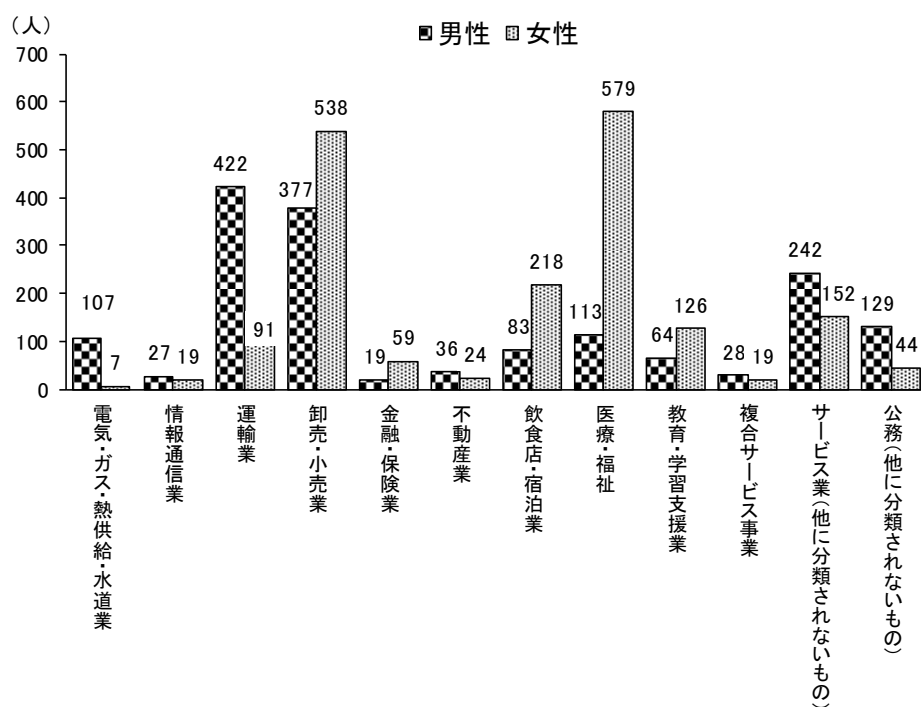


[第三次産業就業者数の内訳(平成 27 年)]

(単位:人)

区 分	男性	女性
電気・ガス・熱供給・水道業	107	7
情報通信業	27	19
運輸業	422	91
卸売・小売業	377	538
金融・保険業	19	59
不動産業	36	24
飲食店・宿泊業	83	218
医療・福祉	113	579
教育・学習支援業	64	126
複合サービス事業	28	19
サービス業(他に分類されないもの)	242	152
公務(他に分類されないもの)	129	44
計	1,647	1,876

資料:国勢調査



3 家族の動向

(1) 世帯構成

世帯構成は、平成7年以降、世帯総数は増加傾向にあり、平成27年は4,394世帯となっています。中でも核家族世帯の増加が多くなっています。一方、1世帯あたりの親族人員は減少傾向にあり、平成27年は3.18人となっています。

核家族世帯の変化についてみると、「夫婦のみ世帯」、「夫婦、子ども世帯」の増加が大きくなっています。また、世帯数は少ないものの「母子世帯」、「父子世帯」も微増しています。

核家族化の進行により、育児に関する知識や協力を得られにくいことや、地域のつながりの希薄化などへとつながることが考えられます。そして、これによって親の育児不安やストレスの増加、さらには親の引きこもりにつながるものと懸念されています。

今後は、保育サービスを充実させるだけでなく、育児に不安を持つ親とサポートする体制等の充実や、男性の子育て参加を促進することなどが必要となっています。

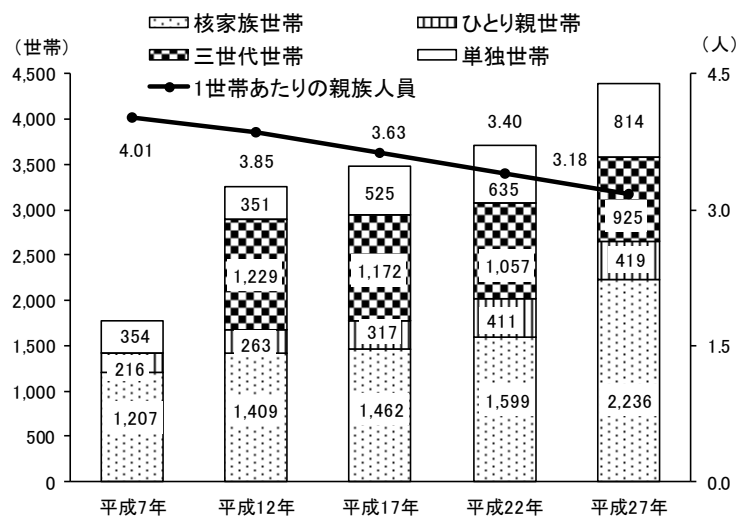
また、増加する母子・父子世帯へのサポートの充実も必要となります。

[世帯構成の推移]

(単位:世帯、人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	1,207	1,409	1,462	1,599	2,236
ひとり親世帯	216	263	317	411	419
三世帯世帯	統計なし	1,229	1,172	1,057	925
単独世帯	354	351	525	635	814
1世帯あたりの親族人員	4.01	3.85	3.63	3.40	3.18

資料:国勢調査

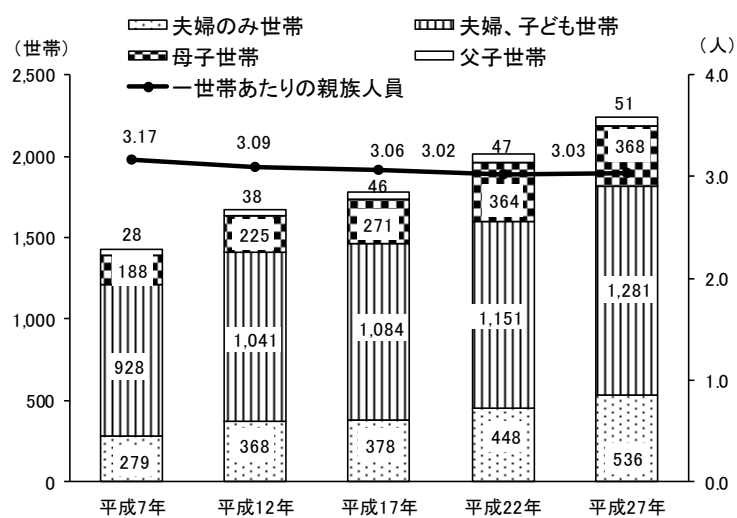


[核家族世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
夫婦のみ世帯	279	368	378	448	536
夫婦、子ども世帯	928	1,041	1,084	1,151	1,281
母子世帯	188	225	271	364	368
父子世帯	28	38	46	47	51
一世帯あたりの親族人員	3.17	3.09	3.06	3.02	3.03

資料:国勢調査

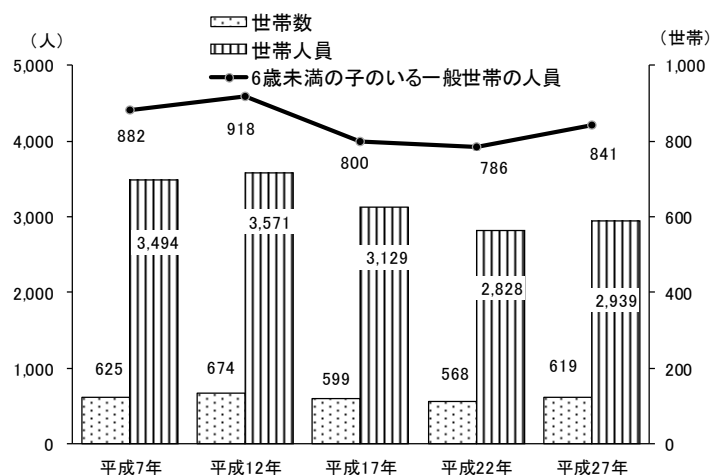


[6 歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	625	674	599	568	619
世帯人員	3,494	3,571	3,129	2,828	2,939
6 歳未満の子のいる 一般世帯の人員	882	918	800	786	841

資料: 国勢調査

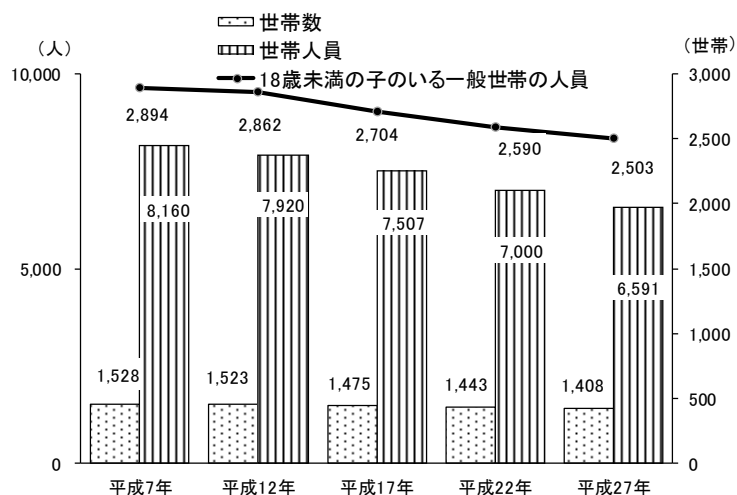


[18 歳未満の子のいる一般世帯の推移]

(単位:世帯、人)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	1,528	1,523	1,475	1,443	1,408
世帯人員	8,160	7,920	7,507	7,000	6,591
18 歳未満の子のいる 一般世帯の人員	2,894	2,862	2,704	2,590	2,503

資料: 国勢調査



(2) 就業状況

① 従業地の状況

就業者の従業地についてみると、男女とも「自宅」で従業する人が減少し、平成27年は、男性で12.3%、女性で11.4%となっています。

従業地の割合では、「自宅外自町」が横ばいに推移し、平成27年は、男性で35.7%、女性36.1%となっています。「県内他市町村」が平成17年度から比較すると平成22年以降は増加傾向にあります。

従業地の拡大等により帰宅時間が遅くなっていることが想定され、それにより、保育サービスの利用時間の延長を希望する方が増加しているものと考えられます。

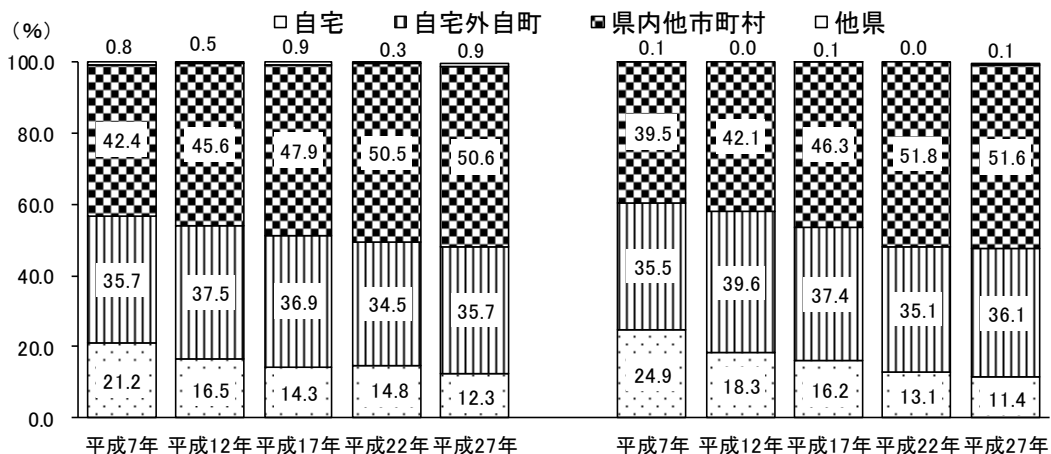
したがって、今後は、さらに保育時間の拡大などの保育サービスの充実の検討が必要になります。

[従業地割合の推移]

(単位:%)

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
自宅	21.2	24.9	16.5	18.3	14.3	16.2	14.8	13.1	12.3	11.4
自宅外自町	35.7	35.5	37.5	39.6	36.9	37.4	34.5	35.1	35.7	36.1
県内他市町村	42.4	39.5	45.6	42.1	47.9	46.3	50.5	51.8	50.6	51.6
他県	0.8	0.1	0.5	0.0	0.9	0.1	0.3	0.0	0.9	0.1

資料: 国勢調査



② 女性就業者の状況

平成 27 年の女性就業者の状況についてみると、20～39 歳までの女性就業者 1,087 人のうち、81.0%（880 人）の方が「主に仕事」（フルタイム就業）となっています。

[女性就業者の状況(平成 27 年)]								(単位:人)
年齢区分	総数	就業者					完全失業者	その他
		総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学の傍ら仕事	休業者		
15～19 歳	376	39	23	1	15	0	3	3
20～24 歳	298	189	172	8	7	2	13	2
25～29 歳	355	269	219	40	1	9	23	2
30～34 歳	419	313	240	61	0	12	12	6
35～39 歳	430	316	249	63	0	4	14	5
40～44 歳	452	374	284	85	0	5	9	3
45～49 歳	398	331	241	85	0	5	5	3
50～54 歳	368	307	228	76	0	3	2	2
55～59 歳	432	327	247	78	0	2	4	13
60 歳以上	2,527	627	375	242	0	10	11	1,184

資料:国勢調査

平成 7 年から平成 27 年の 20～39 歳までの女性就業者の就業形態の割合についてみると、「主に仕事」（フルタイム就業）については、特に 20～29 歳の割合が大きく減少していますが、平成 17 年以降は増加傾向にあります。

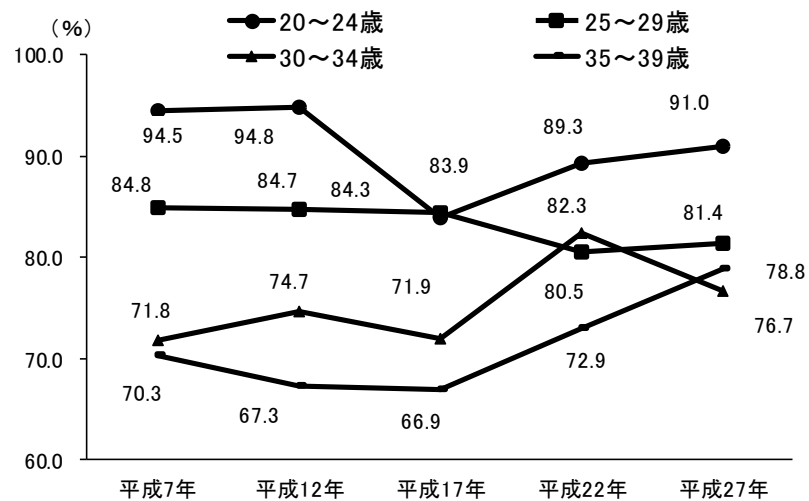
一方、「家事のほか仕事」（フルタイム就業等）の割合については、増加しております。

[20 歳～39 歳までの「主に仕事」の女性就業者の割合の推移]

(単位: %)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
20～24 歳	94.5	94.8	83.9	89.3	91.0
25～29 歳	84.8	84.7	84.3	80.5	81.4
30～34 歳	71.8	74.7	71.9	82.3	76.7
35～39 歳	70.3	67.3	66.9	72.9	78.8

資料: 国勢調査

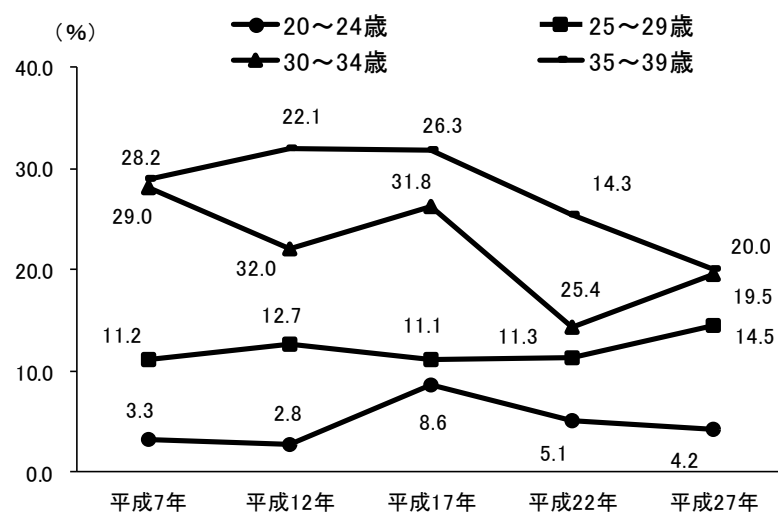


[20 歳～39 歳までの「家事のほか仕事」の女性就業者の割合の推移]

(単位: %)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
20～24 歳	3.3	2.8	8.6	5.1	4.2
25～29 歳	11.2	12.7	11.1	11.3	14.5
30～34 歳	28.2	22.1	26.3	14.3	19.5
35～39 歳	29.0	32.0	31.8	25.4	20.0

資料: 国勢調査



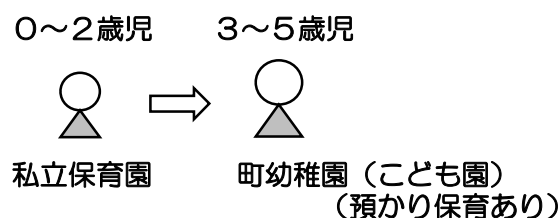
4 保育サービス等の提供状況

(1) 就学前児童での子育てシステム

本町の就学前児童に対する基本的な子育てシステムは「0～2歳児は私立保育園」「3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」で保育を行い、幼稚園の教育標準時間での利用料を無償として保護者の経済的負担の軽減化を図ってきました。

町立幼稚園では、幼稚園体制を基本に保育園機能を付加し対応を行っています。

また、私立保育園では、増加する保育ニーズに対応するため増築や認可定員数の増を実施してきました。



(1) - 1 保育園の状況

① 保育園の概要

令和元年5月1日現在、4箇所の私立認可保育園と1箇所の企業主導型保育園があります。

[保育園の概要]

種別	保育園名	設立年月日	規模 (延床面積㎡)	保育曜日	保育時間
認可保育園	聖籠こども園	H9年 4月	1345.0 ㎡	月～土	7:00～19:00
	聖籠はじめ保育園	H12年 4月	448.8 ㎡	月～土	7:00～19:00
	まごころ保育園せいらう	H21年 11月	365.19 ㎡	月～土	7:00～19:00
	まごころ保育園ひがしこう	H23年 4月	972.79 ㎡	月～土	7:00～19:00
企業主導型	さくらんぼちびっ子保育園	H31年 4月	167.86 ㎡	月～土	7:00～19:00

② 園児の状況

令和元年 5 月 1 日現在の保育園入園児童数は次のとおりです。

[保育園の入所園児数]						(単位:人、%)	
保育園名	園児数					定員 (人)	入園率 (%)
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 以上	計		
聖籠こども園	12	35	36	1	84	100	84.0
聖籠はじめ保育園	4	13	12	0	29	36	80.6
まごころ保育園せいらう	5	11	13	0	29	36	80.6
まごころ保育園ひがしこう	7	42	65	0	114	140	81.4
さくらんぼちびっ子保育園	0	4	0	0	4	18	22.2
よろこび保育園(広域入所)	0	1	0	0	1	新発田市	
はるにれ保育園(広域入所)	1	0	0	0	1		
合計	29	106	126	1	262	330	79.4

※平成 17 年 3 月より 3 歳以上は原則こども園(幼稚園)に入園しています。

③ 園児数の推移

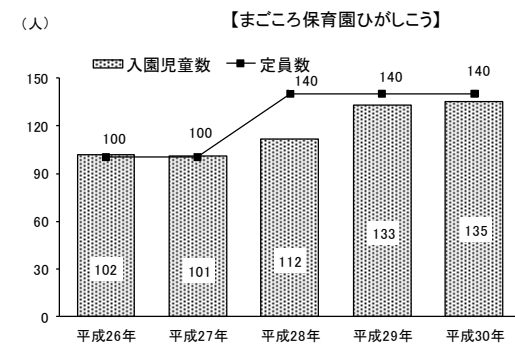
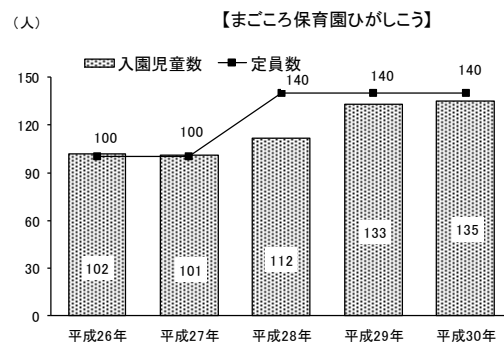
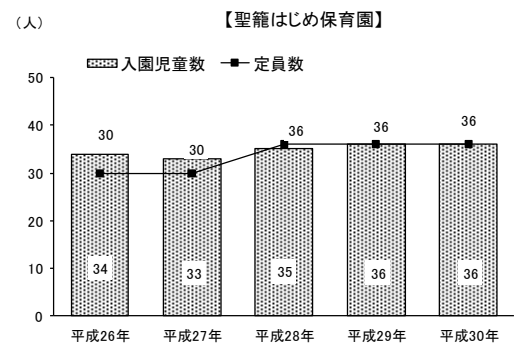
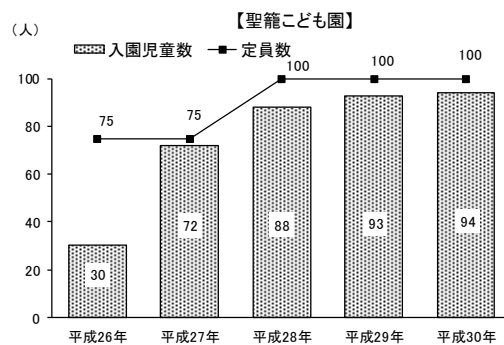
入園児童数の推移は増加傾向となっています。

[園児数の推移]

(単位:人)

区 分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園	入園児童数	30	72	88	93	94
	定員数	75	75	100	100	100
聖籠はじめ保育園	入園児童数	34	33	35	36	36
	定員数	30	30	36	36	36
まごころ保育園 せいらう	入園児童数	33	36	34	35	33
	定員数	30	30	36	36	36
まごころ保育園 ひがしこう	入園児童数	102	101	112	133	135
	定員数	100	100	140	140	140
広域入所	入園児童数	0	0	0	1	5

※(各年 3 月 1 日現在)



④ 延長保育事業の状況

延長保育の実施状況は次のとおりです。

[延長保育事業の実施内容]

保育園名	実施内容
聖籠こども園	7:00～8:00、16:00～19:00
聖籠はじめ保育園	7:00～8:00、16:00～19:00
まごころ保育園せいらう	7:00～8:00、16:00～19:00
まごころ保育園ひがしこう	7:00～8:00、16:00～19:00

延長保育は、すべての保育園で実施しており、保育の延長時間は上記のとおりとなっています。

また、延長保育利用料は下記のとおりです。

[令和元年度 延長保育利用料]

延長保育料
100 円 / 30 分

[平成 30 年度 延長保育月別利用園児数]

(単位:人)

保育園名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
聖籠こども園	18	24	27	22	27	22	26	29	31	32	28	28
聖籠はじめ保育園	7	6	7	7	8	8	9	7	11	7	10	10
まごころ保育園せいらう	7	10	6	8	7	5	7	8	7	4	10	5
まごころ保育園ひがしこう	25	28	33	36	35	31	31	34	36	37	39	39
計	57	68	73	73	77	66	73	78	85	80	87	82

(1) - 2 幼稚園の状況

① 幼稚園の概要

令和元年5月1日現在、3箇所の町立幼稚園(こども園)があります。

[幼稚園の概要]

幼稚園名	設立年月日	規模 (延床面積㎡)	学級数	通園児数	保育曜日
蓮野こども園	S43年4月	1,964 ㎡	7学級	127人	月～金
蓮潟こども園	S44年4月	1,972 ㎡	7学級	176人	月～金
亀代こども園	S46年4月	2,155 ㎡	7学級	159人	月～金

② 園児の状況

令和元年5月1日現在の園児数は下記のとおりです。

[幼稚園の入園園児数]

(単位:人)

幼稚園名	園児数			
	3歳児	4歳児	5歳児	計
蓮野こども園	45	40	42	127
蓮潟こども園	57	56	63	176
亀代こども園	47	54	58	159

※ 希望者には延長保育も実施しています。

[幼稚園の保育時間]

幼稚園名	早朝保育	通常保育	延長保育
蓮野こども園	7:30 ～ 8:30	8:30 ～ 15:00	15:00 ～ 19:00
蓮潟こども園	7:30 ～ 8:30	8:30 ～ 15:00	15:00 ～ 19:00
亀代こども園	7:30 ～ 8:30	8:30 ～ 15:00	15:00 ～ 19:00

③ 園児数の推移

幼稚園における園児数の推移は、下記のとおりです。

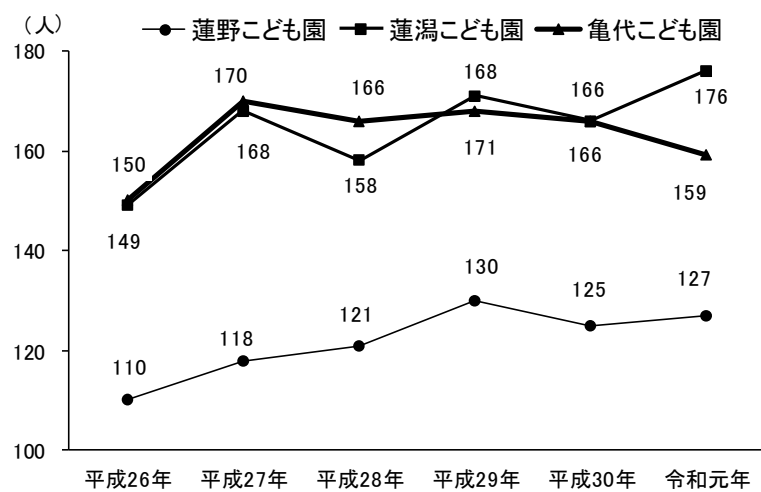
園児の全体数は平成 27 年に増加し、平成 28 年以降は横ばいで推移しています。

[幼稚園の園児数の推移]

(単位:人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
蓮野こども園	110	118	121	130	125	127
蓮潟こども園	149	168	158	171	166	176
亀代こども園	150	170	166	168	166	159

資料:子ども教育課(各年 5 月 1 日現在)



[幼稚園の保育時間]

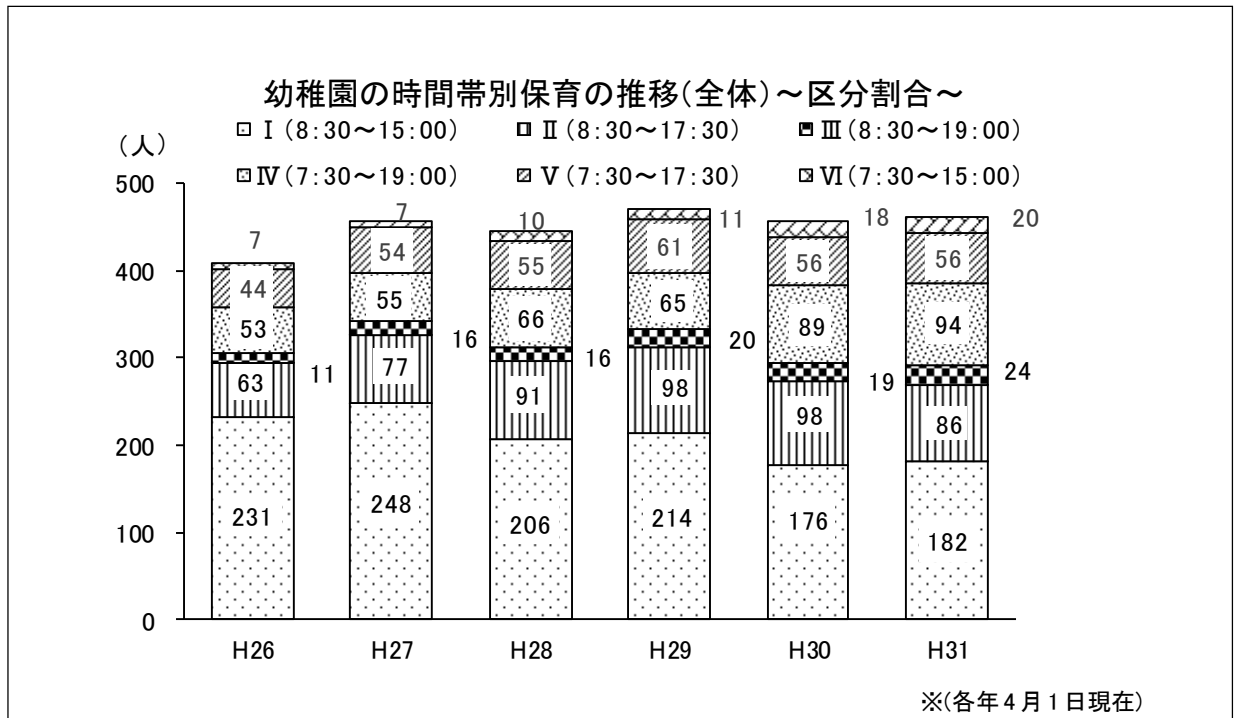
(単位:円)

区 分	通常保育 8:30 ~ 15:00	早朝保育 7:30 ~ 8:30	延長保育		休業日保育
			15:00 ~ 17:30	15:00 ~ 19:00	
保育料 (月額)	0	500	1,000	2,000	時間によって 異なる

(利用形態により通常保育に加え早朝保育や延長保育を組合せ)

④ 保育形態による利用状況（預かり保育の利用）

通常保育「8:30～15:00」の利用数が減少する傾向である一方、預かり保育利用数が増加しており、利用区分として「8:30～17:30」のほか、最大利用可能時間帯となる「7:30～19:00」での利用が増加している。



(2) 特別保育の状況（保育園）

病気やけが・冠婚葬祭など、やむを得ず家庭での保育が困難となった際の一時預かり保育の利用は増加傾向となっています。

低年齢児保育（0～2歳児）の利用は、乳児、未満児の特別保育の全体の利用人数は平成29年に298人と平成28年の269人から増加し、以後横ばいで推移しています。年齢別でみると0歳児が平成29年で増加しています。

障がい児保育は、児童の状況に応じ受入れています。

[一時預かり保育延べ利用状況]

(単位:人)

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園で実施	272	329	370

[低年齢児保育利用状況 乳児・未満児数]

(単位:人)

区 分	0 歳児			1 歳児			2 歳児			計		
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠 こども園	22	28	26	29	31	31	37	34	36	88	93	93
聖籠 はじめ 保育園	10	12	12	12	12	12	13	12	12	35	36	36
まごころ 保育園 せいらう	8	12	10	12	12	12	14	11	11	34	35	33
まごころ 保育園 ひがしこう	29	45	27	39	38	61	44	50	47	112	133	135
広域 入所	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	1	4
計	69	97	77	92	94	116	108	107	108	269	298	301

※(各年3月1日現在)

[障がい児保育受入状況]

(単位:人)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
聖籠こども園	1	1	0	0	1
聖籠はじめ保育園	0	0	0	0	0
まごころ保育園せいらう	0	0	0	0	0
まごころ保育園ひがしこう	0	0	0	0	1
計	1	1	0	0	2

※(各年3月1日現在)

(3) 母子保健の現状

① 出生

出生数は増加傾向となっています。

本町の特徴としては、24歳以下と若くして出産する人が多いことや、県平均と比べ第3子以上を出産することが多いことがあり、県全体に比べやや高く推移しています。合計特殊出生率は県・国平均と比較すると高い値にはなっていますが、全体的には減少傾向にあります。人口を維持できると言われている2.08を下回っていることから、本町でも少子化は進んでいることが伺えます。

[聖籠町の出生数と出生率、合計特殊出生率]

(単位:人)

区 分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数(人)		145	141	132	153	133
合計特殊 出生率	聖籠町	1.91	1.88	1.74	2.03	1.84
	新潟県	1.44	1.43	1.44	1.43	1.41
	全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料:福祉保健年報(新潟県)

[母親の年齢別出生数の推移]

(単位:人)

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総 数	132	153	133
15～19 歳	2	3	2
20～24 歳	17	20	22
25～29 歳	41	46	40
30～34 歳	47	51	48
35～39 歳	21	28	18
40～44 歳	4	5	3

資料:福祉保健年報(新潟県)

[全出産のうち 24 歳までに出産する人の割合]

年次	聖籠町	新潟県
平成 25 年	21.4	9.9
平成 26 年	19.9	9.4
平成 27 年	14.4	8.7
平成 28 年	15.0	9.5
平成 29 年	18.0	9.1

[全出産のうち 第3子以上に占める割合]

年次	聖籠町	新潟県
平成 25 年	24.8	16.5
平成 26 年	22.7	16.7
平成 27 年	15.2	16.5
平成 28 年	19.6	16.6
平成 29 年	18.0	17.2

② 母子保健事業からみえる現状

1 乳幼児健診の状況

乳幼児健康診査の目的は、すべての子どもが身体的、精神的及び社会的に最適な成長発達を遂げることを助けることです。成長過程で起こる問題や課題に早期に対応することだけでなく、これからの長い人生を健やかに過ごすための健康管理のスタートでもあります。

乳幼児健診の「要経過観察」は、運動発達異常が8割で、その多くが体験不足等の環境要因です。1歳6か月児の「要経過観察」は、精神発達障害が8割（主にことばの遅れ）で、次に多動傾向。体験不足・発散不足の環境要因もありますが、その児の特性であると思われるケースもあります。

子どもたちは、乳幼児健康診査や園・学校等で定期的に健康診断・身体計測をしていますが、小学校になると肥満傾向の子どもの割合が高くなります。また、極度のやせや重度の肥満等、人数は少なくとも両極の子どもたちがいるということが課題になります。

■乳幼児健康診査（平成24～28年度 合計）（単位：％）

区分	問題なし	要精密	要経過観察	要治療
乳児	78.7	1.0	18.3	2.4
1歳6か月児	68.9	0.5	22.7	3.3
3歳児	84.5	0.3	10.7	2.2

資料：保健福祉課

■乳幼児健康診査・身体計測等の結果（単位：％）

区分		乳児 (4・7か月)		1歳 6か月児		3歳児		こども園児		小学生		中学生	
		肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ	肥満	やせ
平成 27年度	町	6.1	0.7	2.9	0.6	5.8	0.0	4.6	0.9	7.6		7.6	
	県	2.8	2.6	4.4	0.7	3.9	0.6	4.6	1.2	7.3		7.7	
平成 28年度	町	6.6	0.9	1.5	0.0	2.5	0.0	5.4	1.8	7.8		5.3	
	県	3.5	2.9	4.2	0.7	3.6	0.7	4.4	1.3				

* 肥満のめやすは、乳児はカウプ指数20以上、1歳6か月児～こども園児は肥満度15%以上、小中学生は肥満度20%以上。

資料：保健福祉課

新潟県小児肥満等発育調査報告書
聖籠町学校保健安全等統計資料集

2 母子保健事業からみえる現状

2 か月児訪問や転入児訪問、各乳幼児健診などの各母子保健事業を通して、町民の暮らし、健康に関する意識等を聴きとりまとめ、町民へ返す機会を設けるなど、他保健事業に反映させています。

区分	聖籠町民の声
妊娠期	・妊娠が分かって「嬉しい」「びっくりした」「戸惑った」 ・仕事があるので、育児休暇をこれから相談。 ・初めての出産で、何を準備したらいいの？ ・今から上の子の赤ちゃん返りが大変、抱っこをせがまれる。「赤ちゃんの話しないで」と。 ・パパや家族に協力してもらうには？ ・食事は妊娠期だけでなく、こどもの食事にも大切。
乳幼児期	・1 人目で何が正常か異常か分からなくて心配。 ・パパが協力的。オムツも替えてくれる。 ・1 人目は些細なことも悩んだけど、今はゆとりがあって泣いていてもかわいい！ ・うつぶせ運動…怖くてなかなかできない。 ・夜泣きがひどくて寝てくれない。
幼児期	・指さしが始まって、ごによごによしゃべり始めた。 ・ことばが遅いみたい、大丈夫かな。 ・どうやって遊べばいいのか分からない。 ・すっごく怒った後、後悔することも…。 ・DVD 見てるときだけ、静かにしてくれる。 ・昔の手遊びや歌。いつの時代も喜ぶんだね！ ・平日は保育園。休みも色々しなきゃで、じっくり子どもとか関わっていないかも
地域の声 (保健推進員 研修から)	・子育ての方法や環境が変わった！？離乳食もレトルトが豊富で便利。 ・パパの姿が変わった！参観日や子育て、家事にも協力的。 ・保育園が増えたね。祖父母が同居していても、まだ現役で働いてるもの。 ・<u>子育てと介護が重なる時代。</u> (晩婚化や要介護状態の長期化などから) 介護も長くなった。

区分	聖籠町民の声
地域の声 (保健推進員 研修から)	・自分も昔はこんなことに悩んでいたなー。 ・<u>今も昔も悩みは一緒なんだね。</u>でも昔は地域で子どもを見守ってきた。今は個人的。 ・自分の頃は人に頼って、助けてもらいながら子育てをした。 ・悩みはたくさんあったけど、“おしゃべり”で解決してきた！ ・集落の行事で、親同士、子どもの年齢も関係なくつながりあえた！！ ・最近町外からの転入が増えたね。 ・相談する人がいなければ、育児書が頼りだしその通りにならなくて悩んでしまうのかな。 ・育児に積極的なパパも多く、<u>子育ては母だけではない。</u>父親が参加しやすいものも必要なのかも。 ・まずは子育てを一緒にしている夫としっかり話をすることが大事。 ・外で遊ぶ子が減った。 ・サポーターで学校に入っているよ。おばあちゃん世代の私たちが行くと、子ども達が甘える姿も ・退職したら、私もボランティアしたい！ ・子どもたちの自己肯定感を育てたい。ほめ上手になる！ ・隣組で親睦会を開いたよ。転入家庭もたくさん参加！ ・<u>ちょっとしたことでも、地域の子どもたちの姿を気にかける、見守る意識が必要だね！</u>

(4) 小学校・中学校の状況

令和元年 5 月 1 日現在の状況は、小学生が 857 人、中学生 408 人となっています。

児童数は増加傾向であり、中学生は平成 28 年から横ばいで推移しています。

[小学校・中学校の推移]										(単位:学校、学級、人)
区 分	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数	学級数	児童 ・生徒数
小学校	37	805	40	830	39	825	41	856	43	857
中学校	16	413	15	400	16	399	16	397	16	408

資料:子ども教育課(各年 5 月 1 日現在)

(5) 地域における子育て支援事業利用状況

保育園等への入園児童が増えたことに伴い、利用傾向は年々減少しています。

[「すくすくサロンさくらんぼ」延べ利用者数]						(単位:人)
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
延べ利用者数	2,475	2,336	1,876	1,414	1,435	

資料:子ども教育課

(6) 地域における健全育成の推進

近年、住宅事情や交通事情の変化等により、子どもが安全に遊べる場所の確保が重要となっています。

このため次のような施設整備等を行っています。

① 児童館の利用状況

児童館が1箇所あり、子育てサークルをはじめ、小・中・高校生の交流も盛んに行われ、健全育成の一躍を担っています。

[児童館の利用状況](延べ利用者数)					(単位:人)
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
亀塚児童館	9,556	9,431	10,194	9,078	9,822

② 児童遊園及び子どもの活動拠点

整備状況は次のとおりです。

[児童遊園及び子どもの活動拠点]		
施設		箇所数
児童更生施設	児童館	1 箇所
	児童クラブ	3 箇所
	児童遊園・広場	30 箇所
文教施設等	町民会館	1 箇所
	図書館	1 箇所
	多目的屋内運動場	3 箇所
	多目的屋外運動広場	1 箇所
	町営野球場	2 箇所
	町営テニス場	2 箇所
	体育館	1 箇所

平成 31 年 4 月 1 日現在

(7) 放課後児童対策事業（学童保育）の状況

学童保育は放課後児童クラブが小学校ごとに各1箇所ずつ小学校に近隣接した独立施設として整備され、計3箇所で運営しています。平成27年から延べ利用者数は増加・減少を繰り返し増加傾向となっています。

地域の児童数と世帯状況の変化を見据えながら、放課後の子どもの居場所づくりと就労支援に対する取り組みをさらに推進していくことが必要と考えられます。

[学童保育利用状況]

(単位:箇所、人)

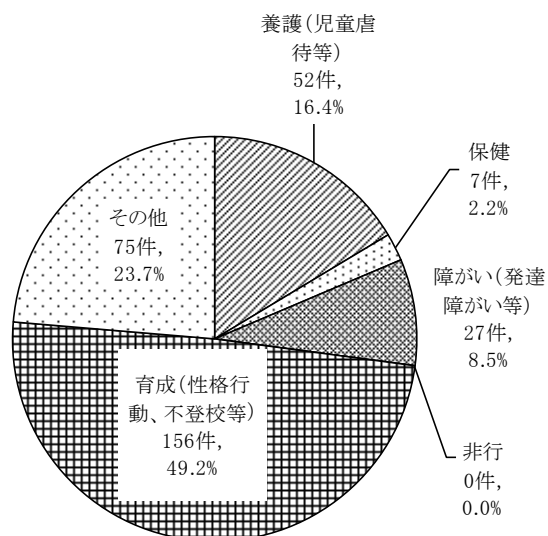
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数	3	3	3	3	3
登録児数(月平均)	106	128	125	113	126
延べ利用者数	20,317	24,919	24,433	23,697	25,952

(8) 子ども家庭相談センター事業の状況

本町の18歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を平成26年度から行っており、それにあたっては、現在、相談員として子どもソーシャルワーカーを各学校単位で1名ずつ配置し児童相談所や学校と連携しています。また、相談内容は、「育成（性格行動、不登校等）」のほか、近年は「養護（児童虐待等）」が多くなっています。

【子ども家庭相談センター 状況】 H30年度子ども家庭相談 実件数割合(件,割合)

(n=317)



(9) 支援を必要とする子どもや家庭への助成等状況

本町では、次のとおり支援事業を行っています。

[子どもや家庭への支援事業]		令和元年5月1日現在
支援名称	支援の対象内容	
妊産婦医療費助成	妊婦・産婦がかかった医療費の一部を助成します。	
子ども医療費助成	出生から高校卒業年度の3月31日まで、医療費の一部を助成します。	
ひとり親家庭等医療費助成	対象となる世帯へ医療費の一部を助成します。	
児童手当	児童手当は中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を監護し、かつ、これと生計を同じくしている方に支給されます。	
児童扶養手当	対象となる世帯へ手当を支給します。	
特別児童扶養手当	精神又は身体に一定の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父又は母に支給されます。(父母が監護できないときは、父母に代わりその児童を養育している人に支給されます。)	
健やか子育て誕生祝金	出産した方又は親権者に誕生祝金を支給します。 支給額 ・第1子～第3子 50,000円 ・第4子以上 100,000円	
健やか子育て支援金	第4子以上で義務教育就学前の乳幼児を養育する親権者に支給します。 支給額 (月額) 5,000円	

5 ニーズ調査結果の概要

【調査目的】

聖籠町では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付・事業を実施することとされています。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を町が算出するため、町民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行いました。

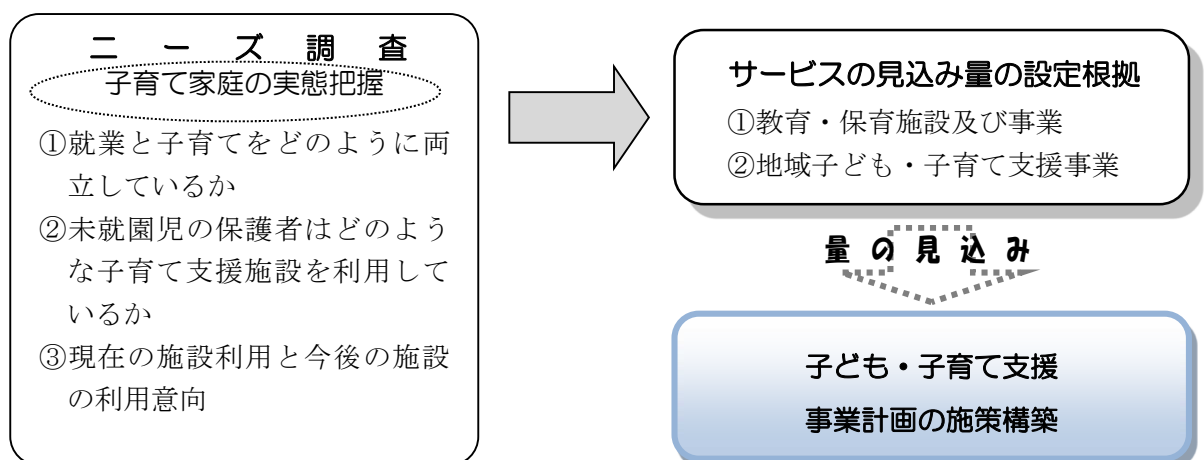
【調査内容】

- ◆ 調査時期 : 平成31年1月期から2月期
- ◆ 調査対象者 : 聖籠町内在住の就学前（0歳～5歳）児童の世帯
聖籠町内在住の小学生（1年生～4年生）児童の世帯
- ◆ 配布・回収方法 : 就園児童は保育園・幼稚園を經由して配布・回収
未就園児は郵送による配布・回収
小学校児童は小学校を經由しての配布・回収

【有効回答数】

	就学前児童	小学校児童
配布部数	982部	579部
回収部数	673部	458部
回収率	68.5%	79.1%

ニーズ調査の位置づけ



[本文グラフ表示について]

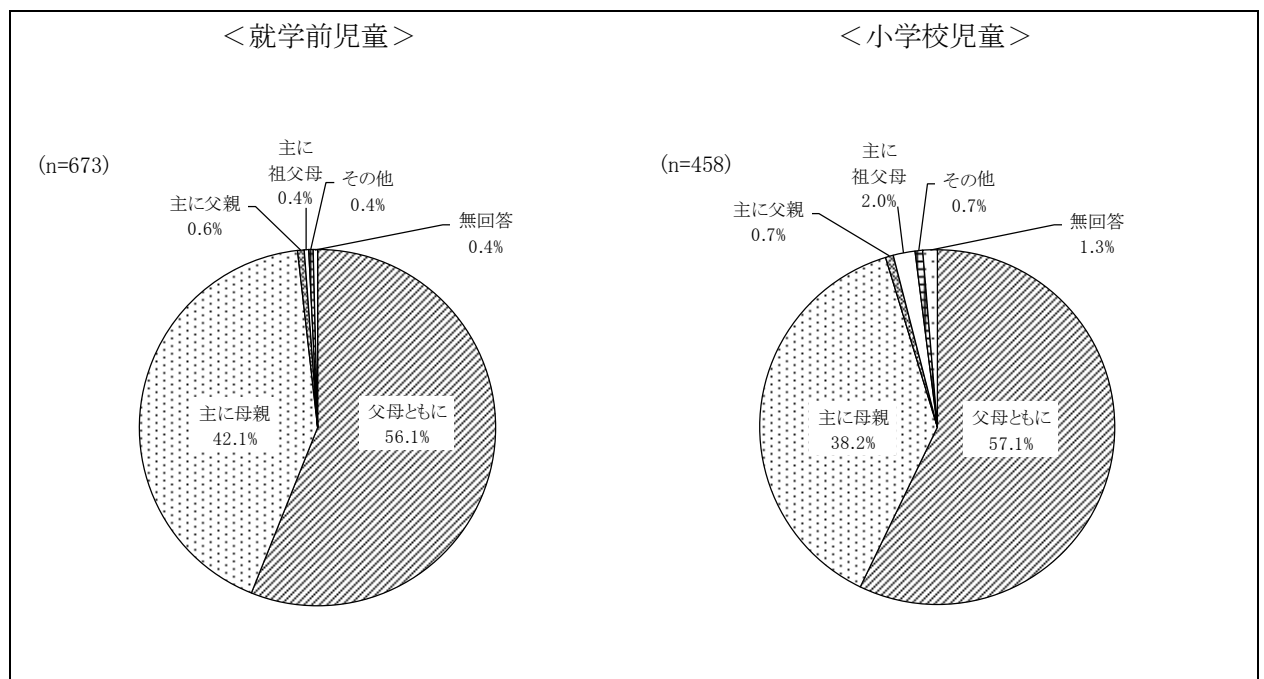
※就学前児童（673 人）、小学校（458 人）、カッコ内 n は設問への回答者数を表しています。

※回答の比率は、すべて小数点第 2 位を四捨五入して算出しています。したがって、回答者比率の合計が 100%にならない場合があります。

（１）調査結果

① 家庭での育児の状況

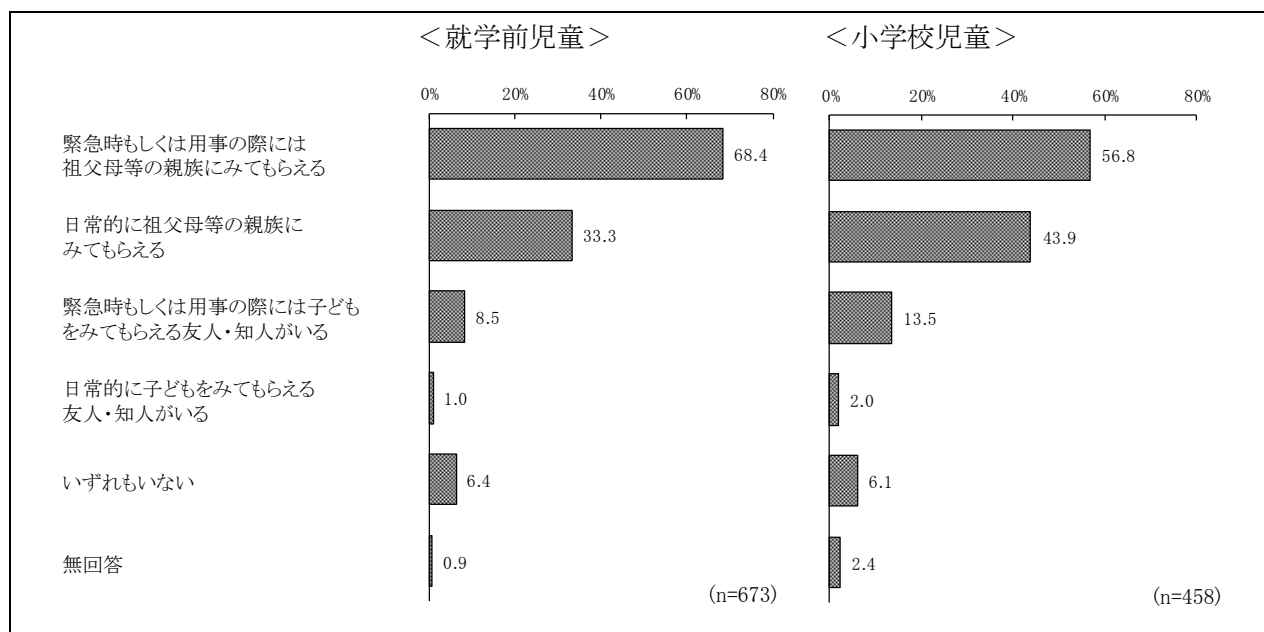
宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんから見た関係でお答えください。



就学前児童、小学校児童ともに、「父母ともに」が半数を超えています。

② お子さんをみてもらえる親族や知人の状況

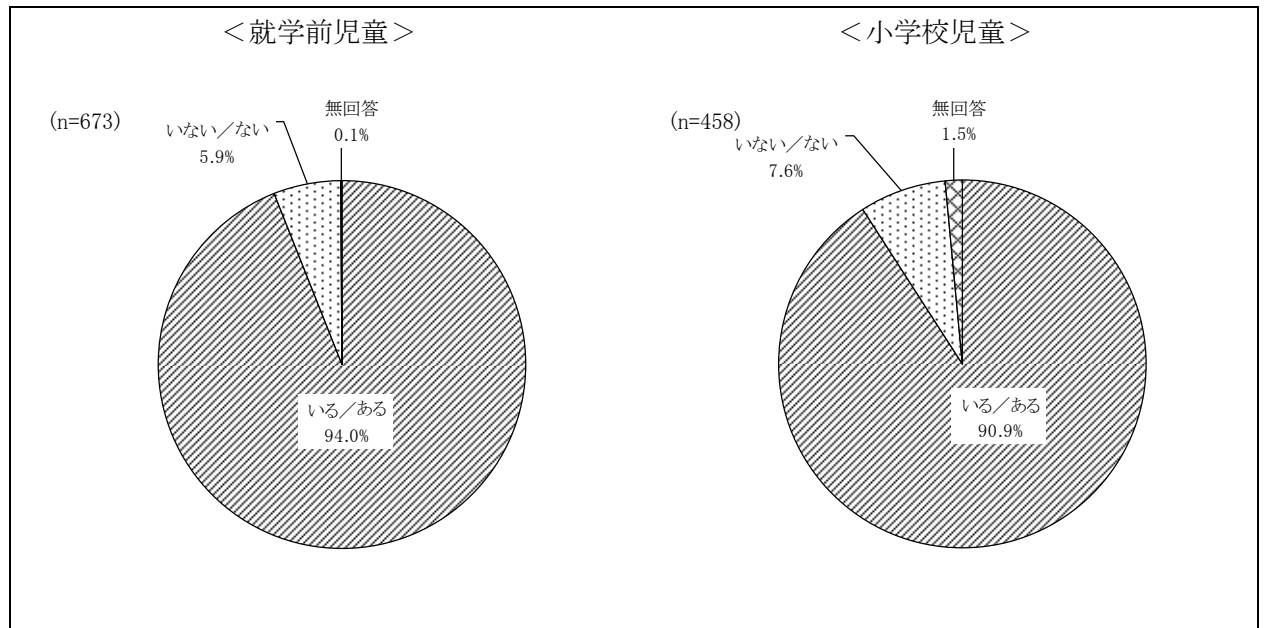
日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいですか。(複数回答)



就学前児童、小学校児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が半数を超えています。

③ 気軽に相談できる人、場所の有無について

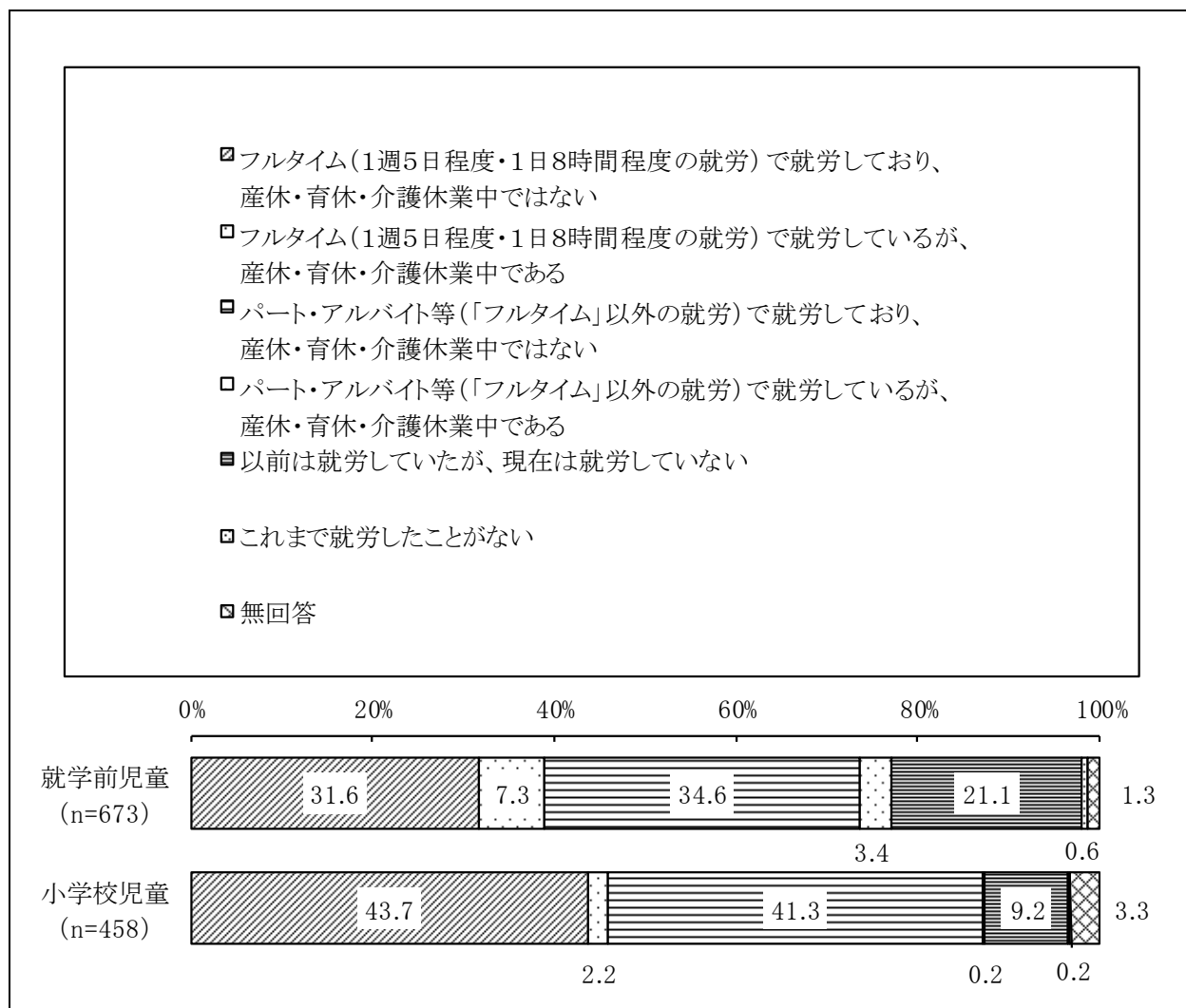
宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいいますか。また、相談できる場所がありますか。



就学前児童、小学校児童ともに、大多数は相談できる人や場所の「いる／ある」人です。

④ 就労状況について

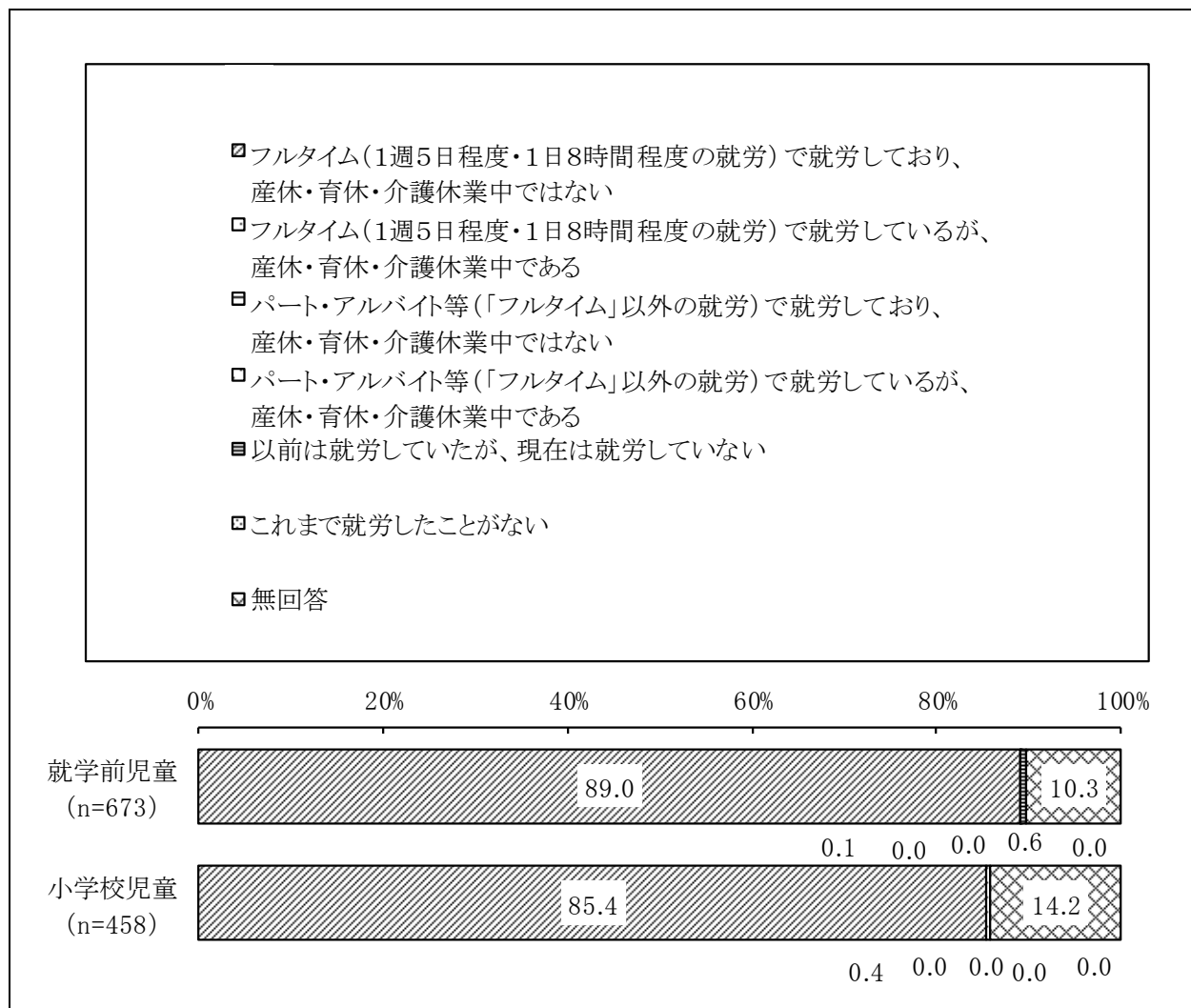
宛名のお子さんの母親の就労についての状況をうかがいます。



母親の「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人は、就学前児童では3割以上、小学校児童では4割以上となっています。

就労しているとした割合は、就学前児童で8割弱、小学校児童で8割強となっています。

宛名のお子さんの父親の就労についての状況をうかがいます。

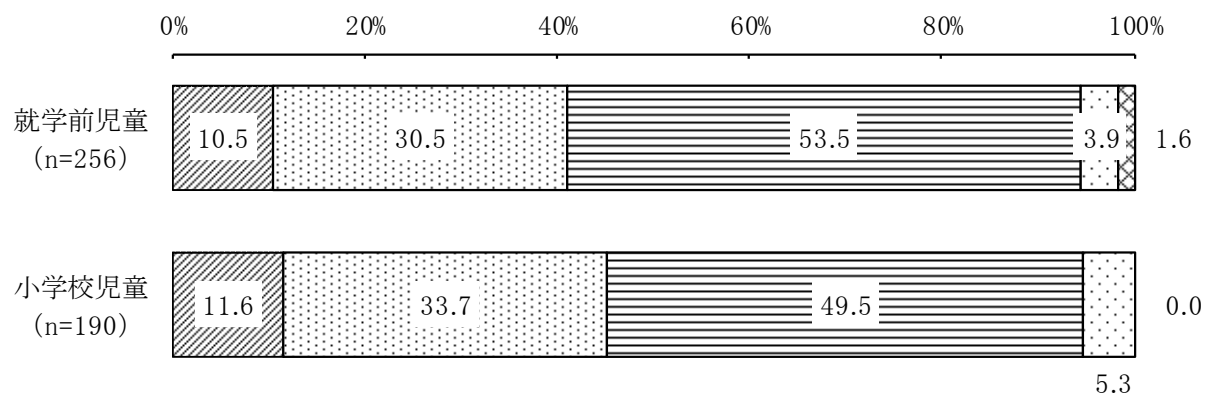


父親は、就学前児童、小学校児童ともに多数が「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」人です。

就労しているとした割合は、就学前児童で約9割、小学校児童で8割強となっています。

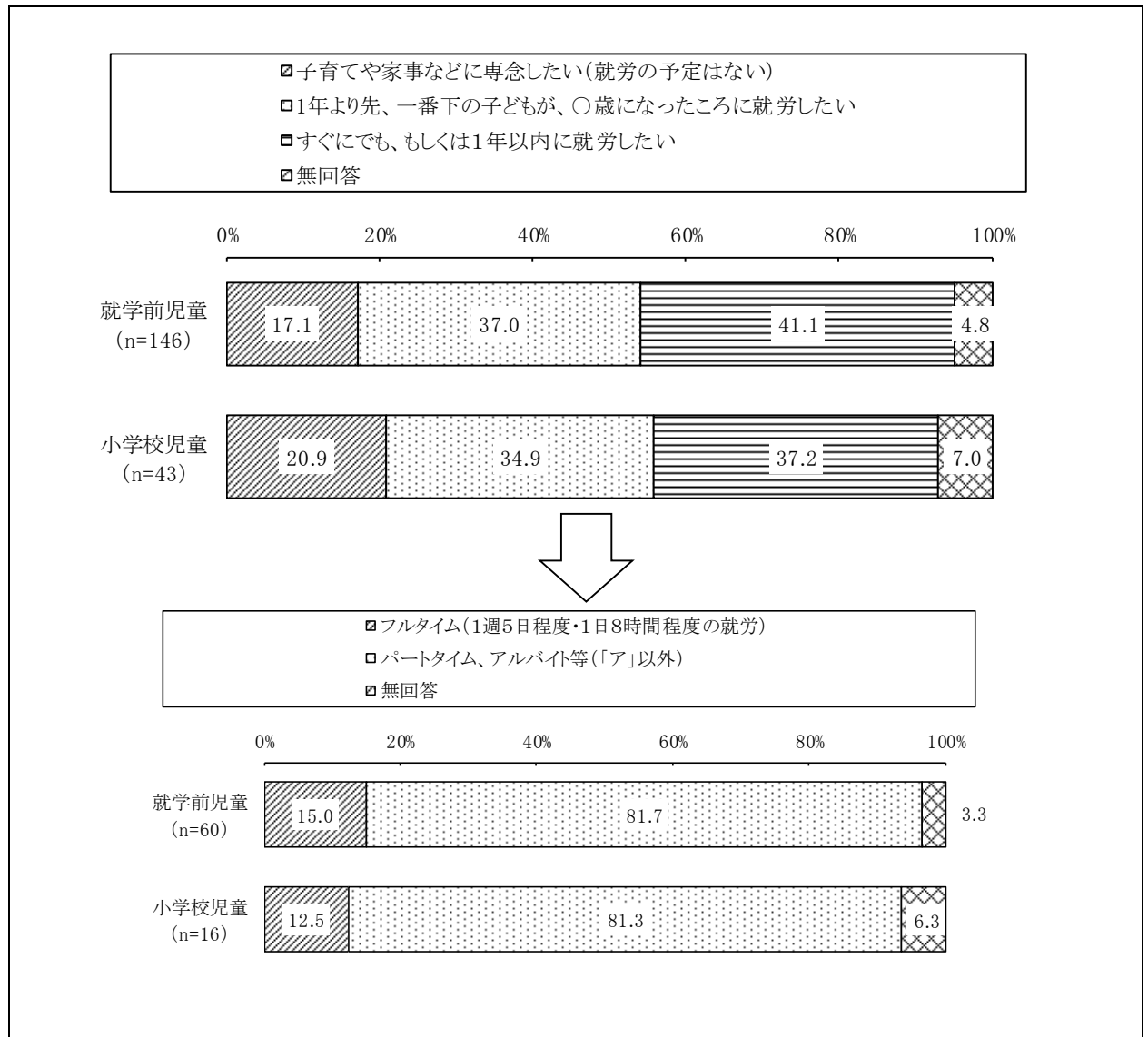
《パート・アルバイト等で就労している母親にうかがいます》
フルタイムへの転換希望はありますか。

- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- ▨パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



母親は、就学前児童、小学校児童ともに「パート・アルバイト等（フルタイム以外）の就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

《「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親にうかがいます》就労したいという希望はありますか。

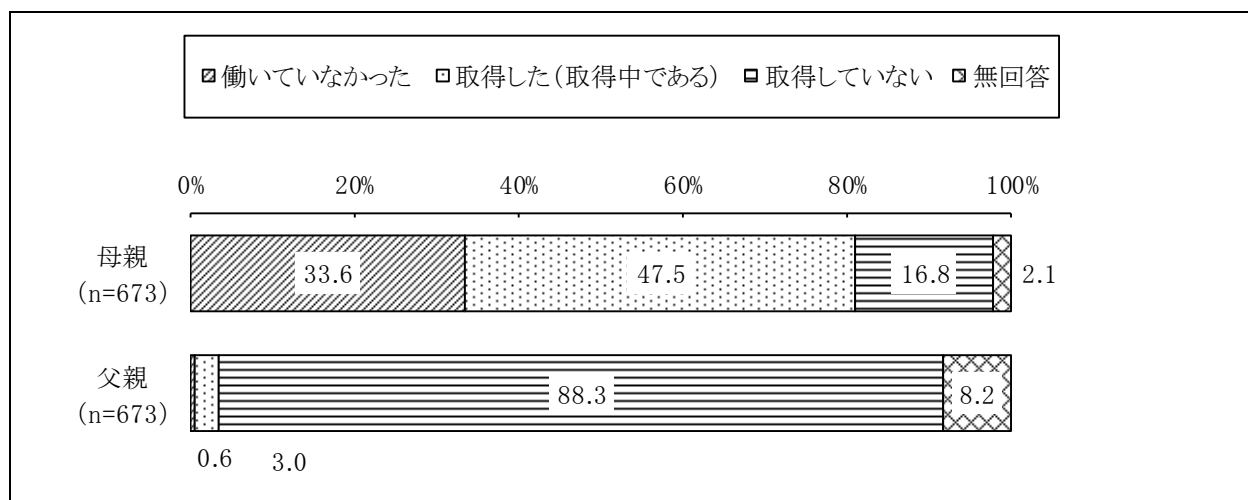


『以前は就労していたが、現在は就労していない』または『これまで就労したことがない』母親は、就学前児童、小学校児童ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」人が最も多くを占めています。

⑤ 育児休業について（就学前児童のみ）

《就学前児童の保護者の方へおたずねします。》

宛名のお子さんが生まれた時、母親、父親それぞれが育児休業を取得しましたか。

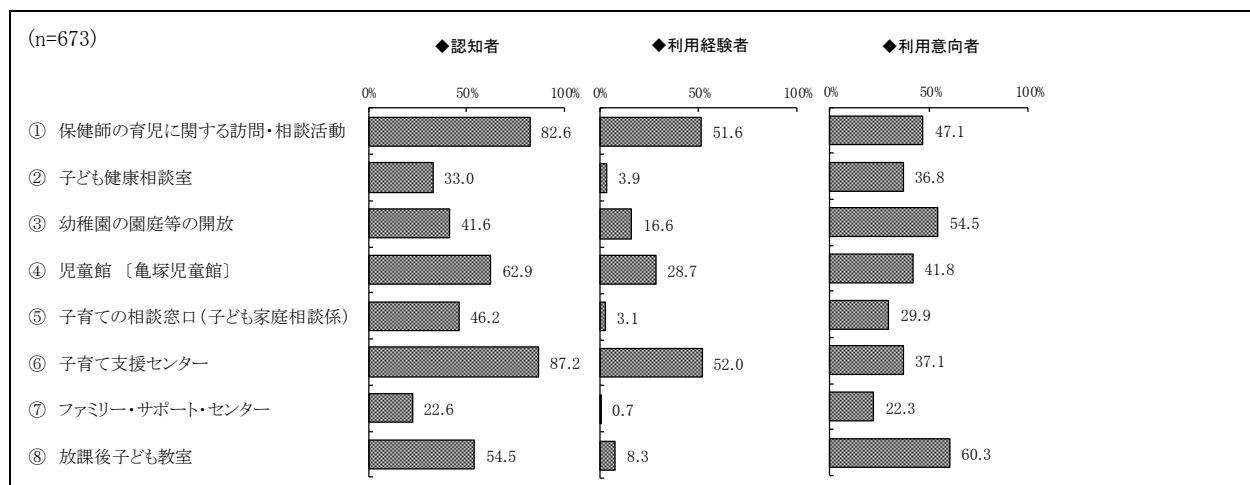


母親では「取得した(取得中である)」人が半数近くを占めています。父親では「取得していない」人が9割弱を占めています。

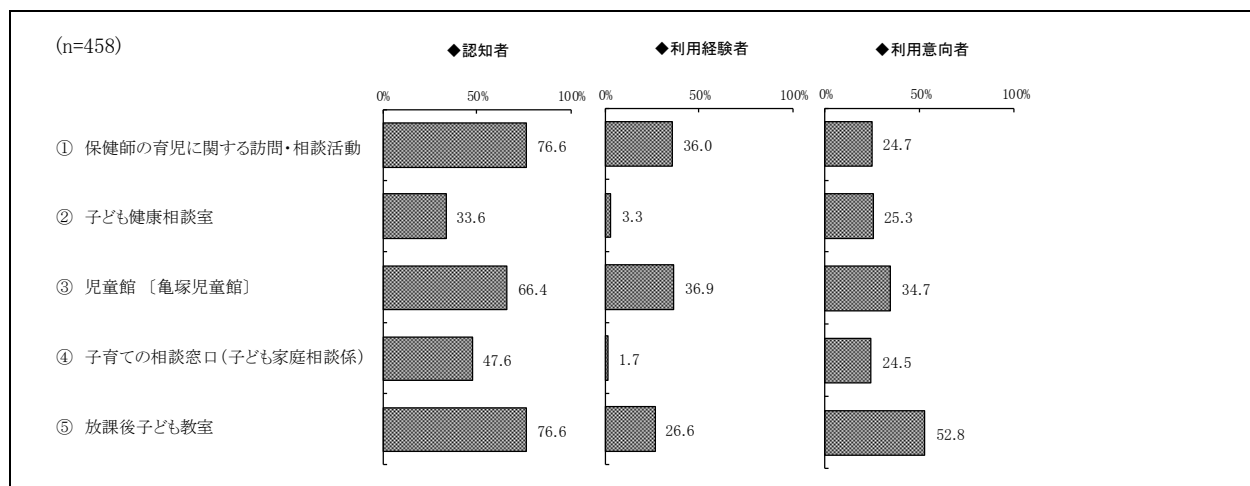
⑥ 各種子育て支援事業・サービスなどについて
(認知・利用経験・利用意向の比較)

各種子育て支援事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

<就学前児童>



<小学校児童>



就学前児童では、認知状況と利用経験は「子育て支援センター」が最も多く、利用意向は「放課後子ども教室」が最も多くなっています。

小学校児童では、認知状況、利用経験は「保健師の育児に関する訪問・相談活動」が最も多くなっています。なお、認知部分においては「放課後子ども教室」も同率となっています。利用意向は「放課後子ども教室」が最も多くなっています。

⑦ 保育サービスについて

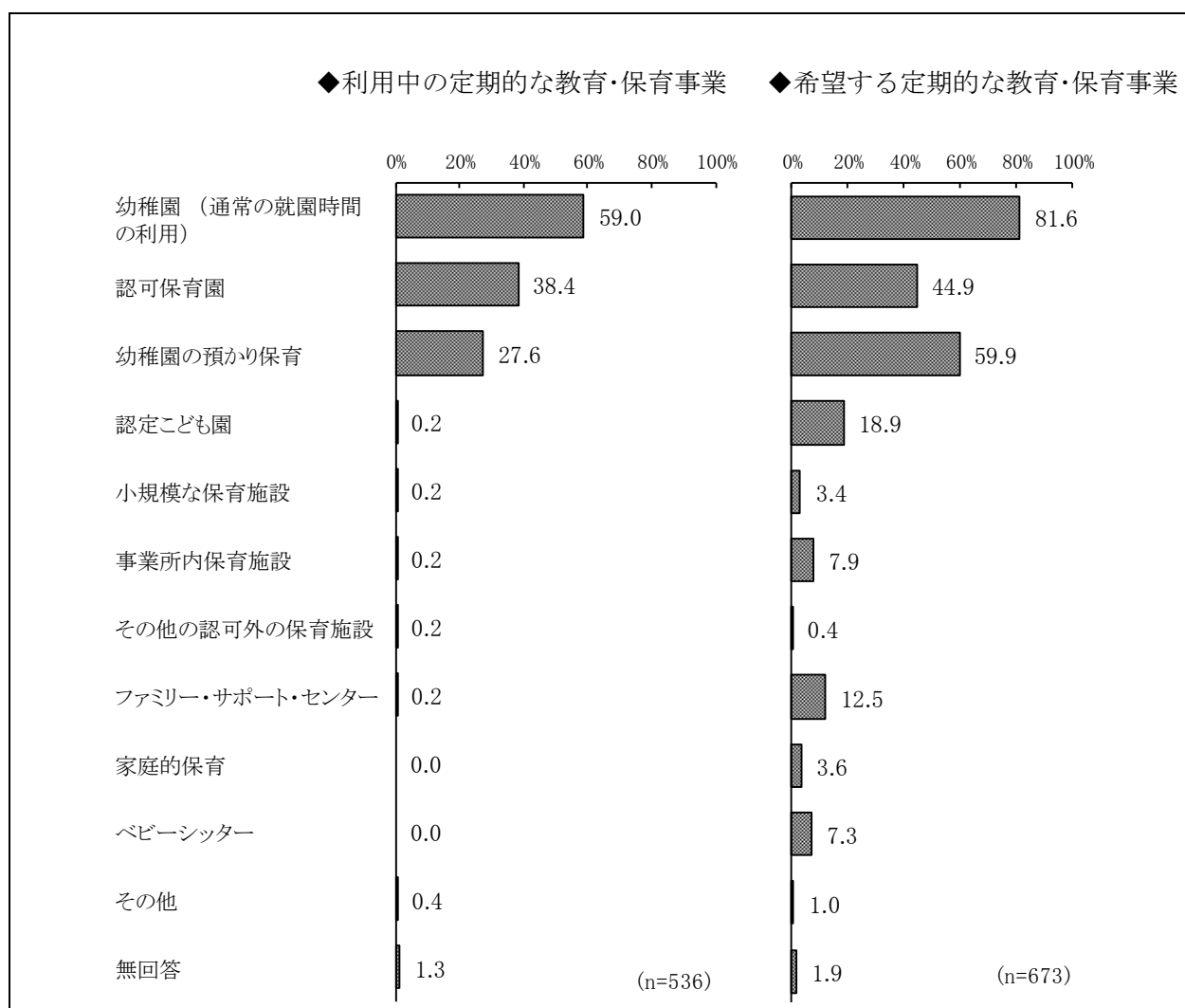
1) 利用希望（利用状況との比較）

〈H31.1～2 月時点調査〉

《就学前児童の保護者の方にかがいます。》

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。（複数回答）

現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、聖籠町にある、なしを問わず、「定期的に」利用したいと考える事業はどれですか。（複数回答）



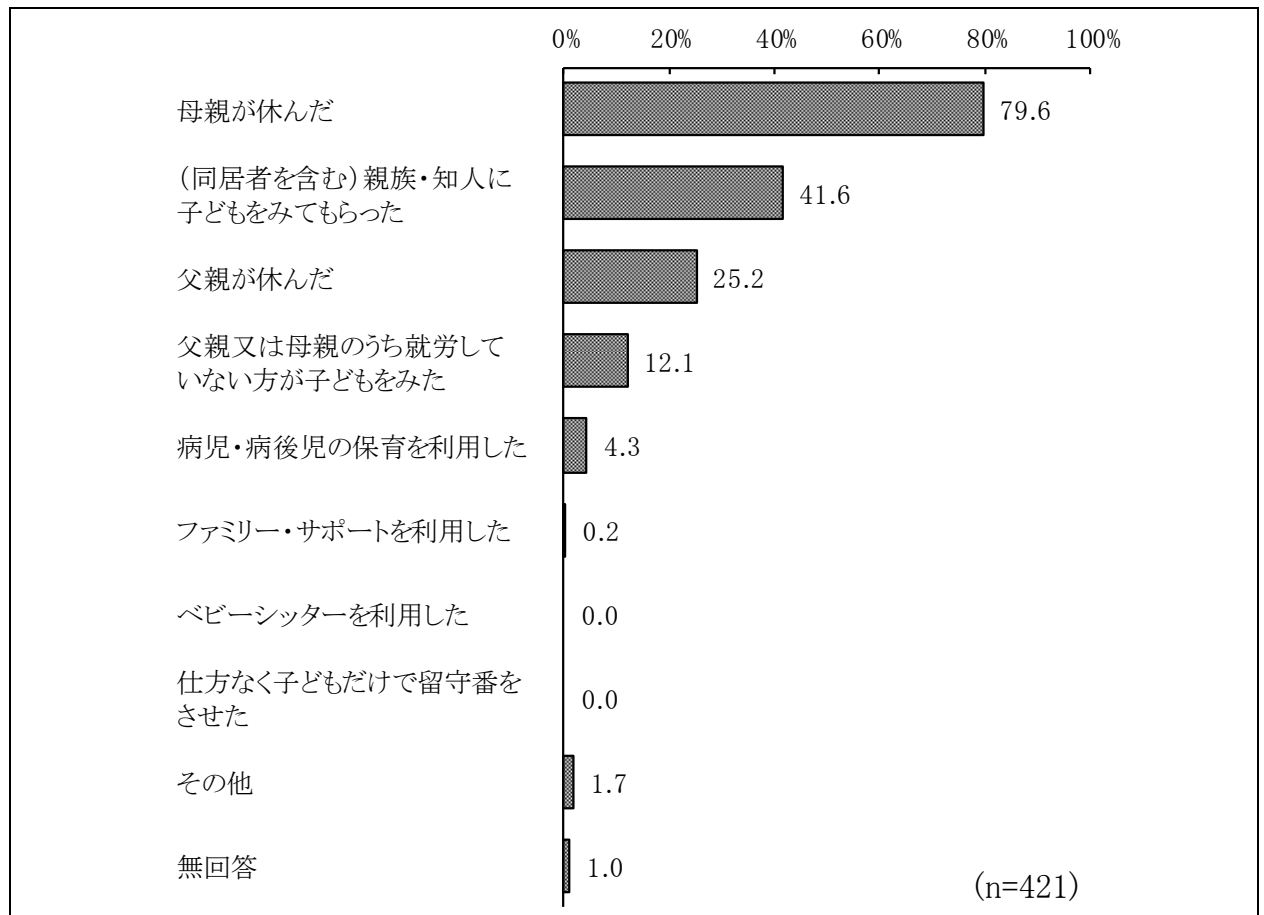
利用している事業と希望する事業の内訳は上図のとおりです。

利用中、希望ともに「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が最も多くなっていますが、「認可保育園」や「幼稚園の預かり保育」のほか、各種保育サービスを希望する割合も高くなっています。

2) 病気の際の対応について

(就学前児童のみ・平日の教育・保育を利用する方のみ)

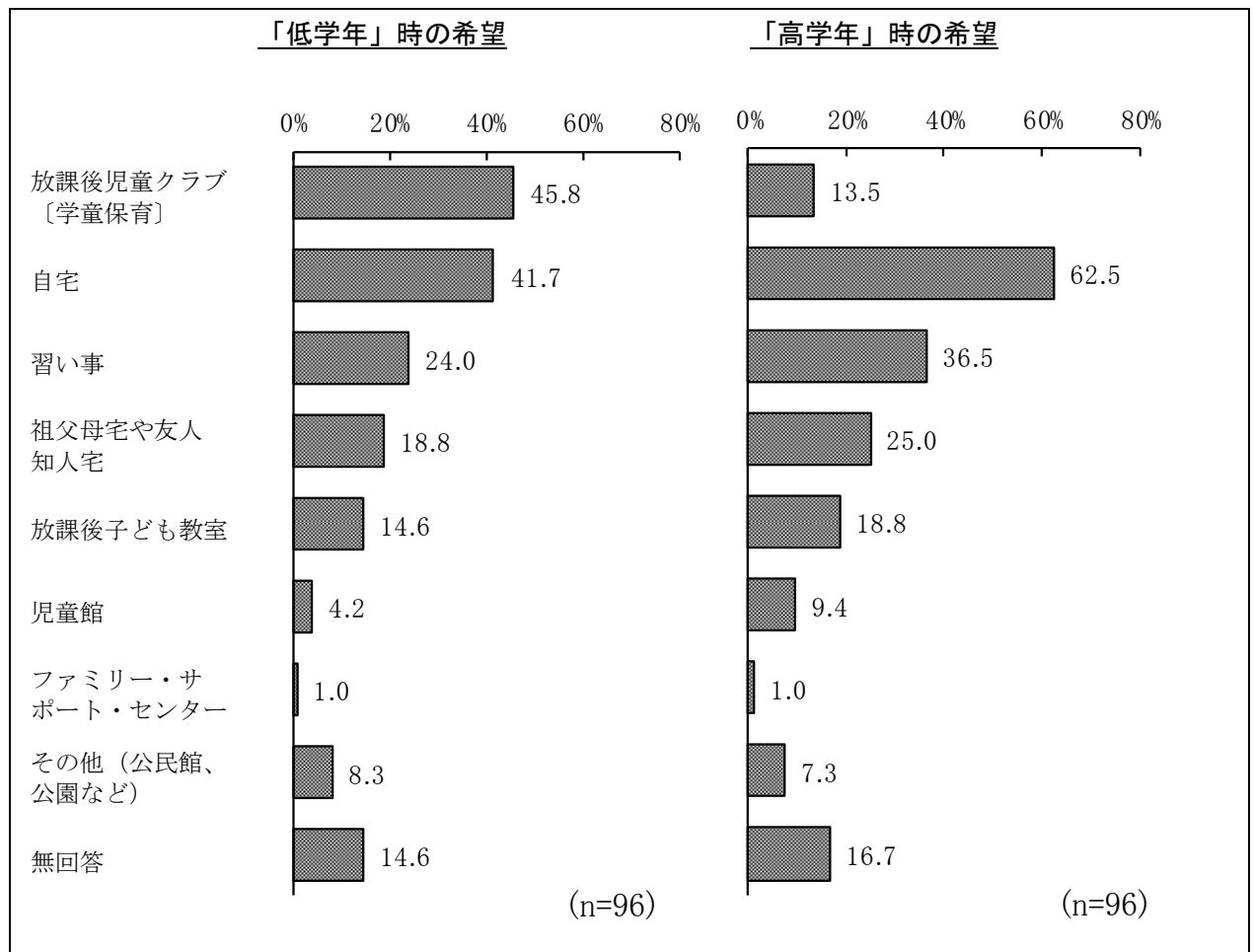
《就学前児童でお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方へおたずねしました。》
宛名のお子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は何ですか。(複数回答)



対処方法としては、「母親が休んだ」ケースが最も多くなっています。

3) 放課後の過ごし方について

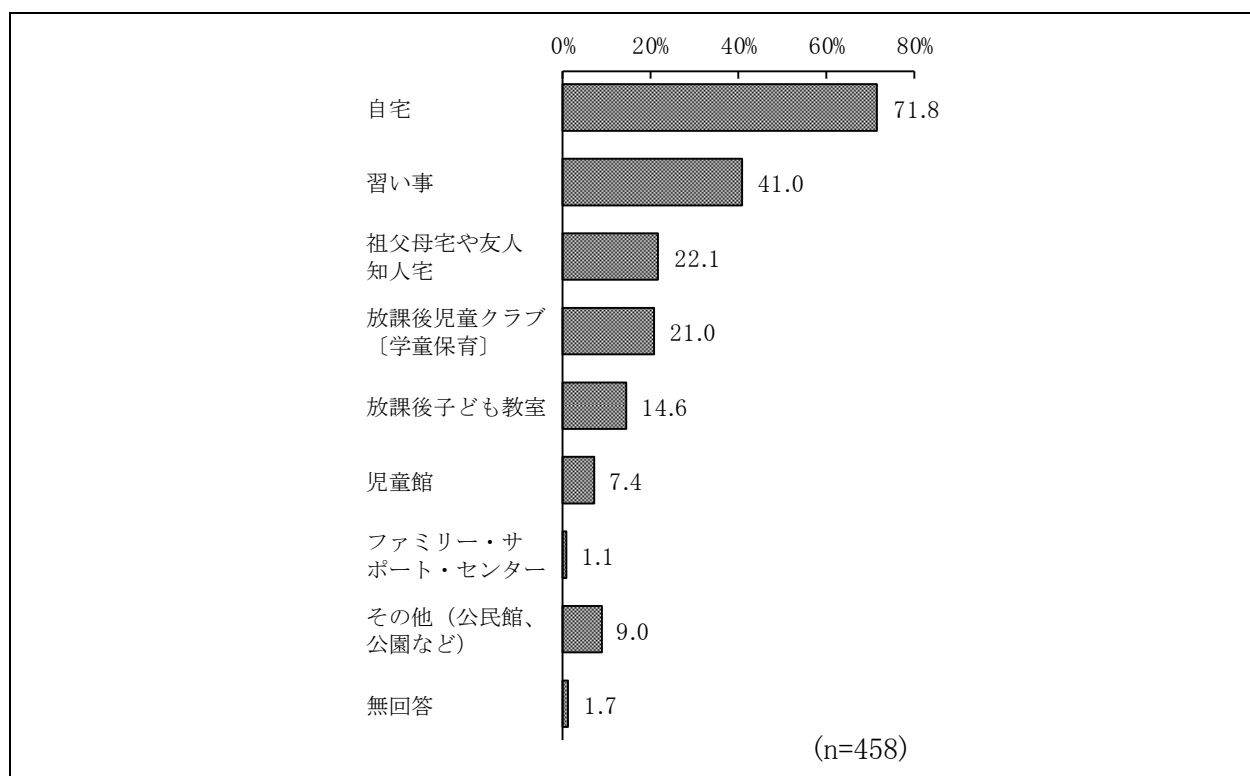
《就学前児童で宛名のお子さんが5歳以上である方にうかがいます》
 小学校入学以降の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



就学前児童の希望する場所をみると、低学年時は「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が、高学年時は、「自宅」が最も多くなっています。

《小学校児童で宛名のお子さんにうかがいます。》

宛名のお子さんについて、小学校のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



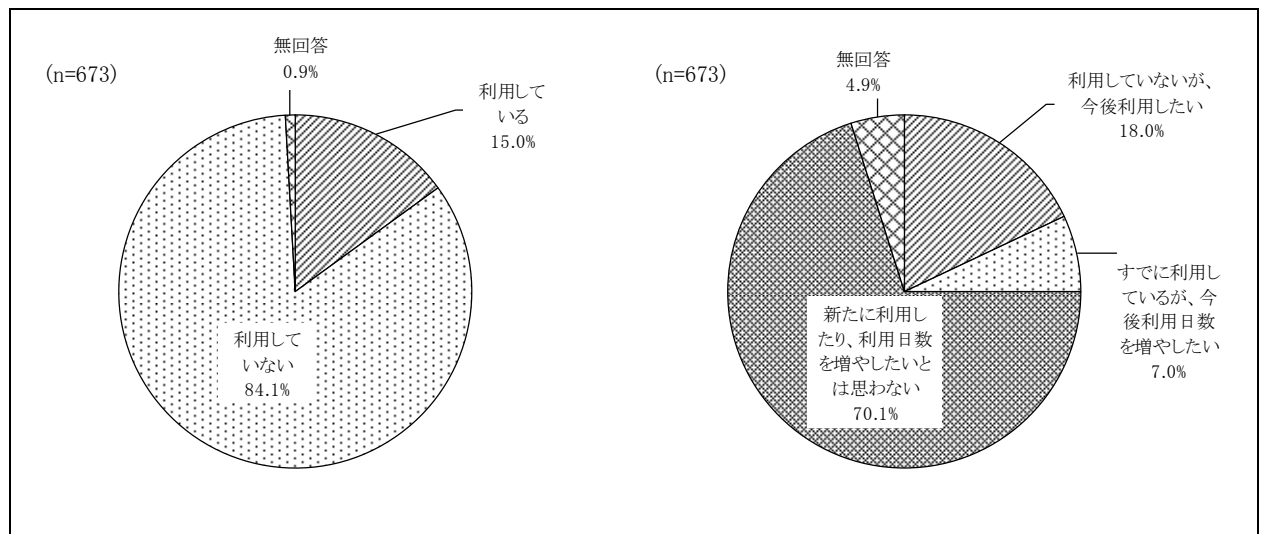
放課後の過ごし方は、「自宅」が最も多くなっています。

⑧ 地域子育て支援拠点事業について

《就学前児童の保護者の方にうかがいます。》

宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業や児童館・育児サークルを利用していますか。

地域子育て支援事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。



8割強が「利用していない」としています。

今後も「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が多数を占めています。

(2) 子育ての環境や支援に関する意見・要望等

問 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

「子どもを遊ばせる場所や夜間を含め子どもを預けられる場所の拡充」「予防接種や医療費等の助成の拡大」「病児保育・延長保育の拡充・申込手続きの簡素化」「児童クラブや放課後子ども教室の拡充」「子育てに関する相談の場の提供」「保護者の交流の場の提供」「保育園・幼稚園・子育て支援施設等の質の向上」「保育士の質の向上」などについて、368人から回答がありました。回答の一部を以下に示します。

●子どもを遊ばせる場所や夜間を含め子どもを預けられる場所の拡充

子どもが小さい時は、豊栄児童センターを利用していました。そこは自由な時間に行ける、利用にお金がかからない、幼児から中高生までが遊びに来れる、スタッフも親切で相談にものってくれるなどすばらしい施設でした。あのような所を各学区につくってほしいです。そしてファミリー・サポートも導入すべきです。例えば親が夜勤の仕事をしている場合、祖父母が体調をくずしたら退職を余儀なくされます。信頼できる近所の人に見てもらえたらと思います。

●予防接種や医療費等の助成の拡大

聖籠町も子どもの医療費を初回からゼロにして欲しい。都会の友だちや山形の友だちは初回からゼロだと聞いて驚いた。予防接種の助成は本当にありがたかったです。保育園（0～2歳児）もう少し金額下がるとありがたい。

●病児保育・延長保育の拡充・申込手続きの簡素化

病児保育はあるが、手続きが多すぎて気軽に利用できない。病気になったらすぐ利用できるようにしてほしい。

●児童クラブや放課後子ども教室の拡充

高学年になると、中々児童クラブを利用していない現状がある。しかし核家族世帯が多くなり、長い休みは特に1日中家にいるのは心配な面もある。高学年むけに、放課後や長い休みなど、学習クラブを充実させて頂きたいと思います。

●子育てに関する相談の場の提供

保育園・こども園の先生方や町の保健師さん、助産師さん等とても皆さん優しく接して下さいます。子育てしていると、行政の方に相談するまでもない小さな悩みが連続です。もっと気軽に匿名でも可能で相談できる、ネットサービスがあれば良いと思います。気軽

に相談できれば、お母さん方の不安が減るのでは？と思います。

●保護者の交流の場の提供

新発田市のイクネスのような室内で遊べる施設がほしいです。手軽に身近な場所で親同士の交流もできるのでお願いします。

●保育園・幼稚園・子育て支援施設等の質の向上

子どもの人数や実態に応じた施設整備を行ってほしい。幼稚園によっては、預かり保育専用の部屋がなかったり、通常の保育室でない部屋がクラスとして使われていたりする。幼稚園での親子行事が多過ぎる。行事を減らすか、3～5歳児が通える保育園があるとよい。

●保育士の質の向上

こども園の先生の育成をしっかりとしてほしいです。聖籠内の園での移動しかないからか他の地域とくらべても先生と園の向上がみられない。園の特色がない。運動をもっとするなどしてもいいと思う。園も寒いし、給食も素朴すぎます。むしろお金がかかってもいいのでもっと改善してほしい。子供達がかawaiiそうです。

6 聖籠町における主な子育て支援の取り組み (前計画の評価と進捗について)

平成 27 (2015) 年度に策定した前計画である「聖籠町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

また、前計画で示された目標実現のための各事業について、平成 30 (2018) 年度における実績や進捗状況を検証し、3 段階（達成度）の基準で評価しました。

評価/判定基準表を掲載

評価	判断基準(達成率)
A	確保した、おおむね確保。
B	確保できていない、または確保がほとんどできていない、困難である。
C	計画の内容を未実施。

○ 前計画で示された目標実現のための各事業

(1) 教育・保育給付事業

教育・保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①延長保育事業

②放課後児童健全育成事業

③子育て短期支援事業

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤養育支援訪問事業

⑥地域子育て支援拠点事業

⑦一時預かり事業

⑧病児・病後児保育事業

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑪多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○ 前計画で示された各事業の評価

(1) 教育・保育給付事業

児童数が減少傾向にある中、保育ニーズは高まっており、特に3歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加しています。今後は、保育士の確保など受入れ体制の充実が課題となっています。

教育・保育事業の進捗状況 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	令和元年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
実績値	人	462	—	227	28
見込み量	人	327	—	204	69

(2) 地域子ども・子育て支援事業

全体では、11事業中7事業がA評価となっており、おおむね高い達成度で事業を進めることができました。

①延長保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	延べ人数	5,015

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人	126
見込み量	人	229

③子育て短期支援事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

④乳児家庭全戸訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成30年度
実績値	人	136
見込み量	人	130

⑤養育支援訪問事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成 30 年度
実績値	人	311

⑥地域子育て支援拠点事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成 30 年度
実績値 利用者数	延べ人数	1,435
施設数	箇所	1

⑦一時預かり事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成 30 年度
実績値 幼稚園児(3～5歳児)	延べ人数	12,478
その他(0～5歳児)	箇所	370

⑧病児・病後児保育事業 【事業進捗の評価：A】

内容	単位	平成 30 年度
実績値	人日	96
見込み量	人日	2,349

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

⑪多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【事業進捗の評価：C】

制度未実施のため、実績はありません。

7 国の幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性の趣旨から、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されました。

これは、未就学児での町の私立保育園・町立幼稚園での役割分担による保育システムにおいて、国に先駆けて幼稚園の通常保育料を無償化として他自治体との差別化政策といえる子育てに取り組んできた町にとっても今後の対策への大きな要因となりました。

【制度概要（対象者・対象範囲等）】

区 分	無償化対象	備 考
(1) 幼稚園、保育所、 認定こども園等	● 3～5歳： 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化	※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円まで無償化 ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化 ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。 3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収 360 万円未満相当世帯）
	● 0～2歳： 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化	
(2) 幼稚園の預かり 保育	● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化	※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化） ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
(3) 認可外保育施設 等	● 3～5歳： 保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化	※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象 ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象 ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
	● 0～2歳： 保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化	

8 聖籠町の子ども・子育て支援における課題のまとめ

人口・世帯などの状況やアンケート調査の結果、第1期計画の達成状況を踏まえた本町の子ども・子育て支援における課題は、以下のとおりです。

■ 地域全体での子育ての推進

本町は、世帯数は増加していますが一世帯あたりの人員は減少し続けており、核家族化は着実に進行していることがうかがえます。この傾向は、第1期計画策定時から変わらず、これらの状況から、子育て世帯の中には、子育てに関する悩みを相談できず、不安やストレスを感じている保護者も多くいると推察されます。第1期計画でも、各事業などを通じて、地域と協働で子育て家庭に寄り添った支援を行いました。今後、子育て家庭の悩み・負担感軽減のためには、行政のみならず、近隣住民や企業・事業所などの関係機関を含めた、地域全体による子育て家庭を支援し合う意識の啓発や醸成が必要です。

■ 子育て家庭の保護者への就労状況への配慮

フルタイムやパートなどで就労している母親の就業率は増加しています。そこで、就労する保護者が仕事と家庭を両立させ、子どもたちが健やかに成長することができるよう今後も就労状況に一層配慮した事業展開が重要です。

■ 幼児教育・保育の提供体制の見直し・確保

就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出により、保護者の保育園、幼稚園のニーズが変化しており、さらに国の幼保無償化政策等により今後においてもさらに大きく変化してくることから、現状の子育ての体制では十分な対応を成し得なくなってきました。

これらのことから、時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方についての見直しが必要となっています。

また、今後も保育ニーズはさらに高くなると予想されることから、人材配置を伴った十分な施設の確保・整備が求められます。町域の狭い本町にとって、このニーズに対応するためには、単に新規参入のみを促すのではなく、様々な工夫をこらしながら取り組む必要があります。

また、保育に従事する者の研修を通じて、資質の向上を図っていきます。

■ 特別な支援を必要とする児童及び家庭への対応

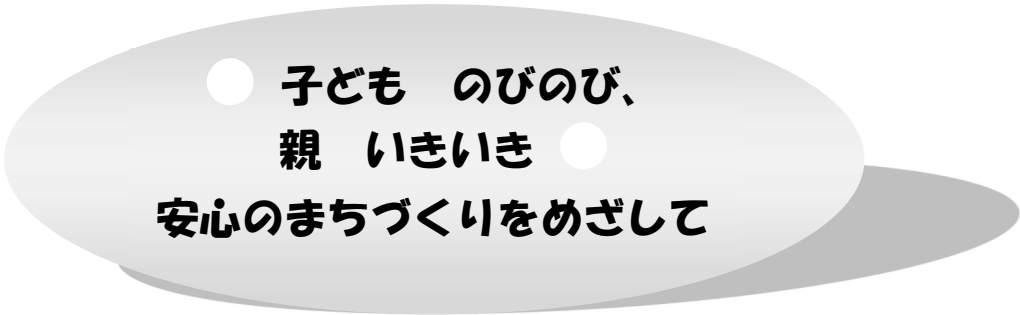
心身に障がいのある子どもに対する早期発見・早期療育体制の整備が必要で、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、子どもに対するケアと同時に、親への支援にも努める必要があります。また、家族などの身近な大人による子どもへの虐待や子ども同士のいじめなど、子どもの人権が侵害される深刻な事件が全国で起きており、社会問題となっています。また、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれる事件も後を絶ちません。子どもから大人まですべての町民への人権教育・啓発を進めるとともに、子どもを虐待被害や犯罪被害、交通事故から守るため、地域と町民が全体で取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

聖籠町総合計画においては、「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を福祉の基本理念として掲げ、町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、子育て支援などの充実を図り、子どもを産み育てる魅力あふれるまちづくりを進めています。

本計画では、前計画の基本理念である「子ども のびのび、親 いきいき 安心のまちづくりをめざして」や、基本目標、これまでの当町の子育て支援施策を継承しつつ、国の動向などを踏まえながら、より一層の子育て支援施策の充実を目指します。



● 子ども のびのび、
親 いきいき ●
安心のまちづくりをめざして

2 基本目標

基本理念を実現するためには、実際に子育てを行っている親子、子育て支援のサービスの提供や親子の健全な成長を支援する関係機関、育児サークル等の独自に活動する団体などが連携し、お互いを理解し子育て等の悩みを分かち合い、それぞれを補い合いながら、共に成長していく「つながり」を大切にしながら、基本目標を掲げ、総合的に施策を展開していきます。

(1) 子育て家庭をサポート

若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるように、地域において子育て親子が気軽に集まり、悩み等を相談したり、交流したりすることができるように、育児サークル活動の支援を行うなど、子育て親子のつながりを充実させる活動を行います。

また、地域、保育園、幼稚園、職場などと連携した母子保健事業や、小児保健医療水準の維持・向上を目指す環境づくりを引き続き推進します。

さらに、心身に障がいのある子どもやひとり親家庭の親子が安心して生活のできるような福祉施策の充実を図ります。

(2) 仕事と子育ての両立をサポート

女性の社会進出の増加や就業形態の多様化、核家族化の進行などに伴い多様化する保育ニーズを踏まえ、それに対応するための新しい子育てシステムを確立し子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

また、障がいのある子どもを持つ保護者の就労ニーズへの対応として、障がいのある子どもの一時預かりや放課後対策の充実に努めます。

(3) 子どもにやさしい地域環境づくり

子どもを健やかに育てるためには、家族がゆとりや豊かさを感じながら、子育てを楽しむことができるよう、居住環境の整備や地域づくりを推進します。

(4) 豊かな人間性と社会性を育む

子どもが自己を確立し、豊かな心を持ち、社会の一員としてたくましく成長するため、家庭・地域・学校が連携し、子ども一人ひとりの学力の向上や心身の健全な育成、社会参加意識の向上を図ります。

（５）子育て活動への支援体制の充実

子どもや子育て家庭に関する活動や支援は、町の関係課をはじめ様々な団体が行っています。

行政では、保健、福祉、教育の各分野が協働し、情報の一元化やネットワーク機能の強化を図るなど支援を行う体制の充実を図ります。

また、町民や子育て活動を行っている団体、行政の協働にも取り組み、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

（６）町民の子育てへの関心を高めるための活動

いじめや虐待の防止、また、地域全体で子育てを支援する様々な施策を推進するためには、町民一人ひとりが子育て等に関する問題について関心を高め、家庭、地域がそれぞれの立場で支援できるよう推進していきます。

3 計画の基本体系

基本理念

基本目標

主要施策

子どもの
のびのび、
親
いきいき
安心のまちづくりをめざして

(1) 子育て家庭を
サポート

- ①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ②子育てにかかる負担軽減策
- ③在宅保育者の子育て支援体制
- ④障がいのある子どもと親への支援
- ⑤ひとり親家庭の養育支援
- ⑥子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援
- ⑦児童虐待への対応
- ⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に向けたシステムの構築

(2) 仕事と子育ての
両立をサポート

- ①保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実
- ②就学後の保育サービス
- ③障がいのある子どもを持つ保護者への支援
- ④職場環境の改善に向けた広報活動の推進

(3) 子どもにやさし
い地域環境づく
り

- ①ゆとりある住環境の整備
- ②子どもの遊び場等の確保
- ③通学路等の安全確保
- ④子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(4) 豊かな人間性と
社会性を育成

- ①就学前教育・保育の推進
- ②学校教育の推進
- ③家庭教育の推進
- ④学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策
- ⑤地域交流活動の推進
- ⑥社会参加意識の向上

(5) 子育て活動への
支援体制の充実

- 情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

(6) 町民の子育てへ
の関心を高める
ための活動

- ①子どもの人権に関する広報活動の実施
- ②子育てに関する関心を高めるための活動

■ 施策の展開

基本目標(1) 子育て家庭をサポート

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 聖籠町子育て包括支援センター
- 養育支援訪問
- 子育てに関する情報提供
- 子ども家庭相談センター
- 妊婦健診・乳幼児健診・歯科検診
- マタニティママのリフレッシュ教室
- 保健師による家庭訪問

② 子育てにかかる負担軽減策

- 妊産婦医療費助成・子ども医療費助成
- 就学援助制度
- 子育て支援誕生祝金・子育て支援金
- 子育て応援パスポート事業

③ 在宅保育者の子育て支援体制

- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)
- 児童館
- 育児サークル支援事業

④ 障がいのある子どもと親への支援

- 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・住宅改修費給付事業・施設訪問交通費扶助
- 自立支援該当児童への医療費助成・障害児通所支援
- 療育教室(あそび教室)
- 発達相談

⑤ ひとり親家庭の養育支援

- 児童扶養手当・医療費助成・就学援助制度・生活の支援(保育園)

⑥ 子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育の支援

- 育児学級
- 食育推進事業
- 子育て支援センター(すくすくサロンさくらんぼ)
- 子ども家庭相談センター(再掲)

⑦ 児童虐待への対応

- 要保護児童対策地域協議会
- 子ども家庭相談センター(再掲)
- 保健師・子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)に向けたシステムの構築

- ファミリー・サポート・センター事業

基本目標(2) 仕事と子育ての両方をサポート

① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実

- 通常保育
- 延長保育
- 未満児保育
- 障がい児保育
- 一時保育

② 就学後の保育サービス

- 放課後児童クラブ

③ 障がいのある子どもを持つ保護者への支援

- 障がい児の放課後対策

④ 職場環境の改善に向けた広報活動の推進

- 町内企業への広報活動

基本目標(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる

① ゆとりある住環境の整備

- 居住環境整備への指導

② 子どもの遊び場等の確保

- 公園等の整備

③ 通学路等の安全確保

- 交通安全教育
- 防犯ブザーの貸与
- 防犯の強化
- 地域パトロール隊
- 通学路防犯カメラ整備

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 地域住民対象の子どもに関する学習会や講演会

基本目標(4) 豊かな人間性と社会性を育成

① 就学前教育・保育の推進

- 幼稚園(こども園)の運営
- こども園合同事業
- 職員の合同研修
- 町愛児会連絡協議会

② 学校教育の推進

- 国際交流事業
- (仮称)イングリッシュキャンプ事業
- ふるさとの自然や伝承文化の体験
- 明るい家庭づくり文集
- 放課後学習クラブ
- 幼稚園英語教師配置
- ICT 環境整備の拡充
- 図書館
- 地域学校協働本部
- 外国語指導助手配置
- 学校へのスクール・サポート・スタッフ配置
- 適応指導教室(フレンドルーム)

③ 家庭教育の推進

- 家庭教育支援事業
- ちくちくかばんづくり講座
- 移動図書館
- 子育て講演会
- ぐるんぱの部屋(読み聞かせ)
- 父親の子育て参加の促進
- ブックスタート、ブックスタートプラス
- 紙しばい会

④ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策

- 性教育講演会
- 地域学校保健委員会
- 喫煙や飲酒、薬物に関する情報提供

⑤ 地域交流活動の推進

- 週末体験くらぶ
- こども会、育成会
- 子ども同士及び異世代の交流ができる場の提供
- せいらう少年少女合唱団
- スポーツ少年団
- スポーツ活動支援事業
- 子ども宿泊自然体験事業(わんぱくキャンプ)
- お正月公民館まつり

⑥ 社会参加意識の向上

- 研修への参加
- 中学生のボランティア
- 青少年健全育成員
- 外部団体との連携

基本目標(5) 子育て活動への支援体制の充実

情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

●子ども家庭相談ネットワーク会議

●町民、関係団体との連携の強化

基本目標(6) 町民の子育てへの関心を高めるための活動

① 子どもの人権に関する広報活動の実施

●児童の権利に関する広報活動

② 子育てに関する関心を高めるための活動

●有害図書等の規制

●飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ(中絶)等に関する情報の提供

●父親の子育てに関する関心を高めるための活動

4 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。(公立施設は保護者と直接契約となるため除かれます。)

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。

給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援法で規定する給付と事業

給付費	子ども・子育て支援給付	教育・保育給付		現金給付
		□施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園	□地域型保育給付 ・小規模保育 (定員6人以上19人以下) ・家庭的保育(定員5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	□児童手当
交付金	地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業(11時間の開所時間を越えて保育を行う) ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う) ⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別) (親の病気、残業等の一時的ショートステイ、トワイライトステイ) ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業(乳児の家庭訪問) ⑦ 養育支援訪問事業(養育支援の必要な家庭への家庭訪問) ⑧ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) ⑨ 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり) 一時預かり事業(その他) ⑩ 病児・病後児保育事業 (児童の急な病気の際に、病院・保育所等付設の専用スペースで一時的に保育する) ⑪ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎等サービス)		

（２）子育てのための施設等利用給付

国の幼保無償化に伴い、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行私立幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業など町の確認を受けた対象施設に対し、３歳から５歳まで（小学校就学前まで）の子供及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子どもが利用した際に支給されるものです。

これにより町幼稚園での預かり事業で、町の確認を受けた保護者は利用料が無償となるものです。

幼保無償化初年度である令和元年度は、国の基本的な考え方に基づき、償還払いとしています。

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、町は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっていますが、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本町の提供区域は全区域を 1 区域として設定します。

教育・保育提供区域ごとに見込み量を算出する事業

□教育・保育支援事業

	年齢	保育の必要性	利用できる平日日中の教育・保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	学校教育のみ	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	保育の必要性あり	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	0～2歳児	保育の必要性あり	保育園・認定こども園・地域型保育

※子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法第 19 条)

□地域子ども・子育て支援事業

No.	対 象 事 業
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）
7	乳児家庭全戸訪問事業
8	養育支援訪問事業
9	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
10	一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
11	一時預かり事業（その他）
12	病児・病後児保育事業
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

第4章 子ども・子育て支援事業の実施計画

1 教育・保育の量の見込み

(1) 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、聖籠町子ども・子育て支援事業計画において教育・保育提供区域を設定し、区域及び年度ごとに教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の必要事業量（＝量の見込み）を算出し、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めなければならないとされていますが、現在の地理的条件や教育・保育の利用状況を総合的に勘案し、本町の提供区域は全域を1区域として設定し、国から示されている算出の手引きに基づき、事業ごとの量の見込みを算出し、計画においてその量を踏まえた確保内容及び確保時期を明らかにするものです。

○ 教育・保育事業の「量の見込み」

教育・保育提供区域ごとに、計画期間中の年度ごとの「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

○ 認定の区分、年齢、教育・保育施設・事業で区分し「量の見込み」を設定します。

	対象年齢	保護者の就労状況	保育の必要性	教育・保育の希望	利用できる平日日中の教育・保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	専業主婦 (夫)短時間	なし	教育	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3～5歳児	共働き	あり	保育	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	0歳児 1～2歳児				保育園・認定こども園 地域型保育

※ 確保の内容について（利用定員の設定）

各教育・保育事業者は、町長による確認に当たり、認定区分・年齢区分ごとに受入可能な人数を「利用定員」として定めなければならないこととされており、施設・事業類型ごとに利用定員を設定できる区分と異なります。

施設・事業類型		満3歳以上		満3歳未満
		①1号認定	②2号認定	③3号認定
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
	幼稚園型認定こども園	○		
	保育園型認定こども園			
	地方裁量型認定こども園			
	保育園	(※3)	○(※2)	
	幼稚園	○	(※3)	×
地域型保育	小規模保育	(※3)		○
	家庭的保育			
	居宅訪問型保育			
	事業所内保育			○(地域枠)

※1＝定員を設定しないことも可能

※2＝②③いずれかのみを設定も可能

※3＝特例給付による利用形態あり

○ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

地域子ども・子育て支援事業の各々について、計画期間中の年度ごとの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○ 量の見込みを定める必要がある地域子ども・子育て支援事業

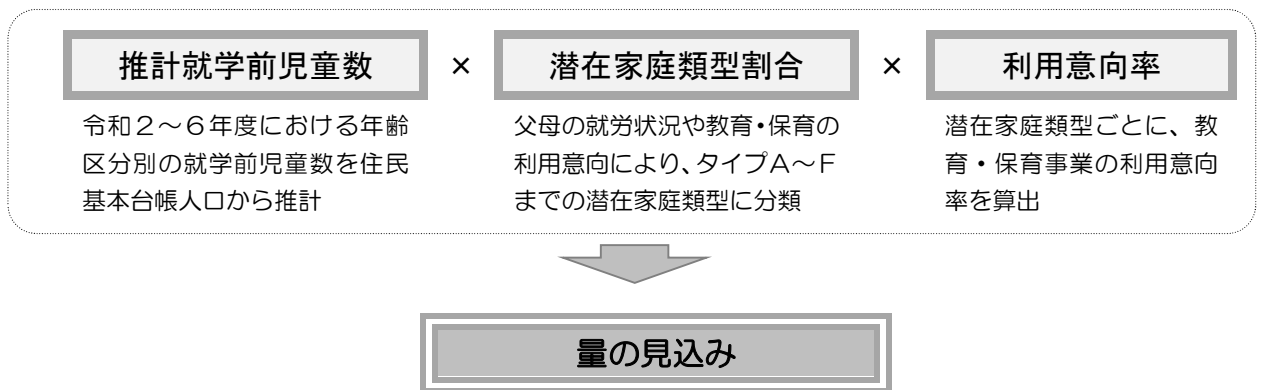
地域子ども・子育て支援事業	対象	該当する聖籠町事業等
①利用者支援に関する事業	0～5歳 小学校1～6年生	
②延長保育事業	0～5歳	・延長保育事業
③放課後児童健全育成事業	小学校1～6年生	・放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)
④子育て短期支援事業 (ショートステイ)	0～5歳	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月まで	・乳児家庭全戸訪問事業
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と 思われる家庭	・養育支援訪問事業
⑦地域子育て支援拠点事業	0～5歳	・地域子育て支援拠点事業
⑧一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり)	3～5歳	・一時預かり事業
一時預かり事業 (その他)	0～5歳	・一時保育事業
⑨病児・病後児保育事業	0～5歳	
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	小学校1～6年生	
⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳 小学校1～6年生	
⑫多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	—	

(2) 算出方法

○ 基本の計算式

量の見込みについては、各教育・保育事業ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、算出プロセスは、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」による方法を基本としていますが、地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(3) 基礎データ

○ 推計就学前児童数

県の人口推計シートを用いて、令和2年度～令和6年度までを推計しています。

(推計結果)

年齢	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	122	126	128	125	126
1歳	152	156	162	164	160
2歳	145	146	150	156	158
3歳	189	175	181	187	193
4歳	180	201	191	196	202
5歳	153	179	199	192	196
6歳	182	168	197	218	218
7歳	139	172	159	186	205
8歳	141	145	180	166	194
9歳	111	121	124	150	143
10歳	124	114	123	126	149
11歳	125	117	107	115	118

○ 潜在家庭類型割合

(家庭類型の定義)

父母の有無、父母の「現在の就労状況」と「将来の就労意向」、「教育・保育事業の利用状況」を踏まえ、以下のとおりタイプA（ひとり親家庭）からタイプFの8つの家庭類型に分類を行います。

なお、量の見込みの算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労意向を踏まえた潜在家庭類型を基本として行うこととされています。

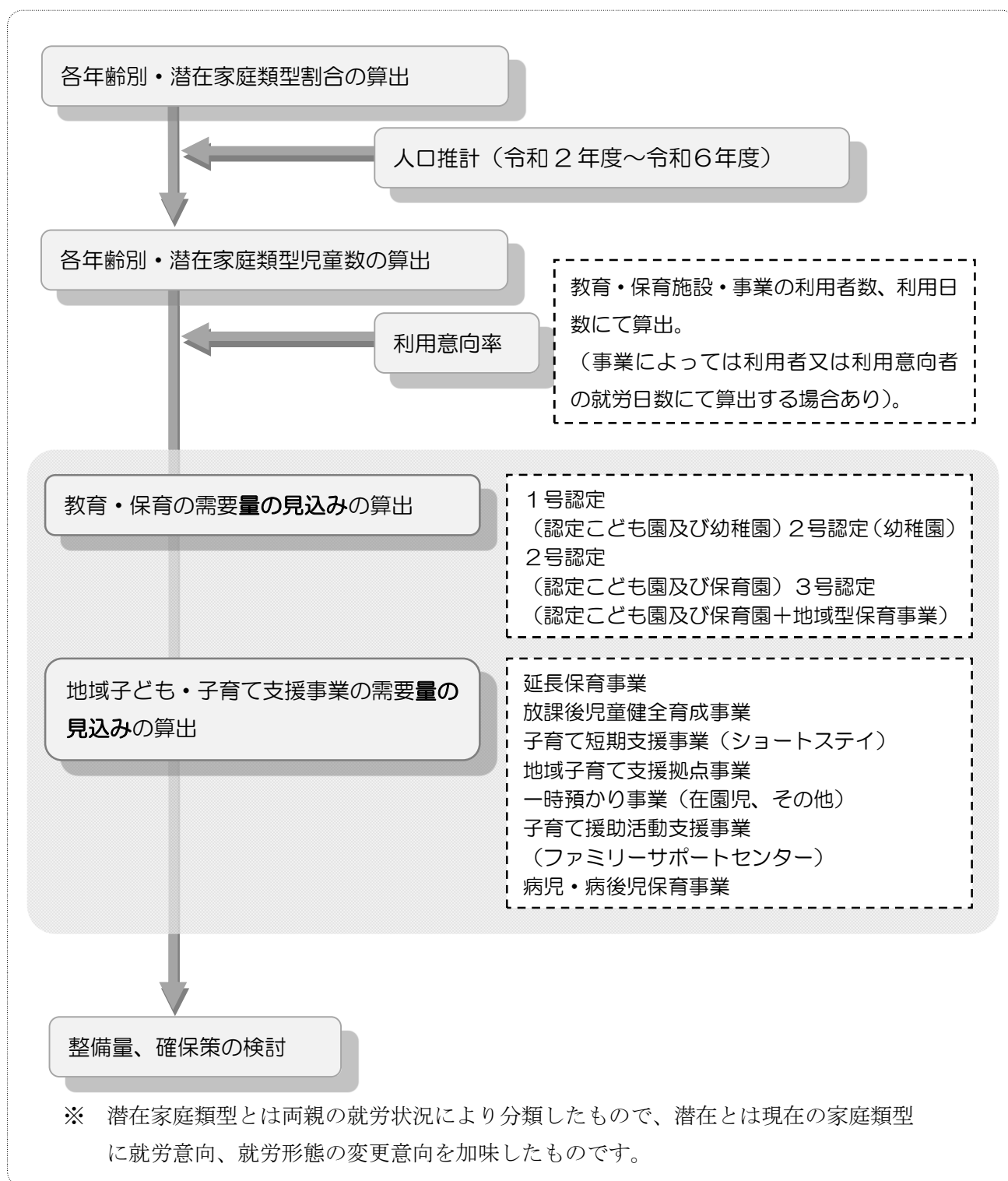
家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況	教育・保育事業の利用		
タイプA	ひとり親家庭			
タイプB	フルタイム×フルタイム			
タイプC	フルタイム×パートタイム			
タイプC'	〃		3～5 歳児	0～2 歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプD	専業主婦(夫)			
タイプE	パートタイム×パートタイム			
タイプE'	〃		3～5 歳児	0～2 歳児
		利用状況	「幼稚園」を選択	保育を選択しない
		利用意向	保育を選択しない (教育の意向が強い)	保育を選択しない
タイプF	無業×無業			

母親 父親		フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)	パートタイム就労(育休・介護休業中含む)			就労していない	
			120 時間以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間未満		
フルタイム就労 (育休・介護休業中含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD	
パートタイム 就労 (育休・介護休業中含む)	120 時間以上	タイプC	タイプE	保育認定あり			
	120 時間未満 64 時間以上	タイプC'	タイプE'				
	64 時間以上						
	64 時間未満						
就労していない		タイプD				タイプF	

(4) 量の見込み（算出プロセス）

国が配布した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の為の手引き」を基本に次の流れ（プロセス）で算出します。



2 提供体制の確保策及び実施時期

(1) 教育・保育事業

本町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設」による確保の内容及び実施時期を（確保方策）を設定します。

本町に居住する子どもについて、「保育園、幼稚園、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」踏まえて以下の区分で設定します。

また、本町における基本的な子育てシステムであった「0～2歳児は私立保育園」で、「3～5歳児は町立幼稚園（こども園）」で、という体制については、町内における核家族化の進行と、女性の社会進出が進んだことによる保護者ニーズの変化に応じて、令和4年度から新しい子育てシステムへ移行します。

新しい子育てシステムでは、「基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園4園」と、「幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園1園」で教育・保育サービスを提供していくこととします。

令和4年度からの新しい子育てシステムへの移行に伴い、これまで0～2歳児を受け入れしていた私立保育園（認可保育所）4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園（こども園）3園は1園体制となります。

○保育の必要性の認定区分・年齢区分（子ども子育て支援法に規定する認定・年齢区分）

3～5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

【3号認定（0歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
ニーズ量		28 (実績)	79	82	83	81	82
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	81	81	81	68	68	68

【3号認定（1・2歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		227 (実績)	238	242	250	256	255
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	237	237	237	212	212	212

【2号認定：（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		— (実績)	362	385	396	399	410
確保 方策	施設数	—	—	—	4	4	4
	提供量合計	—	—	—	333	333	333

【1号認定（3～5歳家庭）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		462 (実績)	82	87	89	90	93
確保 方策	施設数	3	3	3	5	5	5
	提供量合計	600	600	600	221	221	221

※町立幼稚園における保育の必要な3歳児～5歳児については、1号認定に預かり事業を加え対応しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

〈方向性〉

利用希望等を勘案して目標の事業量を設定していきます。

支援の利用状況等によりニーズを把握し、状況に応じて町の実情に沿った事業形態等を検討します。

（単位：箇所）

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

② 延長保育事業(保育園※令和4年度以降は認定こども園)

保育園の保育時間（児童福祉施設最低基準上の原則8時間）を保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、11時間の保育時間を超えて保育を行う事業です。

〈方向性〉

平成27年度からの公立保育園の民営化により、延長保育時間の繰り上げ（午前7時30分から午前7時へ）になりました。保護者の就労時間やその他の状況、保育時間のニーズを考慮し、保育時間帯及び適切と考えられる目標事業量を設定して、ニーズに対応し、今後も働く家庭への保育サービスの向上に努めます。

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		5,015 (延べ人数実績)	281 (実人数見込)	293	302	305	309
確保 方策	施設数	4	4	4	4	4	4
	提供量合計	5,015	281	293	302	305	309

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

※平成 24 年の児童福祉法改正により、対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童までへ拡大されました。

〈方向性〉

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、保護者のニーズに対応した適切な目標事業量を設定します。

施設に関しては平成 26 年度に蓮野小学校区内、平成 27 年度に山倉小学校敷地内、平成 28 年度に亀代小学校敷地内に放課後児童クラブが完成しています。

また、令和 4 年度以降に施設数を増やす、または、既存施設の増築を検討します。

【１～３年生】

（単位：人、箇所）

区 分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	119 (実績月平均)	215	226	250	266	288

【４～６年生】

（単位：人、箇所）

ニーズ量	7 (実績月平均)	50	49	49	54	57
------	--------------	----	----	----	----	----

確保 方策	施設数	3	3	3	3	3	3
	提供量合計	126	265	275	299	320	345

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

〈方向性〉

現在、子育て短期支援事業は行っておりません。今後は、ニーズ等の動向に留意し、必要に応じて他の子育て支援事業等との調整を図りながら検討を行います。

(単位：人、箇所)

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		— (実績)	0	0	0	0	0
確保 方策	施設数	—	0	0	0	0	0
	提供量合計	—	0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるなど、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

〈方向性〉

現在、新生児・2か月児・転入児のいる家庭へ保健師が訪問を実施しています。訪問時の子育て支援の情報提供や育児等に対する不安などの相談やケア等の充実を図り、子ども及び保護者への適切な支援提供に努めます。

(単位：人)

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		136 (実人数実績)	130	130	130	130	130
確保方策		保健師					
提供量合計		136	130	130	130	130	130

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

＜方向性＞

保健師や子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問を通して支援が必要な家庭（要支援児童及び特定妊婦、要保護児童の家庭を含む）の把握に努めます。また、関係機関との連携の強化を図り、訪問時の様子や地域からの情報等により柔軟に対応していきます。

（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	311 (実績)	300	300	300	300	300
確保方策	保健師・子どもソーシャルワーカー					
提供量合計	311	300	300	300	300	300

⑦ 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

＜方向性＞

子育て支援センター〔すくすくサロンさくらんぼ〕（聖籠こども園内※令和4年度以降はハーモニーこども園）において各種の事業を実施しています。

今後も他団体と連携し、交流事業・育児相談・情報提供等の支援の充実に努めます。

（単位：人、箇所）

区 分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	1,435 (延べ人数実績)	662	676	695	703	702
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1
	提供量合計	1,435	662	676	695	702

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、町立幼稚園においては、これらのほか、保育の必要性が認められた際に預かり保育として早朝、延長保育を実施しています。

〈方向性〉

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案し、その他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮して、適切な目標事業量を設定していきます。

引き続き、サービスの内容、利用相談についての情報提供を図り、サービス提供の推進に努めます。

また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新しい子育てシステムへの移行期間中も、暫定的に保育園の開始時刻と統一します。

【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（３～５歳児）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		12,478 (延べ人数実績)	21,355	22,705	5,076	5,076	5,076
確保 方策	施設数	3	3	3	1	1	1
	提供量合計	12,478	21,355	22,705	5,076	5,076	5,076

【その他（０～５歳児）】

（単位：人、箇所）

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		370 (延べ人数実績)	391	409	420	424	430
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	370	391	409	420	424	430

⑨ 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合及び病後に家庭等で保育できない場合に、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

＜方向性＞

子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

平成 28 年開業の「新潟聖籠病院」内に病児病後児の保育施設が開設されました。町民が使いやすい施設になるように要望を申し入れ、保護者のニーズの高かった小児医療の支援サービスの充実を図ります。

(単位：人、箇所)

区 分		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量		96 (延べ人数実績)	1,115	1,165	1,198	1,208	1,226
確保 方策	施設数	1	1	1	1	1	1
	提供量合計	96	1,115	1,165	1,198	1,208	1,226

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

急な残業や家庭における急用などに対応するため、子どもの預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

＜方向性＞

現在、本町ではファミリー・サポート・センター事業は未実施です。子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査でも利用希望率は低くなっています。今後は、他の事業による対応の可能性を考慮して、ニーズ動向に留意しながら検討していきます。

【１～３年生】

（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	— (実績)	4	4	5	5	5

【４～６年生】

（単位：人）

ニーズ量	— (実績)	0	0	0	0	0
------	-----------	---	---	---	---	---

（単位：人、箇所）

確保 方策	施設数	—	0	0	0	0	1
	提供量合計	—	0	0	0	0	5

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

〈方向性〉

町の実情を踏まえ、今後国の示す具体的内容に沿って検討、対応していきます。

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

〈方向性〉

町の実情を踏まえ、ニーズ等の動向に留意しながら検討していきます。

3 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する

体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方（認定こども園を普及させる背景や必要性）

本町では幼稚園体制を基軸に保育機能を付加し対応を行ってきたことから、現在、認定こども園がないことから、平成31年実施のニーズ調査において、平日に定期的にご利用したい教育・保育事業は「幼稚園」が81.6%、「認可保育園」が44.9%となっているのに対して、「認定こども園」は18.9%となっています。

しかしながら、保護者の就労状況の変化、核家族化、女性の社会進出並びに令和元年10月から施行された国の幼保無償化政策により、保護者の保育園、幼稚園ニーズが大きく変化し、現状の子育て体制では十分な対応を成しえなくなってきました。

このことから、令和4年度から、基本的に保育の必要な0～5歳児を受け入れる私立認定こども園と、幼児教育を希望する3～5歳児を受け入れる町立幼稚園という新しい子育てシステムへ移行することとします。

これに伴い、町内に所在する認可保育所4園はすべて認定こども園へ施設類型を変更し、町立幼稚園1園と合わせて5園体制で町内の就学前児童の教育・保育サービスを提供していきます。

第5章 施策の現状と目標

1 具体的な推進施策の内容

(1) 子育て家庭をサポート

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【施策の方向】

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関連機関の連携体制を強化し、切れ目のない支援ができる体制を目指します。すべての子どもが家庭の喜びの中で誕生し、愛されて育つように母親をはじめとして、子どもを育てる方が育児の不安や負担が軽減され、子育てに喜びを感じることができるよう育児支援に努めます。

事業名	・ 聖籠町子育て包括支援センター		担当：保健福祉課
事業内容	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とし、妊娠、出産及び子育て等に関する相談に応じ、各健診や家庭訪問を実施し必要な支援を保健師が実施する。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	新規	継続	

事業名	・ 子ども家庭相談センター		担当：子ども教育課
事業内容	本町の 18 歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。 特に、児童虐待に対応するため、令和 2 年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・保健師による家庭訪問	担当：保健福祉課
事業内容	新生児は助産師が、2 か月児（全数）・転入児のいる家庭や健診の事後などには、保健師が各家庭を訪問し、育児の不安だけでなく、暮らし全般の総合的な相談やケアを行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

※第 4 次聖籠町総合計画の個別計画である第 2 次健康せいらう 2 1「健康増進計画」・聖籠町まるごと食育推進計画・聖籠町生涯歯科保健計画（H30～R4）と同時実施しています。事業内容に関しては重複しているものもあります。

事業名	・養育支援訪問	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	妊娠期から子どものいる家庭のうち養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や子どもソーシャルワーカーが家庭訪問を継続的に実施します。養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な家庭の養育の実施を確保します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・妊婦健診 ・乳幼児健診、歯科健診	担当：保健福祉課
事業内容	妊婦健診は医療機関に委託して実施しています。（受診券全 14 回分発行） 乳幼児健診は 4 か月児、7 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳を対象に、歯科検診は 1 歳 2 か月児、1 歳 6 か月児、2 歳児、2 歳 6 か月児、3 歳児、3 歳 6 か月児を対象に、それぞれ実施しています。 妊婦、乳幼児の健診で、病気や障がい早期発見し早期対応を図っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・子育てに関する情報提供	担当：保健福祉課
事業内容	広報やくらしの便利帳「S mile」等を通じて、情報を提供するとともに、妊娠届出時、転入手続き時、保健師の 2 か月児訪問や各乳幼児健診時に子育てに関する情報提供を行っています。 より効果的な情報提供について、今度も検討を行います。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

② 子育てにかかる負担軽減策

【施策の方向】

本町では、医療費の助成や子育て支援金等で子育てにかかる負担軽減を図っています。今後も見直しを行いながら、効果的な負担軽減策を充実させるよう努めます。

事業名	・ 妊産婦医療費助成 ・ こども医療費助成		担当：保健福祉課
事業内容	妊産婦及び子どもの医療費を助成することで、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母子保健の向上に努めています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	検討	

事業名	・ 子育て支援誕生祝金（町単独事業） ・ 子育て支援金（町単独事業）		担当：子ども教育課
事業内容	子育て支援誕生祝金は、第3子以降を出産した方に、また、子育て支援金は第4子以降を養育している方に、それぞれ支給しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	検討	

事業名	・ 就学援助制度		担当：子ども教育課
事業内容	経済的な理由により就学が困難な児童、保護者に対し、学用品等の準備に必要な費用の援助を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子育て応援パスポート事業		担当：子ども教育課
事業内容	平成 31 年 4 月から、協賛店で提示することで、商品の割引や特典の付与などのサービスが受けられる「聖籠町子育て応援パスポート」を、中学 3 年生以下のお子さんを養育する保護者に交付しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	-	継続	

③ 在宅保育者の子育て支援体制

【施策の方向】

本町では、乳幼児家庭の転入もあり、核家族化が進行しています。

保育園や幼稚園に入園していない家庭への支援の重要性が増しており、地域の子育てネットワークの強化を図り、地域の子育て家庭に対する一層の支援ができるような体制の整備を促進します。

事業名	・ 子育て支援センター（すくすくサロンさくらんぼ）		担当：子ども教育課
事業内容	子育て親子の交流、仲間づくりの場として聖籠こども園（令和4年度以降はハーモニーこども園）内に設置され、育児相談や育児講話、実技演習などの事業も行っています。また、保育園入園希望の増加に対応するための保育園の受け皿確保の必要性を見ながら、実施場所の見直しを行いつつ、子育て支援の拠点として、他団体との連携を強化し、子育て支援センターとしての機能を充実します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 児童館		担当：子ども教育課
事業内容	現在、亀塚児童館1箇所のみです。 亀塚児童館は昭和46年に設置され、幼児のいる保護者の交流の場や小学生などの子どもたちの交流の場となっています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 育児サークル支援事業		担当：子ども教育課
事業内容	育児サークル等で、育児を行う母親たちが交流を行っています。 公共施設（多目的屋内運動場・結いハート・児童館）などで活動しているサークルに、子育て支援センターの職員が活動を支援します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	実施	継続	

④ 障がいのある子どもと親へ支援

【施策の方向】

心身に障がいのある子どもに対する早期発見・早期療育体制の整備が必要で、母子保健対策の推進に併せて、各種専門機関との連携のもと相談体制の充実を図り、子どもに対するケアと同時に、親への支援にも努めます。

事業名	・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 住宅改修費給付事業 ・ 施設訪問交通費扶助（町単独事業） ・ 自立支援該当児童への医療費助成 ・ 障害児通所支援		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	障がいのある児童の家庭への負担軽減を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・療育教室（あそび教室）		担当：保健福祉課
事業内容	障がいの有無にかかわらず、様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の一つとしてのあそび教室です。遊びを通して、親も子ども共に育ちあうこと、仲間づくりができる場の提供をしています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 発達相談		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	育児相談や乳幼児健診の事後支援、子ども家庭相談センターへの相談等を通じて、必要時、児童相談所・保健所等での療育相談につなげます。相談時には保護者だけでなく、保健師や子どもソーシャルワーカー、保育士等なども一緒に相談を行い、発達課題の共有と一貫した支援に努めます。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

⑤ ひとり親家庭の養育支援

【施策の方向】

母子・父子家庭等のひとり親家庭は、子どもの養育や経済的問題、家事問題等を抱え、支援を必要とする状況に置かれています。こうしたひとり親家庭の保護者と子どもの生活の安定を図るため、相談体制や経済的支援などの充実に努めます。

事業名	・ 児童扶養手当 ・ 医療費助成(新潟県ひとり親家庭等医療費助成事業) ・ 就学援助制度		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	ひとり親家庭の子育て負担軽減を実施しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 生活の支援（保育園等）		担当：子ども教育課
事業内容	仕事等により、子どもの保育を行えないひとり親家庭については、通勤等に都合が良い第1希望の保育園（令和4年度以降は認定こども園）に入れるよう調整することにより、生活への支援を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

⑥ 子育て等に関する相談情報提供体制と家庭教育

【施策の方向】

本町では、乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者を対象とした家庭教育の在り方に関する学習機会や情報提供、相談体制の整備及び地域における子育て支援体制の充実に努めます。

また、保育園・幼稚園等においても、子育てに関する情報の発信や相談に対応できる体制のより一層の充実に努めます。

事業名	・ 育児学級		担当：保健福祉課
事業内容	生後4～5か月児の育児中の保護者を対象に年6回実施しています。乳児の発達過程や母子の愛着形成について説明し、離乳食指導と育児相談も行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	年6回	年6回	

事業名	・ 食育推進事業		担当：保健福祉課
事業内容	妊婦学級（マタニティママのリフレッシュ教室）や育児学級、7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談会等を通じて食育の推進を行っています。また随時管理栄養士による個別栄養相談も行っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子育て支援センター（すくすくサロンさくらんぼ）		担当：子ども教育課
事業内容	子育て親子の交流、仲間づくりの場として聖籠こども園（令和4年度以降はハーモニーこども園）内に設置されています。 育児相談や育児講話、実技演習などの事業も行っています。 子育て支援の拠点として、他団体との連携を強化し、子育て支援センターとしての機能を充実します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・ 子ども家庭相談センター（再掲）		担当：子ども教育課
事業内容	本町の 18 歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。 特に、児童虐待に対応するため、令和 2 年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。		
方向・目標	平成 30 年度		令和 6 年度
	継続		継続

⑦ 児童虐待への対応

【施策の方向】

核家族化の進行や子育てを取り巻く環境の変化等から子育てにストレスを感じ、子どもに対し虐待を行ってしまうケース（虐待は暴力のみではなく、児童の心身に悪影響を与えるような暴言や育児放棄なども含まれます。）が増加しています。

こうした子どもや保護者に対する支援・援助等を図るため、保健師、民生委員・児童委員、保育園（令和4年度以降は認定こども園）、幼稚園、学校、児童館、児童クラブ、児童相談所、警察及び医療機関等との連携を強化し、児童虐待の防止に関する対応に努めます。

事業名	・要保護児童対策地域協議会		担当：子ども教育課
事業内容	児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察関係等で構成される協議会を設置し、虐待を受けた子どもや非行児童等を支援しています。また、年1回協議会の構成員を対象とした研修会を行い、支援の質の向上を図っています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・保健師・子どもソーシャルワーカーによる家庭訪問		担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	児童虐待の発生を防止するには、妊娠期の早期からの予防が重要です。子どもソーシャルワーカーと保健師が、学校・園訪問や家庭訪問、電話相談、面談などを通じ、状況把握や課題が小さいうちに相談できる体制づくりを行い、発生予防と継続支援に努めてまいります。また、各関係機関とのネットワークにより、要保護児童世帯を支援しています。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

事業名	・子ども家庭相談センター(再掲)		担当：子ども教育課
事業内容	本町の18歳未満の子ども及びその家族を対象に、子ども家庭相談センターとして子ども及び家庭に関する総合的な相談業務を行っています。 特に、児童虐待に対応するため、令和2年度からは、「子ども家庭相談支援拠点」として、町子育て包括支援センターと連携し、切れ目のない支援を提供することを目的とし、すべての子どもとその過程及び妊産婦等を対象として、その保健・福祉・教育に関し必要な支援及び総合調整も実施します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	

	継続	継続
--	----	----

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に向けたシステムの構築

【施策の方向】

急な残業や家庭における急用などに対応するため、子どもを預けたい方と預かってよい方との会員組織による、育児の相互援助活動です。

聖籠町には、子育て世帯の転入も多く、核家族化が進行している状況であり、ファミリー・サポート・センター事業の必要性は年々増していくものと考えられます。

当該事業の効果的な活動には町民のつながりが重要なことから、親同士の交流の場などの子育て支援活動を進めながら、ファミリー・サポート・センター事業の推進を検討していきます。

事業名	・ファミリー・サポート・センター事業	担当：子ども教育課
事業内容	効果的な実施に向けて、運営体制や実施時期について検討していきます。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	検討	検討

(2) 仕事と子育ての両立をサポート

① 保育園・幼稚園における多様な保育サービス等の充実

【施策の方向】

本町では、私立保育園 4 箇所（聖籠こども園、聖籠はじめ保育園、まごころ保育園せいろう、まごころ保育園ひがしこう）、認可外の事業所内保育所 1 箇所（さくらんぼちびっ子保育園）、公立幼稚園が 3 箇所（蓮野こども園、蓮潟こども園、亀代こども園）あります。現在、保育園と幼稚園が連携を図り、主に 2 歳児までを保育園で保育を行い、3 歳以上児を幼稚園で保育を行ってきました。

しかし、就労環境の変化、核家族化、女性の社会進出により、保護者の保育園、幼稚園のニーズが変化しており、さらに国の幼保無償化政策等により今後においてもさらに大きく変化してくることから、現状の子育ての体制では十分な対応を成し得なくなってきました。

これらのことから、これまでの私立保育園、町立幼稚園の役割分担をあらためて見直すことにより、時勢を見すえた本町におけるこれからの子育てシステムのあり方を構築し、令和 4 年度以降は、基本的に保育の必要な 0～5 歳児を受け入れる私立認定こども園 4 園と、幼児教育を希望する 3～5 歳児を受け入れる町立幼稚園 1 園に加え、認可外の事業所内保育所 1 箇所（さくらんぼちびっ子保育園）で教育・保育サービスを提供していくこととします。

事業名	・ 通常保育		担当：子ども教育課
事業内容	各園の開園時間は次のとおりです。 保育園 7：00～19：00 幼稚園 7：00（令和 2 年度から）～19：00（通常保育 8：30～15：00） また、通常保育時間内の定員は次のとおりです。 保育園 312 人 ※令和 4 年度以降は認定こども園 613 人 幼稚園 600 人 ※令和 4 年度以降 200 人		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	設置箇所 7 箇所 0～2 歳児 4 箇所（312 人） 3～5 歳児 3 箇所（600 人）	（以下を基礎としつつ、新たな子育てシステムの構築により施設数・人数を調整） 設置箇所 7 箇所 0～2 歳児 4 箇所（337 人） 3～5 歳児 3 箇所（600 人） 令和 4 年度以降 設置箇所 5 箇所 0～2 歳児 4 箇所（280 人） 3～5 歳児 5 箇所（554 人）	

事業名	・ 延長保育	担当：子ども教育課
事業内容	各園の延長保育時間は次のとおりです。 私立保育園 短時間 7：00～8：00 16：00～19：00 標準時間 18：00～19：00 幼稚園 早朝保育 7：00（令和2年度から）～8：30 延長保育 15：00～19：00	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	新たな子育てシステムに応じた対応

事業名	・ 未満児保育	担当：子ども教育課
事業内容	私立保育園（令和4年度以降は認定こども園）では生後2か月経過後から2歳未満の児童を児童3人に対し保育士1人で保育を実施しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 障がい児保育	担当：子ども教育課
事業内容	保育士の研修等で知識の向上を図り、必要な場合は介助員を配置するなどして保育を実施しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 一時保育	担当：子ども教育課
事業内容	保護者の急な仕事により、一時的に保育が必要になった児童を預かる事業で、私立保育園（令和4年度以降は認定こども園）と各幼稚園において実施しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	新たな子育てシステムに応じた対応

② 就学後の保育サービスの充実

【施策の方向】

核家族化、共働き家庭の増加により、昼間保護者のいない小学生が増えています。保護者が安心して働けるとともに、子どもの健全育成を図るため、放課後保育サービス等の活動の充実を図ります。

事業名	・ 放課後児童クラブ		担当：子ども教育課
事業内容	小学校6年生までを対象に蓮野、山倉、亀代の各小学校区ごとに児童クラブを設置し、事業を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

③ 障がいのある子どもを持つ保護者への支援

【施策の方向】

障がいのある子どもを持つ保護者の就労ニーズへの支援として、障がいのある子どもを受け入れられる施設や体制の整備について、関係機関と協議を行いながら検討を進めます。

事業名	・ 障がい児の放課後対策		担当：子ども教育課
事業内容	小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブがあります。 現在障がいのある児童の利用の可否について、保護者と協議し、利用可能な児童については受け入れております。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

④ 職場環境の改善に向けた広報活動の推進

【施策の方向】

就労形態の多様化、共働き家庭の増加により、仕事と子育ての両立に悩む保護者が増えています。また、近年では、育児休業の取得困難が指摘されています。

就労する保護者が安心して働けるよう、町内の企業に対する広報活動を実施し、職場環境の改善に努めるよう働きかけます。

事業名	・ 町内企業への広報活動		担当：子ども教育課
事業内容	広報誌等による広報活動を行い、町内企業に子育て環境整備への理解・協力をお願いします。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

(3) 子どもにやさしい地域環境をつくる

① ゆとりある住環境の整備

【施策の方向】

住宅地の開発にあたっては、町が指導的立場でゆとりある居住環境の整備促進に努めます。

事業名	・ 居住環境整備への指導		担当：ふるさと整備課
事業内容	市街化調整区域での地区計画制度を活用した民間宅地開発においては、ゆとりある良好な居住環境の維持、形成、周辺景観との調和等を図るよう、販売1区画における最低敷地面積や建ぺい率、容積率等適切な制限を設定します。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

② 子どもの遊び場等の確保

【施策の方向】

関係機関等の連帯を図り、地域の緑化や自然環境、自然景観の保全と活用に努め、安全で利用しやすい魅力ある公園や広場の整備に努めます。

事業名	・ 公園等の整備		担当：ふるさと整備課 子ども教育課
事業内容	子どもの遊び場としての都市公園、児童遊園、児童広場が安心して利用できるよう、定期的に遊具等施設を点検するとともに、必要に応じた整備を図ります。		
方向・目標	平成30年度	令和6年度	
	継続	継続	

③ 通学路等の安全確保

【施策の方向】

関係機関等の連携を図り、通学路の安全の確保に努めます。

事業名	・交通安全教育		担当：生活環境課
事業内容	保育園、こども園、小学校、中学校に交通指導員を派遣して交通安全教室を実施しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・防犯ブザーの貸与		担当：子ども教育課
事業内容	新入学時へ配布し、不審者等からの事件・事故から守るよう図っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・防犯の強化		担当：生活環境課
事業内容	子どもが犯罪にあわないように防災行政無線により、下校時の児童の見守りの呼びかけを行っています。また、青色回転灯装着車両により、児童の下校時に合わせて週 2 回防犯パトロールを行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・地域パトロール隊		担当：子ども教育課
事業内容	子どもの安全のために地域パトロール隊に協力していただいています。今後も集落の協力を得ながら継続して実施します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・通学路防犯カメラ整備	担当：子ども教育課
事業内容	通学路の防犯対策のため必要に応じて防犯カメラを設置します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	—	実施

④ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

【施策の方向】

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。公的な子育て支援施策に限らず、地域にある様々な NPO や民間団体、地域の愛児会、育成会や保健推進員等との連携を進めていきます。

事業名	・地域住民対象の子どもに関する学習会や講演会	担当：保健福祉課 子ども教育課 社会教育課
事業内容	子どもに関する課題は、子育て家庭だけでなく地域全体の課題です。町の子どもたちを取り巻く多様化した課題や社会情勢等を町全体で学び、共に考えていく社会を構築するため、地域のキーパーソンに向けた研修会や、広く町民を対象とした講演会等の機会を提供しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

(4) 豊かな人間性と社会性を育む

① 就学前教育・保育の充実

【施策の方向】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎をつくる大切な時期であり、より良い環境で幼児教育を展開していきます。

また、就学後の子ども同士のつながりをつくるために、就学前にこども園と小学校の子どもたちの交流を深める事業を推進します。

事業名	・ 幼稚園（こども園）の運営		担当：子ども教育課
事業内容	蓮野・蓮潟・亀代こども園では、通常の幼稚園教育（8時30分～15時）とほかにその前後7時30分～19時までの預かり保育、土曜保育を実施しています。 また、町立幼稚園での早朝保育開始時刻は、保護者の利便性の向上を図るため、新たな子育てのシステムを構築するまで暫定的に保育園の開始時刻と統一します。 令和4年度以降も、新しい子育てシステムへの移行期間中は暫定的な対応として、保育園の開始時刻との統一を継続します。		
方向・目標	平成30年度		令和6年度
	継続		新たな子育てシステムに応じた対応

事業名	・ こども園合同事業		担当：子ども教育課
事業内容	就学前児童（5歳児）が年2回交流し、小学校入学前に子ども同士のつながりをつくる機会を設けています。 また、小学校に入学した際に環境の変化に対応しやすいよう、小学生との交流の機会を設けています。 令和4年度以降は、新しい子育てシステムへの移行に伴う当該事業の在り方について、継続的な実施方法を検討していきます。		
方向・目標	平成30年度		令和6年度
	継続		継続

事業名	・ 職員の合同研修		担当：子ども教育課
事業内容	幼保一元化に向けた取り組みから、幼稚園教諭・保育士関係なく、合同で研修を行い、知識の向上に努めています。		
方向・目標	平成30年度		令和6年度
	継続		継続

事業名	・町愛児会連絡協議会	担当：子ども教育課
事業内容	町愛児会連絡協議会（蓮野・蓮潟・亀代こども園愛児会）において、保護者同士の交流が行われています。 令和4年度以降は、町立幼稚園において当該事業の在り方について継続的な事業実施を検討します。	
方向・目標	平成30年度	令和6年度
	継続	継続

② 学校教育の充実

【施策の方向】

学習指導要領に基づく基礎的・基本的な事項にかかる指導の徹底及び子どもたちの個性や能力を活かす指導の充実により学びに向かう力の向上を図ります。また、たくましい体と豊かな心を育む教育やふるさとの自然や伝承文化に親しむ教育及び環境教育の充実に努めます。

急速化する国際化社会において、地域への愛着もったグローバル人材の育成に向けて外国人とのコミュニケーション能力の伸長を図るため、幼稚園から中学校まで切れ目のない外国語教育の充実を図ります。

また、高度情報化社会へ柔軟に対応するためICT環境の整備を加速させるとともに、プログラミング教育などコンピュータスキルの育成を図ります。

また、いじめ、不登校、非行等の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止を図るため、児童生徒へのカウンセリングの充実・カウンセラー等の資質向上と関連機関との密な連絡体制の構築に努めます。

さらに、近年問題視されている学校における教員の働き方改革を推進することにより、教員の負担軽減を図り児童生徒との向き合う時間を生み出すことに努めます。

事業名	・ 国際交流事業		担当：総務課 子ども教育課
事業内容	本町と中国のハルビン市教育委員会と「友好の交流協定書」を結び、小・中学生が交互に訪問し友好を深めています。また、中学生が海外でのホームステイを実施し、国際感覚を肌で感じています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 幼稚園英語講師配置		担当：子ども教育課
事業内容	幼稚園児童を対象として英語にふれあうために英語講師を配置を令和元年度から実施しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	-	継続	

事業名	・ 外国語指導助手配置		担当：子ども教育課
事業内容	外国語指導助手（ALT）が中学校、小学校、こども園（令和 4 年度以降は町立幼稚園）等で外国語にふれあう機会をつくっています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・（仮称）イングリッシュキャンプ事業		担当：子ども教育課
事業内容	夏休みを利用し、小中生を対象に外国人指導者による英語とのふれあうためのレクリエーション企画などの体験事業により令和 2 年度から実施します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	—	継続	

事業名	・ I C T 環境整備の拡充	担当：子ども教育課
事業内容	小中学校への情報機器は更新を重ねながら配備しています。 今後は、国が令和元年度から進めている G I G A スクール構想に基づき、無線 L A N 環境整備とあわせ全学年における児童生徒 1 人 1 台の P C 端末配備を目指すとともに、プログラミング教育などの充実を図ります。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 学校へのスクール・サポート・スタッフ配置	担当：子ども教育課
事業内容	学校教員の多忙化解消による教員の負担軽減を図ることにより児童生徒との向き合う時間を生み出すため、教師に代わって資料作成や授業準備を行うことで教師をサポートする職員を令和 2 年度から小中学校に配置します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	—	継続

事業名	・ ふるさとの自然や伝承文化の体験	担当：子ども教育課
事業内容	総合学習の中で本町の自然や伝承文化を体験・親しむ教育を実施しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 図書館	担当：図書館
事業内容	児童、青少年の健全な発達を図り、教育文化の発展に寄与することを目的としています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	1 箇所	1 箇所

事業名	・ 適応指導教室（フレンドルーム）		担当：子ども教育課
事業内容	不登校等で学校生活に適応できない児童生徒に対して、学校と異なった環境の中で教育相談や体験活動等を実施して、児童生徒の自立や集団生活への適応能力を促し、学校生活への復帰を援助する場です。 しかし、不登校児童は学校復帰のみを目的としないという国の姿勢が転換したなかで、教育支援の在り方を検討します。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	1 箇所	1 箇所	

事業名	・ 明るい家庭づくり文集		担当：社会教育課
事業内容	青少年の健やかな成長には、学校・地域・家庭の連携が不可欠です。その活動の一環として子どもたちの目から見た家庭・地域に関する明るい家庭づくりの原稿を集め、文集として毎年作成しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 地域学校協働本部		担当：社会教育課
事業内容	学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、町内各小中学校にコーディネーター 1 名を配置しています。学校からのサポート依頼の調整や、サポーター活動のコーディネート、サポート活動、サポーター交流会を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	地域学校協働本部に移行	

事業名	・ 放課後学習クラブ		担当：子ども教育課
事業内容	各小学校で、主に 5・6 年生を対象に放課後に学習会を行っています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

③ 家庭教育の充実

【施策の方向】

親の子育てに関する不安の解消や家庭における教育機能の充実を図るため、就学前からの家庭教育学級の開設、子育てセミナーの開催など親への多様な学習機会の提供を推進します。

特に、父親の家庭教育参加を重視した施策の充実、情報提供・相談体制等の整備充実等、家庭における教育力の向上に努めます。

事業名	・ 家庭教育支援事業		担当：社会教育課
事業内容	リズムあそびなどのイベントを開催し、親子のふれあいや親同士の交流をサポートします。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	年 5 回	年 5 回	

事業名	・ 子育て講演会		担当：社会教育課
事業内容	小学校・中学校で、就学前健診時及び入学説明会時に保護者を対象にした講演会を開催しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	年 1 回（4 箇所）	年 1 回（4 箇所）	

事業名	・ ブックスタート（4 か月児健診時） ・ ブックスタートプラス（1 歳 6 か月児健診時）		担当：図書館
事業内容	乳幼児健診時に、対象児と保護者におすすめの絵本を手渡すとともに、絵本の読み聞かせを通し、楽しいひとときを分かちあうことの大切さや、0 歳児からの図書館利用を働きかけています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ちくちくかばんづくり講座	担当：社会教育課
事業内容	未就園児の保護者を対象に、通園グッズの手づくり講座を開催しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ぐるんぱの部屋（読み聞かせ）	担当：図書館
事業内容	未就園児の親子を対象に絵本を読み聞かせることにより、親子のコミュニケーションやふれあいの機会を増やすよう保護者に働きかけます。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	月 2 回	月 2 回

事業名	・紙しばい会	担当：図書館
事業内容	園児及び小学校低学年を対象に、図書館ボランティア「赤いふうせん」が紙しばい会を開催しています。紙しばいや絵本の読み聞かせを通し、絵や言葉の魅力を子どもたちに伝えています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	月 1 回	月 1 回

事業名	・移動図書館	担当：図書館
事業内容	毎月第 2・第 4 火～木曜日に町内全小学校等へ巡回し、本の貸し出しを行っています。図書館に行くことが難しい子どもたちも身近に利用できるように巡回しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	3 箇所	3 箇所

事業名	・ 父親の子育て参加の促進	担当：子ども教育課
事業内容	社会情勢の変化により、働く女性が増えており、父親の子育てへの参加が重要になっています。 父親と子どものふれあいを深め、父親の子育てへの参加を促すため、すすく事業等への父親の参加を呼びかけています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

④ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健対策

【施策の方向】

児童・生徒が、自ら心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、様々な分野が協力し、健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

事業名	・ 性教育講演会	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	中学 3 年生に対して、保健師が健康教育を実施しています。講演は性感染症やエイズ、人工妊娠中絶等について、命の大切さを伝える内容となっています。(町・中学校)	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	検討	継続

事業名	・ 喫煙や飲酒、薬物に関する情報提供	担当：保健福祉課 子ども教育課
事業内容	飲酒・喫煙・薬物に関する健康影響について正しい知識の普及啓発を行います。また未成年者の飲酒・喫煙・薬物の実態把握をします。(町・小中学校)	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 地域学校保健委員会	担当：子ども教育課
事業内容	聖籠町立こども園（令和 4 年度以降は幼稚園）、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒の健康の保持増進に関する教育の推進並びにそれらに関わる諸問題の解決に資する提言及び支援等を行うため開催します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

⑤ 地域交流活動の充実

【施策の方向】

子どもたちに、自分の生まれたふるさとを愛する心を養ってもらうため、地域の方とふれあう体験活動が大切になっています。

この活動を行うことにより、学校や家庭では、得がたい生活体験や地域の自然環境の学習ができます。さらには、子どもたち自身が発見することなどで、新たな芽生えにつながっていきます。

子どもたちも芸術やスポーツを通じて交流活動を行うことにより、心身の健全な育成につながるため、これらの活動を推進します。

事業名	・ 週末体験くらぶ	担当：社会教育課
事業内容	毎週土曜日を中心に、町内の 3 つの小学校児童の交流と、遊びの中で想像力の育成を目的とした体験事業を実施しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ こども会、育成会	担当：社会教育課
事業内容	地域のこども会等の活動を支援しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 子ども同士及び異世代の交流ができる場の提供	担当：社会教育課
事業内容	子ども同士だけでなく、高齢者から子どもまで自由に交流できる場を提供します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ せいらう少年少女合唱団	担当：社会教育課
事業内容	子どもたちの音楽文化を高めるための支援と育成を行っています。 「誰でも、気軽に参加できる」合唱を取り入れ、「町音楽祭」や「ジュニアコーラスフェスティバル」等の催事に参加し、世代・地域を超えた交流を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	週 1 回	検討

事業名	・ スポーツ少年団	担当：社会教育課
事業内容	スポーツを通して子どもの心身の健全育成を図り、子どもたちの仲間づくりや子ども同士の交流を目的として実施しています。現在、7 種目（10 団体）で多くの子どもたちが活動しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・スポーツ活動支援事業	担当：社会教育課
事業内容	スポーツ人口の拡大、交流を通じた人間関係の構築、子どもたちのスポーツ参加を目的に、町民主体のスポーツ活動を行っている NPO 法人「スポネットせいろ」に補助金を交付して活動を支援しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	検討

事業名	・子ども宿泊自然体験事業（わんぱくキャンプ）	担当：社会教育課
事業内容	自然体験を通じて心と体を鍛え、互いに助けあうことで、人との関係力を身に付けてもらうため、2泊3日の宿泊体験事業を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	縮小もしくは検討

事業名	・お正月公民館まつり	担当：社会教育課
事業内容	家庭や地域でふれる機会が少なくなった、かるたやコマ回しなどの昔あそびをとおして、大人と子どもが一緒にふれあう機会を提供しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

⑥ 社会参加意識の向上

【施策の方向】

子どもと家庭の福祉向上のためには、より一層福祉業務に係る人材の育成と資質向上が求められています。

このため、福祉施設等の職員の専門的な知識や技術を高めるため、研修への参加を促進していきます。

また、NPO（特定非営利活動法人）やボランティア活動等の機運を高め、町民全体に扶助、地域の人々のふれあいを創造していきます。

事業名	・ 研修への参加	担当：保健福祉課
事業内容	福祉施設等の職員の知識向上を図るため、研修会に参加しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 中学生のボランティア	担当：社会福祉協議会 社会教育課
事業内容	令和 2 年度から長期休み等を利用して、ボランティア活動に参加できる機会を提供します。 ボランティア活動のメニューについては、中学生と計画し実施します。	
方向・目標	令和元年度	令和 6 年度
	—	継続

事業名	・ 青少年健全育成員	担当：社会教育課
事業内容	青少年健全育成員は、聖籠町青少年健全育成町民会議が主催する行事のサポートや、有害図書自動販売機等の実態調査等、「こども 110 番の家」看板メンテナンス等の活動を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 外部団体との連携	担当：子ども教育課
事業内容	「せいろ共育ひろば みらいのたね」や社会福祉協議会のボランティア団体、近隣市町村の NPO 法人との連携を図ります。 みらいのたねでは、お菓子づくりなどを通じ、こども園の児童と中学生と地域の方々の交流を行っています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

(5) 子育て活動への支援体制の充実

情報の一元化・ネットワーク機能の充実した体制づくり

【施策の方向】

子どもに関する施策を充実させるには、行政の子育て支援を実施している関係各課の連携の強化が必要です。

また、子ども子育て家庭に関する活動や支援には、様々な団体に取り組んでいることから、それらの方々との協働にも取り組み、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援していく体制を整えます。

事業名	・ 子ども家庭相談ネットワーク会議		担当：子ども教育課
事業内容	関係各課の連携を強化し、情報の集約を図るなど、効率的で効果的な支援が行えるよう情報の一元化やネットワーク機能の充実を図ります。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	充実	充実	

事業名	・ 町民、関係団体との連携の強化		担当：子ども教育課
事業内容	子どもや子育て家庭に関する活動や支援に取り組んでいる様々な団体との連携を図り、町民ニーズや必要な保育サービスについて随時検討していくとともに、町民の主体的な取り組みを支援しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	充実	充実	

（６）町民の子育てへの関心を高めるための活動

① 子どもの人権に関する広報活動の実施

【施策の方向】

「児童の権利に関する条約」では、１８歳未満のすべての子どもを対象とするもので、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的としています。

この条約や「児童憲章」の趣旨を十分に踏まえ、関係機関と連携を図りながら、様々な施策を展開する中で子どもの最善の利益確保に努めます。

事業名	・ 児童の権利に関する広報活動	担当：町民課
事業内容	子どもの人権に関する広報活動の実施を検討します。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	検討	検討

② 子育てに関する関心を高めるための活動

【施策の方向】

子どもや子育てをめぐる環境の変化に適切に対応し、次の世代を担う子どもたちの健全な成長を促すことは地域社会全体の共通の願いです。

家庭においては、子どもの心と体を育む責任があることから、^{しつけ}躾や子育てを夫婦が協力し合って行うことの大切さに関する活動を実施します。

地域は、子どもの協調性や社会性を培う貴重な場です。そのため、地域における子ども同士の交流活動の推進等に努めます。

地域社会が相互扶助の意識を持って子育てを支援し、地域全体で子どもと親を見守る地域社会のネットワークづくりを推進します。

事業名	・ 有害図書等の規制	担当：社会教育課
事業内容	本町では、有害図書等に関する自動販売機等の設置を規制しています。	
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度
	継続	継続

事業名	・ 飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報の提供		担当：保健福祉課
事業内容	情報の氾濫等やゲームの普及等により命の大切さが子どもたちの中で薄らいでいるようです。また、青少年が飲酒や喫煙等により与えられる影響は計り知れません。 このようなことから、飲酒・喫煙・薬物・性感染症・命の大切さ（中絶）等に関する情報を提供しています。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

事業名	・ 父親の子育てに関する関心を高めるための活動		担当：子ども教育課
事業内容	すくすく事業等に父親の参加を呼びかけ、家族間の交流を通じながら、父親が子育てに参加することの重要性や父親の子育てへの関心を高める活動を行います。		
方向・目標	平成 30 年度	令和 6 年度	
	継続	継続	

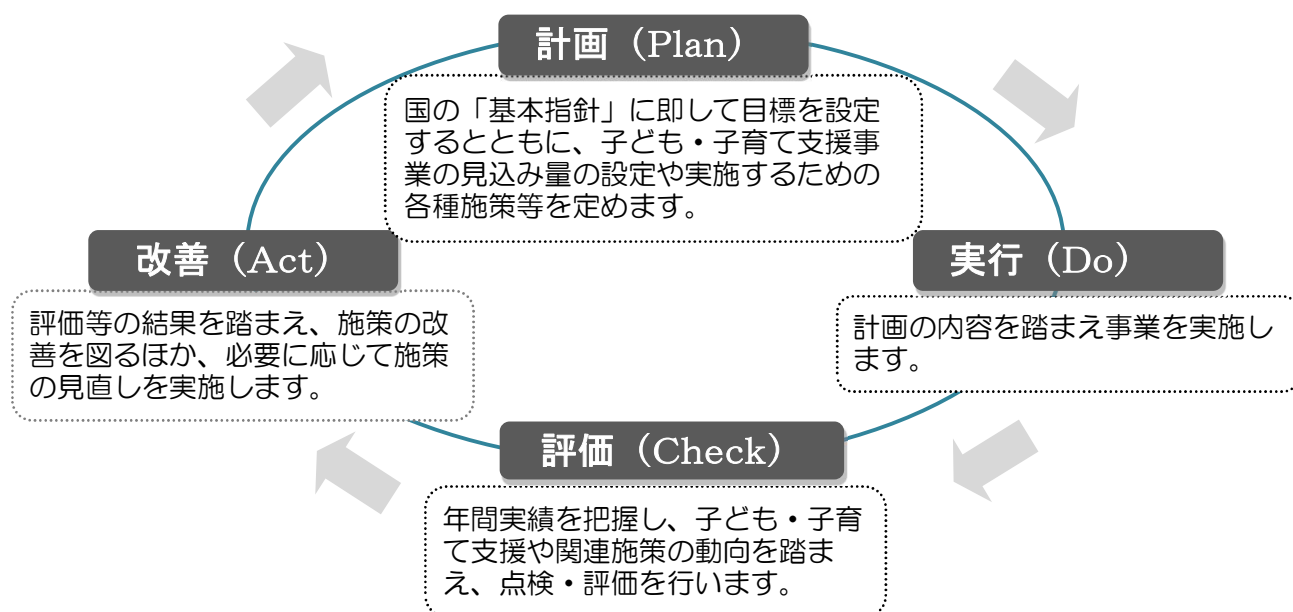
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制等

本計画の推進にあたり、行政関係部局を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなど、計画の着実な実施や推進を図ります。

本計画を着実に推進していくために、計画に係る進行管理は聖籠町子ども・子育て会議等で、各年度ごとに計画に基づく施策・事業の進捗状況の把握（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、点検・評価を行い必要に応じて計画内容を見直し等の検討を行い、施策の改善につなげていきます。

PDCAサイクル



資料編

1 聖籠町子ども・子育て会議

年 月 日	内 容
【第1回】平成30年12月26日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について ・策定スケジュールについて ・ニーズ調査結果について
【第2回】平成31年3月20日	・聖籠町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果について ・その他について
【第3回】令和元年10月10日	・幼児教育・保育の無償化について ・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について ・その他について
【第4回】令和2年2月17日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について ・その他について
【第5回】令和2年3月27日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について（答申）
【第6回】令和4年3月11日	・「第二期 聖籠町子ども・子育て支援事業計画」について

2 聖籠町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1号委員	学校法人 新潟総合学園 新潟医療福祉大学 社会福祉学部	特任教授	武 井 恒 美	会長
2号委員	聖籠中学校	校 長	三 浦 学	
	亀代小学校	校 長	近 藤 幸 栄	
	蓮野こども園	園 長	地 主 浩 美	
	聖籠こども園	園 長	高 橋 智 恵 子	
	聖籠はじめ保育園	園 長	三 國 薫	
	聖籠町民生委員児童委員協議会	会 長	圓 山 昌 晴	
	聖籠町社会福祉協議会	障がい支援 センター長	本 田 恵	
3号委員	聖籠町愛児会連絡協議会	会 長	新 保 裕 司	
	聖籠町 PTA 連絡協議会	代 表	安 尻 学	
	亀代学区 地域すくすくサロン かめかめクラブ	代 表	田 村 あ ゆ み	
	山倉学区 地域すくすくサロン ぐーちょきぱー	代 表	星 野 か お り	
	蓮野学区 地域すくすくサロン うさぎ・おひさまサークル	代 表	肥 田 野 し の ぶ	
4号委員	一般町民		伊 藤 め ぐ み	
	一般町民		藤 間 殖	副会長
事 務 局	聖籠町教育委員会 子ども教育課	教育長	近 藤 朗	
		課長	田 中 雅 義	
		参事	佐 藤 伸 一	
		課長補佐	宮 下 勝 敏	
		主 幹	渡 辺 大 樹	
		主 事	阿 部 紗 也 佳	
	保健福祉課	係長保健師	渡 辺 郁 子	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者

3号委員：子育て支援団体の代表者

4号委員：一般町民

任 期：平成30年12月1日～令和2年11月30日

3 聖籠町子ども条例

○聖籠町子ども条例

平成26年3月12日
条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 町の施策（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条・第16条）

附則

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

次代の社会を担う子どもが、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の活力ある地域社会の創造に大きく貢献するものです。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化により、子どもを見守る地域の力が低下してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、児童虐待やいじめが増加するなど、子どもの心身が健やかに育つ環境が損なわれ、これが更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力低下など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、家庭、学校、地域、事業者など社会全体がそれぞれの役割を果たし、未来の聖籠町を担う子どもたちが、それぞれの発達段階に応じて、のびのび健やかに成長し、保護者が子育てに喜びを感じ、いきいきとした活力あるまちとなることを目指し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、聖籠町の子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、町民等、学校等、事業者及び町のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって子どもの健やかな成長と最善の利益を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において町民等とは、町に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

3 この条例において学校等とは、学校、こども園、保育所その他これらに類する施設をいう。

4 この条例において事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長を社会全体で支援するため、保護者、町民等、学校等、事業者及び町が一体となり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 心身ともに健やかに成長するため、子どもの最善の利益が考慮されること。
- (2) 社会全体で保護者を支え、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりを行うこと。
- (3) 保護者、町民等、学校等、事業者及び町が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。
- (4) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、子どもにとって家庭が教育の原点であり、出発点であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる基本的な生活習慣及び社会規範の定着を図るとともに、心身ともに安らぎ、子どものよりどころとなる家庭環境づくりを行うものとする。

2 保護者は、集団生活を通して子どもの社会性が育まれるよう地域や学校等と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域が子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会の一員としての役割及び社会規範を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、地域社会が有する子育てに関する知識又は経験の提供、地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成及び健康・体力の増進を柱とする生きる力を育成するとともに、保護者及び町民等との連携を積極的に図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響を考慮し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮するものとする。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう

配慮するとともに、町民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するものとする。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、子育て支援を総合的に実施する主体として、保護者、町民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たし、連携できるよう調整を行わなければならない。

第3章 町の施策

(子ども・子育て家庭への支援)

第9条 町は、基本理念にのっとり、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化による質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
 - (2) 家庭における養育支援の充実
 - (3) 延長保育、預かり保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
 - (4) 育児サークル活動の支援、子育てに関する地域のネットワークづくり
 - (5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援
 - (6) 保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携による要保護児童施策の充実
- (健康の確保及び増進)

第10条 町は、家庭訪問、健康相談その他の保健施策を充実し、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 町は、子どもを健やかに育むため、安心して安全な活動ができる場所を整え、発達段階に応じた質の高い教育環境の整備を促進するものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第12条 町は、就労する保護者が安心して働けるよう、事業者に子育て環境の整備について啓発を行うとともに、乳幼児期から学童期を通して、発達段階に応じた多様な保育サービス等を充実し、子育てと仕事の両立を推進するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、乳幼児期から大人になるまでの一貫した相談支援体制の充実を図り、子育てに対する不安又は孤独感を感じている保護者に対し、発達段階や家庭環境等に応じた適切な支援と情報提供を行うものとする。

2 町は、子ども相談に関わる事案について、児童相談所及び学校等と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

(健全育成施策の充実)

第14条 町は、子どもの健全な育成を促進するため、自然や文化芸術に親しむことのできる機会の確保、スポーツの振興その他必要な施策の充実を図るものとする。

第4章 推進体制

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 町は、第9条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議の設置)

第16条 町は、前条に規定する計画の審議、点検及び評価を行うほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務进行处理するため、聖籠町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

2 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- (3) 子育て支援団体の代表者
- (4) 一般町民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例の廃止)

2 聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例（平成16年聖籠町条例第5号）は、廃止する。

今後5年程度を見据えた
こども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～

(中間整理)

令和5年9月29日

こども家庭審議会

目 次

第 1	はじめに	3
1	こども基本法の施行、こども大綱の策定	3
2	これまでのこども関連 3 大綱を踏まえた課題認識	5
3	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	6
第 2	こども施策に関する基本的な方針	7
(1)	こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	8
(2)	こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく	8
(3)	こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	9
(4)	良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	10
(5)	若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	11
(6)	施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する	12
第 3	こども施策に関する重要事項	13
1	ライフステージに縦断的な重要事項	13
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	13
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	14
(3)	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	15
(4)	こどもの貧困対策	16
(5)	障害児支援・医療的ケア児等への支援	17
(6)	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	18
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	20
2	ライフステージ別の重要事項	21
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで	21
(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保)		22
(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実)		23
(2) 学童期・思春期		23
(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)		24
(居場所づくり)		25
(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)		25
(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)		25
(いじめ防止)		26
(不登校のこどもへの支援)		26
(高校中退の予防、高校中退後の支援)		27

(3) 青年期	27
(高等教育の修学支援、高等教育の充実)	27
(就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)	27
(結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)	28
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	28
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	29
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	29
(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	29
(4) ひとり親家庭への支援	30
第4 こども施策を推進するために必要な事項	30
1 こども・若者の社会参画・意見反映	30
(1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進	32
(2) 地方自治体等における取組促進	32
(3) 社会参画や意見表明の機会の充実	32
(4) 多様な声を施策に反映させる工夫	33
(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成	33
(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備	33
(7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究	33
2 こども施策の共通の基盤となる取組	33
(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM	33
(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	34
(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化	35
(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信	35
(5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	36
3 施策の推進体制等	36
(1) 国における推進体制	36
(2) 数値目標と指標の設定	37
(3) 自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携	37
(4) 国際的な連携・協力	38
(5) 安定的な財源の確保	38
(6) こども基本法附則第2条に基づく検討	39
第5 おわりに	40

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という¹。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策²に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している³。

そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1 国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第
2 4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こ
3 ども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）。

4
5 こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- 6 ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、
7 こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- 8 ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的
9 な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に
10 掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事
11 項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- 12 ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体
13 的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）
- 14 ・ 都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町
15 村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、
16 努めるものとする。（第10条）
- 17 ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこ
18 ども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措
19 置を講ずるよう努めなければならない。（第16条）
- 20 ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案
21 を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域において
22 こどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要
23 な措置を講ずるものとする。（第17条第2項第1号及び同条第3項）

24
25 これらを踏まえ、令和5年4月18日に開催されたこども政策推進会議において、こども
26 大綱の案の作成の進め方について、こどもや若者、子育て当事者等の意見に耳を傾けながら、
27 こどもの健やかな成長への支援、困難な状況にあるこども・若者への支援、子育て支援、こ
28 ども・若者を支援する担い手の育成等に係る幅広い分野の様々な英知を結集して議論を進め
29 る必要があることから、こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣から、今後5年程度を見据
30 えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会において、
31 こどもや若者、子育て当事者の視点に立って、具体的な議論を進めることが決定された。

32 そして、同月21日に、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、こども家庭庁設置法
33 第7条第1項に基づき、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等
34 について、諮問がなされた。

35 こども家庭審議会においては、内閣総理大臣からの諮問を受け、これまで、審議会総会
36 において2回、基本政策部会において9回の議論を重ね、また、関連する分科会・部会でも
37 も議論を行った上で、今般、審議会総会として、この中間整理を取りまとめた。今後、中

間整理を基に、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、答申を行うこととしている。

2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価⁴において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和3年4月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書⁵において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング⁶）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる。
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる。
- ・ 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- ・ 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・ 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。

- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなうことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

（１）こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。つまり、こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体である。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学べるようにし、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていけるよう、取り組んでいく。声をあげにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。

こども・若者が、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、その多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、固定的な性別役割分担意識や特定の価値観、プレッシャーを押し付けられることなく、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう支えていく。性別にかかわらずそれぞれのこども・若者の可能性を拓けていくことが重要であり、乳幼児期から心身の発達の過程においてジェンダーの視点⁷を取り入れる。

思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないようにする。

貧困、虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こどもや若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して広く周知し、社会全体で共有を図る。

こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。

（２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置

1 かれたこども・若者や、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験
2 者（いわゆるケアリーバー）、宗教二世、外国人のこどもなど、様々な状況にあって声を聴か
3 れにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心
4 が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという
5 認識のもと、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについてくみ取るた
6 めの十分な配慮を行う。

7 こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会を作
8 り、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には
9 理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向
10 上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がる好循環をつくる。こども・若者と対等
11 な目線に立って、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していく。

13 （３）こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支 14 援する

16 こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長
17 し、若者として社会生活を送るようになる。おとなとして自分らしく社会生活を送ることが
18 できるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こど
19 もによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものである。円滑な社会生活
20 を送ることができるようになる時期も個人差がある。

21 それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成
22 年年齢である 18 歳、20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学
23 童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ること
24 ができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社
25 会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・
26 団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する。

27 また、保護者・養育者の「子育て」とは、こどもが乳幼児期の時だけのものではなく、こ
28 どもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経
29 て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て
30 当事者を支えていく。子育て当事者が、こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめ
31 ることなく、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状
32 況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができ、こどもを育てながら人生の幅
33 を狭めずに夢を追いかけるよう、多子やひとり親世帯に配慮しつつ、取組を進めていく。
34 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、
35 また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こども
36 に向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こ
37 どもと子育て当事者のウェルビーイングに欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへ
38 の安心感や見通しを持つことにつながる。

こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。

（４）良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながる。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）⁸の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

こども・若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、全てのこども・若者や家庭を対象とした乳幼児期からの切れ目ない予防的な関わりを強化する。困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。インクルージョンの観点から、一般施策において、困難な状況にあるこども・若者を受け止められる施策を講じる。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤独孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこどもへの支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。保護者による虐待や養育困難などの理由により、こどもを家庭において養育することが困難又は適当ではない場合においては、永続的解決（パーマネンシー保障）をめざして、養育環境の改善や家庭復帰を最大限に支援し、親族等による養育への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等、「できる限り良好な家庭的環境」の児童養護施設等において安定的、継続的な養育を提供する。

こども・若者や家庭に支援を届けるに当たっては、支援が必要でも自覚できないなどＳＯＳを発すること自体が困難、相談支援の情報を知らない、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題があるほか、ＳＯＳを発しても周囲が受け取れていないことがある。こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関

1 係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリー
2 チ型の支援を届ける。

3 幼児教育や保育に携わる者、教職員、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設
4 等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・
5 若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員やボランティアなど、こど
6 も・若者の育ちや困難に対する支援、子育ての支援に携わる関係者が喜びや幸せ、充実を感
7 じられるよう、職場環境や活動環境等の改善に取り組むとともに、多様な人材の確保・養成、
8 専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。

9
10 (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として
11 若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取
12 り組む

13
14 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期にお
15 いて、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるよ
16 うにする。

17 若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保する。若い世代が将来を見通
18 して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整
19 備する。若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望をもって生き
20 られる社会を作ること、少子化の克服や貧困の解消・貧困の連鎖の防止のための鍵である。

21 もとより、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものである。また、
22 家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化している。個人の決定に対し、特定の価値観を
23 押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならない。多様な価値観・
24 考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにするこ
25 とが重要である。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世
26 代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それ
27 ぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本である。

28 こどもや若者が、発達程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利⁹、性情報への対処や
29 互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していく。

30 妊娠後やこどもが生まれた後の支援に加えて、これから結婚や妊娠を希望する方への希望
31 に応じた支援を進める。

32 共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男
33 性の家事や子育てへの参画を促進する。固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や暮
34 らし方を見直し、子育て当事者の女性と男性がともに、こどもと過ごす時間を作ることがで
35 き、自らのキャリアを犠牲にすることなく相互に協力しながら子育てをすることができ、そ
36 れを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。また、子育て当事者が、共働き・
37 共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。

38 企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加

1 して、こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こども
2 や家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。

3
4 (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重
5 視する

6
7 こども家庭庁は、こども大綱等を基に、こども政策推進会議やこども家庭審議会の知見を
8 活用し、制度や組織による縦割りの壁を克服し関係省庁間で横の連携を密に行いつつ、政府
9 全体のこども施策を強力に推進し、必要に応じて関係省庁に対し勧告権を行使することも含
10 め、リーダーシップを発揮する。

11 こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方自治体であり、国は、地方自治
12 体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治体の視点を共有しながら、
13 こども施策を推進する。多くの地方自治体において、地域の実情に応じた自治体こども計画
14 が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

15 若者が主体となって活動する団体、地域でこども・若者や子育てへの支援に取り組む団体、
16 地域で活動する民生・児童委員、青少年相談員や青少年指導員、保護司など、こどもや若者
17 に関わる様々な関係者の協力なくして、こども・若者を支えていくことはできないため、こ
18 れらの共助を支える。

19 国際機関や国際社会における様々な取組と連携する。こどもの権利条約を誠実に遵守する
20 とともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解やOECD、G7やG
21 20 における国際的な議論などを踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際
22 社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する。

第3 こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ここでは、こども・若者のライフステージ別に提示することとする。まず、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示し、その次に、ライフステージ別にみた重要事項を示す。続いて、子育て支援に関わる重要事項を示す。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要である。

また、おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があることに留意する必要がある。

さらに、こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーション¹⁰であることが多い。そうしたニーズや課題は、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どんなこども・若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者のウェルビーイングに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、次の重要事項に取り組む。なお、これらの重要事項に係る具体的な取組については、こども政策推進会議が「こどもまんなか実行計画（仮称）」として取りまとめる。

1 ライフステージに縦断的な重要事項

特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、また、全てのライフステージに共通する事項として、以下の施策に取り組む。

（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。学校教育においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方自治体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体の内感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、折り合いをつける、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力などの社会情動的スキルの、双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながる。ひいては生涯にわたるウェルビーイングにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方自治体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

(こどもまんなかまちづくり)

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場の確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

（こども・若者が活躍できる機会づくり）

こども・若者が、ひとりひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、ＳＴＥＡＭ教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

（こども・若者の可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を拡げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等に努める。

こどもに身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、各大学が企業等と連携して行う理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

（プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等）

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につな

1 かれるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

2 妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェム
3 テックの利活用に係る支援を行う。

4 国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、
5 女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研
6 究、相談支援、人材育成等を進める。

7 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方
8 針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関し
9 て、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等
10 も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことがで
11 きるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前か
12 ら幼児期までの重要性に鑑み、今後策定予定の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な
13 ヴィジョン（仮称）」に基づく取組と適切に連携する。

14 乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、
15 母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

16
17 （慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）

18 慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療
19 等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援
20 や就労支援等を推進する。

21 こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

22 23 （４）こどもの貧困対策

24
25 こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、
26 前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつな
27 がる深刻な課題であり、こどもの貧困の解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖
28 によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背
29 景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生ま
30 れ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要
31 がある。このことは、まずもってひとりひとりの豊かな人生を実現することにつながることに
32 加え、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、我が国の将来を支える人材に成長していく
33 ことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。このため、地域や社
34 会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保
35 護者の就労の支援、経済的支援を進める。

36 全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能
37 性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そ
38 して、地域に繋がっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やス

クールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。また、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会を確保するための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子父子寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援では、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方自治体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるイ

1 インクルージョンを推進する。

2 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応の
3 ための地域における連携体制を強化する。

4 こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特徴を
5 早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・
6 思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、
7 福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

8 特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安
9 全・安心に過ごすための条件・環境整備とひとりひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の
10 整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システム¹⁾の実現に向けた取組を一層進める。
11 障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

13 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

15 (児童虐待防止対策等の更なる強化)

16 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後も様々な生きづらさにつながり得
17 るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待
18 に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が
19 多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社
20 会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないよ
21 うにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれ
22 まで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的
23 な支援体制の強化を行う。

24 虐待は誰にでも起こり得ることであるとともに、決して許されるものではないとの認識の
25 下、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援・こどもや親子の居場所支援の
26 推進等により、虐待により親子が傷つく前に、子育てに困難を抱える家庭やこどものSOS
27 をできる限り早期に把握し、支援につなげていく必要がある。このため、市町村の支援の中
28 心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を
29 含め、要保護児童対策協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待
30 予防の取組を強化する。

31 また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢
32 0カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に思い悩む若年女性
33 等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、
34 こうした支援の存在が予期せぬ妊娠に悩む若年女性など、支援を必要としている本人に届く
35 よう、相談窓口の周知などに取り組む。

36 さらに、こどもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分
37 に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進め
38 るとともに、一時保護委託を含めたこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭

から孤立した状態のこども・若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等において、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うため、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。

また、措置解除等の際の親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援などこども家庭福祉分野には、こどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのＩＣＴ化を推進する。

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障をめざして、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を行うとともに、その人材確保に努める。あわせて、児童養護施設等については多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面していることを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、ひとりひとり段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援

1 する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対
2 象として位置付けて支援に取り組む。

3 4 (ヤングケアラーへの支援)

5 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、
6 いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出て
7 しまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらずこども本人や家族に自覚
8 がないなどの場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が
9 情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につ
10 なげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセ
11 スメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

12 13 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

14 15 (こども・若者の自殺対策)

16 こども・若者の自殺対策については、自殺総合対策大綱¹²に基づく取組を着実に進めてい
17 くとともに、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や
18 心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展
19 開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した
20 相談体制の整備、都道府県等への多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等によ
21 る自殺予防対応、遺されたこどもへの支援など、体制強化を図りながら、総合的な取組を進
22 めていく。

23 24 (こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

25 社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択し
26 て利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにする
27 ことが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、
28 こどもが閲覧するには望ましくない情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題
29 も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力
30 習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリン
31 グの利用促進¹³、ペアレンタルコントロール¹⁴による対応の推進など、こどもが安全に安心し
32 てインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

33 34 (こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

35 こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を
36 及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれ
37 たこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・
38 若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な

啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいＳＮＳ等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

一生に残る傷を負うこどもの事件やこどもが生命を失うような事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策、製品事故防止等を進める。

こども・若者が、犯罪や災害、事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー¹⁵（ＣＤＲ：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援を充実させる。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

２ ライフステージ別の重要事項

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投

1 資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期であ
2 る。

3 また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園へ
4 の就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様であるが、その多様性を尊重しつつ、保護者・
5 養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかり
6 と目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮
7 しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイング向上を図ることが重要である。乳児期に
8 おけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期に
9 おける他者とのかかわりや基本的な生きる力の獲得を通じて、ひとりひとりのこどもが、か
10 けがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう
11 にしなければならない。

12 これらを踏まえ、後述の「3 子育て当事者への支援に関する重要事項」と併せ、以下の施
13 策に取り組む。

14
15 (妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保)

16 不妊症や不育症、また、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制
17 の強化を図る。

18 出産費用(正常分娩)の保険適用の導入や安全な無痛分娩の推進など出産に関する支援等
19 の更なる強化について検討を進める。

20 周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。周産期医療の
21 関係者と育成過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図
22 る。あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進する。

23 産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前
24 産後の支援の充実と体制強化を行う。

25 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後
26 から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。妊娠期から、
27 身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援
28 を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」の継続的な実施に向けての制度化の検討
29 を進め、着実に実施する。

30 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援
31 施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。

32 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニ
33 ング等を推進する。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相
34 談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。

35 先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた
36 検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障害の早期発見・早期療育に資する取組を
37 進める。

（こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実）

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含め、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方を「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」として策定し、これに基づき、社会の認識の転換を図りつつ、取組を推進する。これにより、こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく保障する。

待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていく。あわせて、病児保育を充実させる。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境のなかで、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国につながるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、ひとりひとりのこどもの健やかな成長を支えていく。

地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。

こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。

（２）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的にとらえられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活でいろいろな課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティーを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・異性との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択

1 が制約されることがないように支えていくことが望まれる。

2 これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

3
4 （こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等）

5 こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者
6 と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実
7 現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生さ
8 せ、学校生活を更に充実したものとする。

9 全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存
10 在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切
11 り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学び
12 を一体的に充実する。これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社
13 会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットと
14 しての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承し、取組を
15 着実に進めていく。

16 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末
17 の活用などを進め、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるように
18 していく。

19 インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。

20 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地
21 域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームに
22 もなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。

23 将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地
24 域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・
25 文化芸術環境の整備を進める。

26 「在外教育施設における教育の振興に関する法律」の基本理念等を踏まえ、在外教育施設
27 の魅力を高め、多様なこどものニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」
28 づくりを推進する。

29 社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル
30 教育を推進する。

31 体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組
32 を推進する。

33 こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管
34 理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。

35 学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の
36 取組を推進する。学校給食無償化の課題の整理等を行う。

1 (居場所づくり)

2 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。
3
4 もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所・時間、人との関係性全てが「居場所」になりえるものであるが、
5
6 その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、新たにこどもの居場所をつくっていくことに加え、すでにこども・若者の居場所となっている児童館、こども会、こども食堂や学習支援の場など
7
8 地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「こどもの居場所づくりに
9
10 関する指針（仮称）」に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。
11
12

13 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、
14 放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課
15 後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利
16 用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組
17 む。
18

19 (小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)

20 こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、
21 小児医療体制の充実を図る。

22 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との
23 連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこ
24 どもの健やかな成育の推進を図る。

25 こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、
26 SOSを出したり、セルフケアしたり、自らに合ったサポートが得られるよう、教育委員会
27 と保健部局が連携し、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への
28 対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、医療関係者等の協力を得ながら、性
29 と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進める。

30 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等を進める。
31

32 (成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

33 こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の
34 課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達程度等に応
35 じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進する。

36 こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持
37 って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図る。
38 金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更な

る充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組む。

様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるような意識啓発や情報提供に取り組む。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することができる取組を推進する。職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。こども・若者の自己実現につながる働き方の選択等に資するよう、高校等において労働関係法令の教育の支援に取り組む。社会保障の意義や仕組みを理解し、必要な制度を活用できるようにするとともに、変化する社会における社会保障について当事者意識をもてるようにするため社会保障教育の取組を一層推進する。

（いじめ防止）

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図る。

いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は困難であることも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じる。

地方自治体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進や、首長部局でいじめ相談から解消まで取り組むなど地域におけるいじめ防止対策の体制構築、重大ないじめ対応に係る第三者性の向上、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組む。

いじめの重大事態について、国に情報を収集し、文部科学省とこども家庭庁で情報を共有しつつ、学校設置者に必要な支援を行うとともに、重大事態調査の結果について分析等を行い、重大事態調査の適切な運用やいじめ防止対策の強化を図る。

（不登校のこどもへの支援）

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を全都道府県・政令指定都市に設置するとともに、将来的には全国に300校の設置を目指す。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる

1 環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登
2 校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。

3 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係
4 る要因分析を行う。

5
6 (高校中退の予防、高校中退後の支援)

7 高校中退を予防するため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上や進路支援、キャリア
8 教育の充実、課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置推進な
9 ど、高校における指導・相談体制の充実を図る。

10 高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や
11 学習支援を推進する。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内
12 容について学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のた
13 めの取組の充実を図る。高校を中退したこどもの高校への再入学・学び直しを支援する。

14
15 (3) 青年期

16
17 青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、高
18 等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱
19 いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、様々な人生における大きなライフイベン
20 トが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役
21 割や責任に対する不安なども感じることがある。

22 青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る
23 選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組が求められる。

24 これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

25
26 (高等教育の修学支援、高等教育の充実)

27 若者が、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保で
28 きるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施する。

29 大学等に進学した若者が、組織的・体系的な質の高い教育を受けられ、主体的な学修を進
30 められるよう、大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進める。

31 在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプラ
32 ニング教育を推進する。

33 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。

34 青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学・専修学校等にお
35 ける生涯学習の取組を促す。

36
37 (就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)

38 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制し

ながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。

離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。

全国どの地域に暮らす若者にとっても、経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来展望を持って生活できるよう、地方創生に向けた取組を促進する。特に地方から若い女性が都市部に流出していることを踏まえつつ、地方において若者が活躍できる環境を整備することが必要であり、地方における分厚い中間層の形成に向けて、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。

大きな社会経済政策として、最重要課題である「賃上げ」に取り組む。新しい資本主義の下、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から、「質の高い」投資の促進を図りつつ、「成長と分配の好循環」（成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる）と「賃金と物価の好循環」（企業が賃金上昇やコストを適切に価格に反映することで収益を確保し、それが更に賃金に分配される）という「2つの好循環」の実現を目指す。

「ひとりひとりが自らのキャリアを選択する」時代となり、働き方が大きく変化する中で、労働者の主体的な選択による職業選択、労働移動が、企業と経済の更なる成長につながり、構造的賃上げに資するものとなるよう、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化という三位一体の労働市場改革を加速する。

賃上げの動きを全ての働く人々が実感でき、将来への期待も含めて、持続的なものとなるよう、L字カーブの解消などを含め、男女ともに働きやすい環境の整備、「同一労働同一賃金」の徹底と必要な制度見直しの検討、希望する非正規雇用労働者の正規化を進める。

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」については、壁を意識せずに働くことが可能となるよう、取り組む。

（結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援）

結婚の希望がかなえられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であり、多くの地方自治体等において行われている出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖

1 父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。ま
2 た、若い世代は、こどもを授かるまで乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になること
3 が増えている。

4 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることな
5 く、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こ
6 どもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

7 これらを踏まえ、以下の施策に取り組む。

9 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

11 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期か
12 ら高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

13 教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声がある
14 ことから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、更なる支援拡充を検
15 討し、必要な措置を講じる。

16 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位
17 置づけを明確化し、拡充する。

18 地方自治体を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

20 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

22 地域の中で保護者の子育てが支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全て
23 のこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て
24 支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談やプッシュ型の
25 情報提供を行う。体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

26 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。

27 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護
28 者が学ぶことや、身近に相談相手がいらない状況にある保護者を切れ目なく支援することがで
29 きるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教
30 育支援を推進する。

32 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

34 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子
35 育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育て
36 を推進する。

37 職場の文化・雰囲気を変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休
38 業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境

づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画を促進することにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組が充実し、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることをないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動にすることが確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」

1 が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めて
2 いくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の
3 対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが
4 国や地方自治体に義務付けられている。

5 また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を
6 定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項に
7 ついて自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されると
8 している。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる¹⁶。

9 こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めるこ
10 とには、大きく、2つの意義がある。

11 ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあ
12 るものになる。

13 ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響
14 を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体
15 性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

16 こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる
17 場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機
18 会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終
19 わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていく必
20 要がある。

21 こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映さ
22 れたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させると
23 ともに、こどもや若者の更なる意見表明に繋がるような好循環を創出しなければならない。
24 また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、
25 おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見
26 を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

27 こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方自治体の取組を社会全体に広く発
28 信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若
29 者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について
30 社会全体に浸透することが期待される。

31 幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人
32 期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重
33 要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会
34 参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこども
35 や若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

36 これらを踏まえ、基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、以下の
37 施策に取り組む。

（１）国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報保護の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

（２）地方自治体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方自治体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

（３）社会参画や意見表明の機会の充実

あらゆるこどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児のころから学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

（４）多様な声を施策に反映させる工夫

貧困、虐待、いじめ、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者など、様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者、乳幼児を含む低年齢のこども、意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこどもや若者がいることを認識し、全てのこども・若者が自らの意見をもち、それを表明することができるという認識のもと、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

（５）社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

（６）若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声をあげて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

地域におけるこどもの意見反映・社会参画の拠点として、児童館、こども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設、こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

（７）こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

２ こども施策の共通の基盤となる取組

（１）「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

（こども施策におけるEBPMの浸透に向けた仕組み・体制の整備）

様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していく（EBPM: Evidence Based Policy Making）。その際、施策立案・実施の専門家である行政職員とデータ利活用等の専門家が協働・対話して進めていくこと、試行錯誤をしながら進めていくこと、定量的なデータに固執し過ぎず定性的なデータも活用することを認識しつつ進める。また、こども施策においては、何をアウトカムとするかが十分に定まっていないものが少なくなく、研究途上とも言えることから、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、施策の実態を踏まえて、何をアウトカムとすることが適切か、そうしたアウトカムをどのように得ていくのかについて検討していく。

大学・研究機関等の外部の専門家の登用・活用を進めるなど、こども施策の企画立案・実施を担う行政職員をEBPMの観点から支援する体制を整備する。

こども施策の企画立案・実施を担う部署の職員に対し、EBPMに関する周知啓発や研修、情報提供、支援を進める。

行政が中長期的な視野に立って優先順位等を付けた上で施策課題について研究テーマを提起し大学・研究機関等の創意工夫を活かす調査研究等を推進する。

新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実を図る。

地方自治体が行うこども施策におけるEBPMに関する取組について、好事例の展開等を行う。

（こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築）

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握¹⁷に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

（２）こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

一、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障害児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図る。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進める。こどもや家庭との関わりの中でストレスにさらされている職員などに対するメンタルケアに取り組む。

地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成する。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士の連携強化を図る。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方自治体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させる。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図る。

こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化する。

先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

(4) 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続きをワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方自治体等の

1 手続・事務負担の軽減を図る。

2 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報がわかりやすく
3 まとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすい
4 SNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができる
5 オンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化等
6 を通じた利便性の向上を図る。

8 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

10 こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、
11 地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々
12 を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進める。子
13 育て当事者がこどもと一緒にいるときに感じた不便や周囲に求める理解や配慮に関する調
14 査結果を踏まえ、国の施設やほかの公共施設、民間施設におけるこどもや子育て家庭を優先
15 して受け付ける取組やこども・子育てを応援する地域や企業の好事例の共有・横展開、公共
16 交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭に対するわかりやすい案内や妊産婦や乳
17 幼児を連れた家庭への配慮に関する利用者の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこ
18 どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく。

20 3 施策の推進体制等

22 (1) 国における推進体制

24 (こども政策推進会議)

25 こども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって、
26 こども大綱を総合的に推進する。その際、教育振興基本計画や年末に決定される予定のこど
27 も未来戦略等の他の政府方針と整合的に進めることに留意する。

28 こども施策の実施の推進及び関係行政機関相互の調整等のため、関係府省庁の局長級から
29 なる幹事会を活用する。幹事会構成員は、所属省庁におけるこども施策の推進の中核として
30 省内関係施策の取りまとめと推進を担う。

32 (こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)

33 こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまん
34 なか実行計画(仮称)」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況や
35 こども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目
36 途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画(仮称)」を改定し、関係省庁
37 の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

38 「こどもまんなか実行計画(仮称)」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目

1 標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目途に、こども大綱を見直
2 す。

3 4 (こども家庭審議会)

5 こども家庭審議会は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのでき
6 る社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項等を調査審議し、当該重要事項に関し、
7 内閣総理大臣、関係各大臣又はこども家庭庁長官に意見を述べる権限を持つ。内閣総理大臣
8 等の諮問に応じるのみならず、当該諮問がなくとも自ら調査審議を行い、内閣総理大臣等へ
9 意見を述べることができる。

10 こども家庭審議会は、こども家庭庁設置法案・こども基本法案に係る国会での審議を受け
11 止め、こどもや若者の視点に立って、公平性や透明性を確保しつつ、こども大綱の下で進め
12 られる各般の施策の実施状況や評価等について分科会や部会において幅広く充実した調査
13 審議を行い、当該施策や制度の改善等に関して、これらの権限を適切に行使する。

14 15 (こども政策を担当する内閣府特命担当大臣)

16 こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、「内閣府設置法第11条の3の規定により置
17 かれた内閣府特命担当大臣が掌理する企画立案・総合調整事務の遂行に関する実施要領」(令
18 和5年8月)に基づき、総合調整権限を機動的かつ柔軟に発揮する。必要に応じ、内閣府設
19 置法第12条に基づく関係行政機関の長に対する勧告等の権限を適切に行使する。

20 21 (全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方)

22 各種施策を企画立案・実施するに当たりこどもや若者の権利に与える影響を事前又は事後
23 に評価する取組¹⁸の在り方について調査研究等を進める。

24 25 (2) 数値目標と指標の設定

26
27 こども大綱が対象とするおおむね5年の間に達成すべき具体的な数値目標を設定する。数
28 値目標は、総花的に羅列するのではなく、戦略的に施策が進められるよう、こども大綱の体
29 系・柱建てに沿って構造的に設定する。こども・若者、子育て当事者からみて何がどのよう
30 に変わるのかがわかるようなものとなるよう留意する。

31 参考指標として、①数値目標に紐づく個別の施策の進捗状況を検証可能とする指標、②こ
32 ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。

33 おおむね5年後のこども大綱の見直しに向けた数値目標や指標の充実について、こども家
34 庭審議会において検討する。

35 36 (3) 自治体こども計画の策定促進、地方自治体との連携

37 38 (自治体こども計画の策定促進)

1 こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成す
2 るよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を
3 作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づ
4 くこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できる¹⁹こととされており、区域内
5 のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものと
6 することなどが期待されている。

7 こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方自治体を積極
8 的に支援するとともに、好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策
9 定・推進状況の「見える化」を進める。

10 (地方自治体との連携等)

11 国と地方が情報共有・意見交換する場を活用し、地域の実情を踏まえつつ、国と地方自治
12 体の視点を共有しながら、こども施策を推進していく。地方自治体の取組状況を把握し、取
13 組を促進するための必要な支援を行うとともに、現場のニーズを踏まえた地方自治体の先進
14 的な取組を横展開し、必要に応じて制度化していく。

15 こども施策に係る地方自治体との人事交流を推進する。

16 (4) 国際的な連携・協力

17 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)
18 に関し、SDGs実施指針改訂版²⁰に基づく取組を進める。

19 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」のパスファ
20 ーディング国として、子どもに対する暴力撲滅に取り組む。

21 こどもの権利条約を誠実に遵守²¹する。同条約に基づく児童の権利委員会からの総括所見
22 における勧告や、必要に応じて一般的意見について²²十分に検討の上、適切に対応を検討す
23 るとともに、国内施策を進める。同条約に基づく権利の実現のためにとった措置及びこれら
24 の権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を行うため、フォローアップを含めた
25 必要な措置を適切に講ずる。また、国際社会と協調しつつ、日本の考え方について正しい情
26 報発信を行う。

27 「ビジネスと人権」に関する行動計画²³に基づく取組を進める。

28 各種国際会議における議論の内容を踏まえて国内施策を進めるとともに、当該会議等の場
29 において我が国のこども施策を積極的に国際社会に発信する。

30 国連児童基金(ユニセフ)やOECDを始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献して
31 いくとともに、連携を強化する。

32 (5) 安定的な財源の確保

33 こども基本法第 16 条の趣旨を踏まえ、こども大綱を推進するために必要な安定的な財源

1 について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討
2 を進め、その確保に努めていく。

3 特に、こども未来戦略方針²⁴で示された「こども・子育て支援加速化プラン」については、
4 大宗を3年間（2026年度まで）で実施し、同プランの実施が完了する2028年度までに安定
5 財源を確保する。

6 7 （6）こども基本法附則第2条に基づく検討 8

9 こども基本法附則第2条に基づき、こども基本法の施行後5年を目途として、こども施策
10 が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し、公正かつ
11 適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のた
12 めに必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置
13 を講ずる。

1 第5 おわりに

3 こども・若者は、ひとりひとりがとても大切な存在である。全てのこども・若者が自分ら
4 しく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことが重要である。

5 こども大綱は、おとなが中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へ
6 と変えていくため、政府がどのようにこども施策を進めていくかをまとめるものである。こ
7 ども大綱の策定に当たっては、こども・若者、子育て当事者等からたくさんの意見をいただ
8 くこととしている。「こどもまんなか」社会の主役はこども・若者である。こども・若者の
9 声をしっかりと受け止めて、こども・若者と一緒になって、こどもや若者にとって最も良い
10 ことが何かを考えて策定されるこども大綱は、「こどもまんなか社会」への大きな一歩と言
11 えよう。

12 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こども・若者や子育てに対する優しい眼差し
13 が、属性や世代の垣根を越えて、我が国社会の隅々まで行き渡ることが重要である。すなわ
14 ち、国民全体の理解と行動が不可欠であり、こども、若者、子育て当事者、ニーズのある当
15 事者に配慮することで、全ての国民が生きやすい社会となる。

16 この国を「こどもまんなか社会」に変えていく過程においては、多くの課題があり、一定
17 の時間を要するが、その過渡期において、社会の環境整備がなされていないことを理由とし
18 て、こども・若者、子育て当事者の困難を見過ごすことは許されない。緊急的な対応も含め、
19 誰一人取り残さずにこども施策を進めていくことが必要である。

20 このこども大綱が、国がこども施策を総合的に推進する基盤となるにとどまらず、地方自
21 治体、地域、学校・園、児童福祉施設、家庭、民間団体、民間企業等、こども・若者に関わ
22 る国民の皆様にも広くその趣旨が理解され、我が国全体が一体となって、「こどもまんなか
23 社会」が実現されることを期待する。

（参考）こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、政府を挙げて、各般の施策の充実に取り組まれてきた。

例えば、消費税の引上げにより確保した財源などをこどもや若者への支援の充実に投入し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、平成25年度の1.13%から令和3年度には2.46%まで上昇した。

また、こどもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う児童福祉法等の改正、いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても、充実が図られてきた。

一方で、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭は44.5%と高くなっている²⁵。令和3年度には、小・中学校における不登校や、いわゆる「ネットいじめ」の件数が、令和4年度には児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多となっている²⁶。いじめの重大事態は706件発生している²⁷。令和4年には大変痛ましいことに約800人もの10歳から19歳のこども・若者が自殺しており、10代の死因の最多は自殺²⁸となっている。SNSに起因する事犯の被害にあったこどもの数も高い水準で推移している²⁹。

さらにこの数年は、コロナ禍が追い打ちをかけるように、友達との繋がり希薄化、集団活動や自然体験活動の減少³⁰などをもたらし、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念される。

我が国のこども・若者の自己肯定感や幸福感は低く、内閣府の調査によれば、「自分自身に満足している」こども・若者の割合は半数を下回り諸外国と比べて低い状況にある³¹。我が国のこどもが、38か国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位となっている国連児童基金の調査もある³²。

多様な指標を参照しつつ、日本社会に根差したこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12年（2030年）までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、我が国もコミットしている。17の目標はいずれも、こども・若者に深く関係し、こども・若者自身も、SDGs推進の担い手として育ち、積極的に関与することが期待されている。

1 出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかかっていない。令和4
2 年の出生数は77万759人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と
3 過去最低となった。少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システ
4 ムを維持することは難しく、国際社会における存在感を失うおそれもある。若年人口が急激
5 に減少する2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点
6 である。

7 少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化・晩産化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢
8 の上昇）、有配偶出生率の低下である。特に未婚化と晩婚化・晩産化の影響が大きいと言わ
9 れており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少
10 である。若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望³³しており、また、夫
11 婦は2人以上のこどもを育てることを理想としているが、若い世代が結婚や子育ての将来展
12 望を描けず、こうした希望や理想がかなわない状況にある³⁴。

13 子育て当事者にとっては、こどもの成長や子育てをめぐる状況が厳しく、負担や不安、孤
14 立感が高まっている³⁵。子育てしづらい社会環境³⁶や、根強い固定的な性別役割分担意識等を
15 背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境³⁷がある。さらには、子育ての経済的・精
16 神的負担感³⁸が存在する。

17 若い世代が将来に明るい希望をもてる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかな
18 わない。

¹ 児童の権利に関する条約は、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。日本は平成6年に批准。児童の権利条約第1条において、児童は「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と定義されている。ここでは、こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、こどもの権利条約と記すこととする。

² こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

一体的に講ずべき施策とは、例えば、主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないがこどもや子育て当事者に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）が含まれるものと解されている。

³ この成長の過程をライフステージごとに示す際には、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降から概ね30歳未満）（施策によってはポスト青年期の者）と示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないがここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、わかりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

⁴ 内閣府少子化社会対策大綱の推進に関する検討会「少子化社会対策大綱の推進に関する検討会中間評価～若者・子育て世代を真ん中に据え、「未来への投資」へ～」（令和4年7月）。

⁵ 内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議「子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見」（令和5年1月）。なお、同会議はこども家庭庁創設とともに廃止されている。

⁶ ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

⁷ SDGs 実施指針改訂版（令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDG s）推進本部決定）において、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値として SDG s の全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要である」とされている。

⁸ 愛着とは、こどもが怖くて不安なときに身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のことをいう。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらす、その基本的信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

⁹ セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR：Sexual and Reproductive Health and Rights）。G7 広島サミット首脳コミュニケにおいて、「特に脆弱な状況にある妊産婦、新生児、乳幼児及び青少年を含む全ての人の包括的な性と生殖に関する健康と権利（SRHR）を更に推進することにコミットする」とされている。

¹⁰ こども・若者や子育て当事者の中には、重大な課題を抱えており、より多くの支援を必要とするケースもあれば、比較的少ない支援を必要とするケースもある。また、支援の対象となっていないこども・若者や子育て当事者であっても、多かれ少なかれ課題を抱えているケースもある。このように、個別の課題や支援ニーズについては、それぞれのこども・若者や子育て当事者の状況に応じて、段階的に変化するものとして捉える必要がある。

¹¹ 障害者の権利に関する条約では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」とされている。

¹² 令和 4 年 10 月 14 日閣議決定。

¹³ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）の平成 30 年改正を受けて、フィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進をしており、

（1）事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底

（2）製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底に取り組んでいる。

なお、同法第 3 条第 3 項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。」とされていることに留意。

¹⁴ 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段ともこどもの情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

¹⁵ こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたもの。

¹⁶ こどもの権利条約第 12 条において、「自由に自己の意見を表明する権利（ the right to express those views freely ）」が定められている。その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」であり、意見が聴取される権利に関する児童の権利委員会一般的意見第 12 号（2009 年）において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされている。

¹⁷ 第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）において、「国際連合統計部は、各種統計の作成過程でジェンダーに関する視点を取り込むことの重要性を指摘しており、ジェンダー統計の充実の観点から男女別データの把握等に努めることが求められる」とされている。

¹⁸ いわゆるこどもの権利影響評価と呼ばれる取組。全ての施策においてこどもの視点や権利を主流化するための取組の一つと言われている。

¹⁹ 都道府県こども計画・市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する都道府県計画・市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画などと一体のものとして作成することができる。

²⁰ 令和元年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定。

²¹ 日本国憲法第 98 条第 2 項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定されている。

²² 児童の権利委員会は、条約の効果的な実施を促進するため、条約に基づき、締約国による政府報告審査を受けた当該審査対象国に対する見解や勧告を含む総括所見を発出したり、また、条約の解釈についての委員会としての見解を整理した一般的意見を発出することができる。なお、いずれも法的拘束力はない。

²³ 令和2年10月、ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議において策定。

²⁴ 令和5年6月13日閣議決定。

²⁵ 厚生労働省「国民生活基礎調査」

²⁶ 令和3年度において、小・中学校における不登校児童生徒数は24万4940人（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）、いじめの態様別状況において、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数は2万1900件（複数回答可。文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）、令和4年度において、児童相談所における児童虐待相談対応件数は21万9170件（令和5年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料）、といずれも過去最多。

²⁷ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

²⁸ 令和4年の10～14歳、15～19歳のいずれにおいても、死因第1位は自殺となっている（厚生労働省「人口動態統計」）。自殺の原因・動機をみると、19歳以下では、健康問題のほか、家庭問題や学校問題も多い（厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」）

²⁹ 令和4年で1,732人の18歳未満の者が被害にあっている。SNSとは、多人数とコミュニケーションをとれるウェブサイト等で、通信ゲームを含む（届出のある出会い系サイトを除く）。（警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」）

³⁰ 国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」。

³¹ 「私は、自分自身に満足している」という問いに「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した13歳～29歳の割合は、日本においては45.1%であり、その他の調査対象6か国においては73.5%～86.9%。（内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（令和元年）」）。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている。）

³² 国連児童基金（ユニセフ）イノチェンティ研究所の調査において精神的幸福度は「生活満足度の高い15歳の子どもの割合（平成30年）」、「15～19歳の若者の自殺率（平成25～27年の3年間の平均値）」という二つの指標で構成されている。

³³ 令和3年において、18～19歳、20～24歳、25～29歳の未婚男女いずれにおいても、「いずれ結婚するつもり」と答えた割合が8割を超えている。一方で、令和2年の50歳時点で男性の28.25%（約3.5人に1人）、女性で17.81%（約5.6人に1人）が未婚である。また、近年、「一生結婚するつもりはない」とする者の割合が増加傾向となっている。（国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」）

³⁴ 令和3年の夫婦の平均理想こども数は2.25人となっている。一方で、夫婦の完結出生こども数は1.90人であり、また、未婚者の希望するこども数は、減少傾向が続いており、令和3年には未婚男性で1.82人、未婚女性で1.79人と、特に女性で大きく減少し、初めて2人を下回った。(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

³⁵ 地域子育て支援拠点を利用する前の子育て当事者の状況として「子育てをしている親と知り合いたかった(71.9%)」「子育てで、つらいと感じることがあった(62.6%)」など孤立した育児の実態がみられる。(NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書(平成29年)」)

³⁶ 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、スウェーデン、フランス、ドイツでは、いずれも約8割以上が「そう思う」と回答しているのに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答している。また、「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていくか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」と回答している。(内閣府「少子化社会に関する国際意識調査(令和3年)」「少子化社会対策に関する意識調査(令和元年)」)。なお、本調査はこども家庭庁に引き継がれている。)

³⁷ 全世帯の約3分の2が共働き世帯となる中で、令和3年には、女性が考える「理想のライフコース」も、男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、いずれも、結婚・出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多になっている(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)。一方、女性(妻)の就業継続や第2子以降の出生割合は、夫の家事・育児時間が長いほど高い傾向にある(厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」)が、日本の夫の家事・育児関連時間は2時間程度(総務省「社会生活基本調査」)と国際的に見ても低水準である。また、こどもがいる共働きの夫婦について平日の帰宅時間は女性よりも男性の方が遅い傾向にあり(総務省「社会生活基本調査」)、保育所の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中している傾向もある。男性について見ると、正社員の男性について育児休業制度を利用しなかった理由を尋ねた調査では、「収入を減らしたくなかった(39.9%)」が最も多かったが、「育児休業制度を取得しづらい職場の雰囲気、育児休業取得への職場の無理解(22.5%)」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があった(22.0%)」なども多く、制度はあっても利用しづらい職場環境が存在していることがうかがわれる。(令和4年度厚生労働省委託調査 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」)

³⁸ 令和3年において、理想の子ども数を持たない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由が52.6%で最も高くなっている。また、妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由としては、35歳未満では経済的理由が高い傾向にあるが、35歳以上の夫婦では、「ほしいけどもできないから」といった身体的な理由も高い。「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」はいずれの世代でも約2割が選択している。(国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

こどもに関する取組で国が大事にすること ～こども大綱（たいこう）に向けて～

今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～（中間整理）（やさしい版）

令和5年9月
こども家庭審議会

「こども大綱」って何ですか？

——国がこども施策※を進めるときに、大事にすることや必要なことを書いています。
これから国がおこなうこどものための取組は、「こども大綱」に沿って進んでいきます。

※こどもに関する取組のこと。おとなになるまでの心や体の成長をサポートすることや、子育てをする人たちへのサポートをすることなどがあります。



なぜこども大綱をつくるのですか？

——すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
「こども基本法」という法律ができました。
そして、こども施策をしっかり進めていくため、「こども大綱」をつくることになりました。

こども大綱により、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、
将来にわたって幸せに生活できる、「こどもまんなか社会」を目指していきます。



こども
若者が

「こどもまんなか社会」をもっとくわしくいうと・・・

健やかに成長
できる

自分らしくいられる

遊んだり学んだり
できる

何をするか自由
にえらべる

意見を持てる・
意見を言える

困ったら助けて
もらえる

心や体を傷つけられたり
差別されたりしない

おとなになるのが
楽しみ



お金の心配がない

仕事をがんばりながら
趣味などの時間も持てる

若い
世代が



安心して結婚や
子育てができる

自分もこどもも幸せ



ひとりひとりが大切にされ、
自分らしく生きられ、
健やかに育っていける社会に



こども・若者はもちろん、
社会全体が幸せになる

こども施策を進めていくときにどんなことを大切にするのですか？

——次の6つのことを大切にします。

①こども・若者は、ひとりの人間であり、生まれながらに権利をもち（権利の主体）、ひとりひとりの違いを尊重され、その権利を保障されます。こどもの権利を尊重しながら、こども・若者の今と未来にとってもっとも良いことを一緒に考えます。

②こども・若者、子育てをしている人がどのような状況にあり、どのように考えているかを大切にします。また、その意見をきき、話し合いながら、一緒に考えていきます。

③こども・若者の成長に合わせて、おとなになるまでずっと支えます。

④こども・若者がより良い環境で成長することができ、自分は大切な存在であると感じながら成長できるようにします。また、困っている人にはその人に合ったサポートをします。

⑤若者がお金に困ることなく安定した生活を送れるようにし、結婚や子育てをしたい人はすることができるよう、社会全体で支えます。

⑥国や地方自治体、地域でこども・若者にかかわる人たちがみんなで協力します。

どんな取組をするのですか？

すべての年齢のこども・若者のための取組

- ・こども・若者が権利の主体であることを、こども・若者自身やおとなに広く知らせる。
- ・いろいろな遊びや体験活動ができるようにする。
- ・性別にかかわらず様々な分野で活躍できるようにする。
- ・性や妊娠に関して正しく知ることができるようにする。
- ・難病をかかえるこども・若者を支援する。
- ・貧困な状況に生まれ育っても、夢に挑戦できるよう、教育や生活などを支援する。
- ・障害のあるこども・若者もいっしょに活動できるようにし、地域での支援も強化する。
- ・子育てに悩んでいる保護者を支援するなどして、虐待を防ぐ。
- ・施設や里親のところで生活するこどもの声をきき、おとなになるまでサポートする。
- ・ふだんから家族の世話などをしているヤングケアラーを見つけ、支援を受けられるようにする。
- ・SOSの出し方や受け止め方を伝えたり、悩んでいるこども・若者が相談しやすい環境をつくったりして、自殺を防ぐ。
- ・インターネットを使うときの注意や、犯罪や災害・事故などから身を守る方法を教えて、安全に安心して過ごせるようにする。



など





小学校に入るまで（6才くらいまで）のこどものための取組

- ・お母さんの妊娠前からおなかの中にいるとき、また生まれて、育っていくときに、お母さんもこどもも元気でいられるよう、お医者さんに相談したり検査を受けたりできるようにする。
- ・こどもの心や体の状況や、こどもの周りの環境を考えながら、こどもの成長にとって大切な遊びを充実させるなど、生まれる前から6才くらいまでの育ちをひとしく、切れ目なく守る。

など



学童期・思春期（6～18才くらい）のこどものための取組

- ・学校を、もっと安心して過ごし、学ぶことができる場所にする。
- ・ありのままでいられ、いろいろな人といっしょに勉強や体験をしながら、安全に安心して過ごせる「居場所」をふやす。
- ・いつでも病院でみてもらえるようにしたり、自分の体や心について正しく知ることができるようにし、悩みを相談しやすくしたりする。
- ・18才で成人する前に、社会で生きていくために必要な知識を身につけられるようにする。
- ・道徳やホームルームなども使っていじめを防ぐほか、いじめを早く見つけたり、相談しやすくしたり、調査したりする。
- ・不登校の場合にも教育を受けられる体制を整える。
- ・高校での指導・相談体制を充実させて中退を予防し、中退した場合にも仕事や勉強についてサポートする。

など



青年期（18才くらいから）の若者のための取組



- お金を理由に自分のやりたいことを諦めることがないように、大学などに進学するための支援を行う。
- 自分に合う仕事を見つけ、経験をつんでいけるように支援する。また、給料が上がるようにしたり、働きやすいようにしたりする。
- 結婚したい人が結婚できるよう、地方自治体などが出会いの場をつくることへの支援や、結婚したときの新生活への支援を行う。 など

子育てをしている人のための取組

- 子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるようにする。
- 地域の中に、子育てを手伝ってくれる場所をふやす。
- 保護者がともに協力して仕事と子育てをできるように、働き方を変えとともに、男性がもっと家事や育児をするようによびかける。
- ひとりで子育てしている家庭に、必要な支援を行う。 など



こども施策を進めていく上で大事なことは何ですか？

——まず、こども・若者とおとなと一緒に社会をつくること（社会参画）、こども・若者も社会の一員として声をあげることができ、その声が社会に活かされること（意見反映）がとても大切です。

みなさんがこども・若者に対する取組の当事者です。

みなさんが声をあげるにより、こどもや若者をとりまく状況や必要としていることが、より多くのおとなに伝わります。それによって、こども・若者に対する取組がより良くなっていきます。ぜひみなさんの声を聴かせてください！



こども・若者の社会参画・意見反映のための取組

- ・国がこども施策を考えると、『こども若者★いけんぷらす』で意見をきいたり、会議のメンバーに入ってもらったりして、こどもや若者にも参加してもらう。
- ・地方自治体がこどもに関する取組を行うときにも、こども・若者の社会参画や意見反映が進むよう、こども・若者から意見を引き出す技術を持った人が参加するようにしたり、マニュアルやよい取組の例をお知らせしたりする。
- ・こども・若者が普段から意見を言いやすい雰囲気をつくる。こども・若者向けに、こどもに関する取組についていろいろな方法でお知らせする。
- ・小さいこどもも含めて、意見を言いにくいこども・若者も、安心して意見が言えるよう、いろいろな方法を考える。
- ・こども・若者から意見を引き出す技術を持った人をふやす。
- ・こども・若者が中心となって活動しているグループと協力し、また、その活動を応援する。
- ・どのようにしたらこども・若者の社会参画や意見反映が進むかを調べる。

など

——こども施策を進めるための、しっかりとした仕組みや体制も重要です。

仕組みや体制を整える取組

- ・取組を考えるときから、取組が行われた後にチェックをし、その結果を公表するまで、エビデンス（取組のもととなるデータ）に基づいて取組を考え、評価し、よりよくしていく。
- ・こども・若者や子育てを応援する人をふやし、そのような人たちがもっと協力できるようにする。
- ・情報や支援が必要な人にとどくように、SNSなども使ってお知らせしたり、手続をしやすくしたりする。
- ・こども・若者や子育てをしている人が、支援を受けやすくなったり、困ったときに気付いてもらいやすくなったりするよう、みんなに呼びかける。
- ・こども大綱に基づいてどんな取組をするか、よりくわしい内容をまとめた計画をつくり、毎年見直す。こども大綱についても、5年後くらいに見直す。
- ・若者も参加している「こども家庭審議会」で、内閣総理大臣などに意見を言ったり、こども大綱に基づいてしっかり取組が行われているか議論したりする。
- ・こども大綱に基づいて、いつまでにどのような目標を達成するのか決める。それぞれの取組がどれくらい進んでいるのかということや、こども・若者がどんな状況にあるのかということを確認するために、どんなデータを使うのかも決める。
- ・こども施策をどのように進めていくかについて、地方自治体が、こども大綱をもとに「こども計画」をつくるのを支援する。こどもに関する取組をよりよく進めるため、地方自治体と協力する。
- ・ほかの国ではこども・若者についてどのような議論が行われているかを確認し、国際機関（国際連合などいくつかの国の集まり）などと協力する。
- ・こども施策を進めるために必要なお金について、しっかり準備する。

など

○聖籠町子ども・子育て会議の運営に関する規則

平成26年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町子ども条例（平成26年聖籠町条例第10号）第16条第8項の規定に基づき、聖籠町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催及び議事の決定)

第2条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、子ども教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○聖籠町子ども条例

平成26年3月12日

条例第10号

改正 令和4年3月11日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 町の施策（第9条—第14条）

第4章 推進体制（第15条・第16条）

附則

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。

次代の社会を担う子どもが、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来の活力ある地域社会の創造に大きく貢献するものです。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化により、子どもを見守る地域の力が低下してきており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした中、児童虐待やいじめが増加するなど、子どもの心身が健やかに育つ環境が損なわれ、これが更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力低下など、様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、家庭、学校、地域、事業者など社会全体がそれぞれの役割を果たし、未来の聖籠町を担う子どもたちが、それぞれの発達段階に応じて、のびのび健やかに成長し、保護者が子育てに喜びを感じ、いきいきとした活力あるまちとなることを目指し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、聖籠町の子どもの育成に関し、基本理念を定め、保護者、町民等、学校等、事業者及び町のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子育て支援に関する町の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって子どもの健やかな成長と最善の利益を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において子どもとは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において町民等とは、町に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

3 この条例において学校等とは、学校、幼稚園、認定こども園、保育所その他これらに類する施設をいう。

4 この条例において事業者とは、町内で事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの健やかな成長を社会全体で支援するため、保護者、町民等、学校等、事業者及び町が一体となり、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 心身ともに健やかに成長するため、子どもの最善の利益が考慮されること。

(2) 社会全体で保護者を支え、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じられるような環境づくりを行うこと。

(3) 保護者、町民等、学校等、事業者及び町が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

(4) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、子どもにとって家庭が教育の原点であり、出発点であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる基本的な生活習慣及び社会規範の定着を図るとともに、心身ともに安らぎ、子どものよりどころとなる家庭環境づくりを行うものとする。

2 保護者は、集団生活を通して子どもの社会性が育まれるよう地域や学校等と連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地域が子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会の一員としての役割及び社会規範を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 町民等は、地域社会が有する子育てに関する知識又は経験の提供、地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよ

う努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、確かな学力の定着、豊かな人間性の育成及び健康・体力の増進を柱とする生きる力を育成するとともに、保護者及び町民等との連携を積極的に図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響を考慮し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮するものとする。

2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、町民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するものとする。

(町の責務)

第8条 町は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 町は、子育て支援を総合的に実施する主体として、保護者、町民等、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たし、連携できるよう調整を行わなければならない。

第3章 町の施策

(子ども・子育て家庭への支援)

第9条 町は、基本理念にのっとり、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化による質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
- (2) 家庭における養育支援の充実
- (3) 延長保育、預かり保育、一時預かり、放課後児童クラブなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
- (4) 育児サークル活動の支援、子育てに関する地域のネットワークづくり
- (5) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援
- (6) 保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携による要保護児童施策の充実

(健康の確保及び増進)

第10条 町は、家庭訪問、健康相談その他の保健施策を充実し、子ども及び保護者の健康の確保及び増進を図るものとする。

(教育環境の整備)

第11条 町は、子どもを健やかに育むため、安心して安全な活動ができる場所を整え、発達段階に応じた質の高い教育環境の整備を促進するものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第12条 町は、就労する保護者が安心して働けるよう、事業者に子育て環境の整備について啓発を行うとともに、乳幼児期から学童期を通して、発達段階に応じた多様な保育サービス等を充実し、子育てと仕事の両立を推進するものとする。

(相談支援体制の充実)

第13条 町は、乳幼児期から大人になるまでの一貫した相談支援体制の充実を図り、子育てに対する不安又は孤独感を感じている保護者に対し、発達段階や家庭環境等に応じた適切な支援と情報提供を行うものとする。

2 町は、子ども相談に関わる事案について、児童相談所及び学校等と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

(健全育成施策の充実)

第14条 町は、子どもの健全な育成を促進するため、自然や文化芸術に親しむことのできる機会の確保、スポーツの振興その他必要な施策の充実を図るものとする。

第4章 推進体制

(子ども・子育て支援事業計画の策定)

第15条 町は、第9条から前条までに規定する各施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援事業計画を策定するものとする。

(子ども・子育て会議の設置)

第16条 町は、前条に規定する計画の審議、点検及び評価を行うほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するため、聖籠町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

2 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育分野の活動を行う団体の代表者
- (3) 子育て支援団体の代表者
- (4) 一般町民

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。
- 5 会長は、子育て会議を代表し、議事その他会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 8 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例の廃止)
- 2 聖籠町次世代育成支援対策行動計画策定委員会条例(平成 16 年聖籠町条例第 5 号)は、廃止する。

附 則 (令和 4 年 3 月 11 日条例第 4 号)
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。